

JACDS

JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES

日本チェーンドラッグストア協会 会報誌

FEBRUARY 2020 **198**

トピックス

- ・第20回 JAPAN ドラッグストアショー開催中止の決定について
- ・新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴うマスクの安定供給について
- ・新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策について
- ・日本赤十字に一般用医薬品等を寄付
- ・「令和元年台風19号被災地支援」日本赤十字に寄付

協会活動

- ・1月度月次活動報告
- ・議事録

協会からのお知らせ

登録販売者試験受験対策支援
「コンシェルジュマスター研修」ご案内
健康サポート薬局研修 ご案内
介護情報提供員募集について
薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修 募集のご案内
日本ヘルスケア協会 案内
「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援募金

行政・団体からのお知らせ

厚生労働省、経済産業省中小企業庁、財務省、国税庁

日本チェーンドラッグストア協会

協会活動の5原則

この5つの原則は、日本チェーンドラッグストア協会設立にあたり、発起された方々によって確認されたものです。協会活動は、永くこの原則にのっとり、社会・業界の発展に貢献するものとします。

1. 民主的な組織と運営を貫くこと

この協会の組織や運営には、協会の目的達成以外の論理や秩序を持ち込むことなく、さらには会員の派閥や覇権争いの場と化すことなく、各会員の意見集約とその具現化の場として民主的な運営に努めること。

2. 論議の場であること

この協会は、様々な案件や建議について多くの人々や関係者、有識者の意見を交換する議論の場であること。

3. 会員は協会の目的達成のために力を合わせる事

協会の民主的な手続によって決定された事柄に関して、会員はその実施に当たり絶大な協力を行なうこと。

4. 正義を貫くこと

この協会の運営に係わる事柄は、得か損かで判断・意思決定するのではなく、社会的に正しいか否かで判断すべきである。この協会は常に正義を貫くこと。

5. 志高き人々の集団たれ

この協会は、より良い社会、より良い業界、より良い企業づくりに貢献したいと願う、志高き人々の集団であれ。

新型コロナウイルスの猛威が止まりません。中国での死者が1000人を超えたとの報道がありました。また、インフルエンザによる死者が米国では1万人以上と推定されています。輝かしい東京オリンピック・パラリンピックの開催年と言われていた年初から、暗雲が立ち込めてきた感じです。

武漢からの帰国者の検査、クルーズ船の乗客の検査等々、国を挙げての対応をとってはいるものの、後追いの感じを否めません。有効なワクチンの開発が望まれますが、まだまだ時間がかかりそうです。

JACDSでは厚労省の要請に応え、クルーズ船に日常物資を調達・搬入しました。日薬はクルーズ船の乗客に配布する医薬品の仕分け応援に薬剤師を派遣しています。

ドラッグストアに何が出来るか。模索しながらも、これ以上の拡大がないよう、予防には一人一人が日々、気をつけたいと思います

JACDS

日本チェーンドラッグストア協会 会報

CONTENTS

No.198

2020.2

●トピックス

- ・第20回 JAPAN ドラッグストアショー開催中止の決定について
- ・新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴うマスクの安定供給について
- ・新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策について
- ・日本赤十字に一般用医薬品等を寄付
- ・「令和元年台風19号被災地支援」日本赤十字に寄付

●協会活動

- ・1月度月次活動報告
- ・議事録

●協会からのお知らせ

- ・登録販売者試験受験対策支援
- ・「コンシェルジュマスター研修」ご案内
- ・健康サポート薬局研修 ご案内
- ・介護情報提供員募集について
- ・薬剤師資質向上研修・集合研修・ネットセミナーの募集案内
- ・日本ヘルスケア協会 ご案内
- ・「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援募金

●行政・団体からのお知らせ

厚生労働省、経済産業省中小企業庁、財務省、国税庁

表紙裏

日本チェーンドラッグストア協会 活動5原則

裏表紙裏

協会ホームページについて 事務局だより

2020（令和 2）年 2 月 26 日

日本チェーンドラッグストア協会
会員企業各位

日本チェーンドラッグストア協会
会長 池野隆光

第 20 回 JAPAN ドラッグストアショー 開催中止のご連絡

いつも協会活動にご理解、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本年になってから、新型コロナウイルスが猛威を振るい、中国だけでなく、我が国にもウイルスが入り込み、現在も感染拡大が続いております。

こうした状況を鑑み、JACDS としましては、今月 19 日の正副会長会、常任理事会、トップ会、そして、25 日の JAPAN ドラッグストアショー臨時実行委員会におきまして、第 20 回 JAPAN ドラッグストアショー開催の是非について、討議を続けてまいりました。

その上での結論としまして、これ以上の感染拡大を防止する観点から、苦渋の選択ではありますが、開催を断念することとなりましたので、会員企業の皆さまにお知らせいたします。

JACDS としましては、今月 10 日には横浜港に停泊していた「ダイヤモンド・プリンセス号」への日常生活用品の物資搬送にも協力しながら、感染予防、感染拡大防止に向けて、会員企業の皆様には留意事項やお客様への情報提供をお願いしてまいりました。

今後も、新型コロナウイルス感染症の状況に合わせて、会員企業の皆様とともに、感染拡大の防止並びに、沈静化に向けた取り組みを行ってまいりたいと思います。

ご意見などありましたら、協会事務局あてにお送り下さい。

どうか、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

事務連絡
令和2年1月28日

(公社) 日本薬剤師会
日本チェーンドラッグストア協会
(一社) 日本保険薬局協会

御中

厚生労働省医政局経済課

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う マスクの安定供給について

衛生材料の安定供給については、平素より多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルスに関連した感染症については、国民や医療関係者の皆様に対し、手洗いやマスクの着用など、標準予防策を心がけるよう、働きかけてまいりましたが、本日、感染症法・検疫法に基づく指定感染症・検疫感染症に指定し、必要な対策を講ずる方針となりました。

こうした中で、マスクについて需要が急速に増加していることから、その供給に支障が生ずることのないよう、貴職におかれましては、下記の点についてご協力いただきますよう、貴団体傘下の薬局等に周知をしていただきますようお願い申し上げます。

なお、別途、製造販売業者及び卸売販売業者に対しても、増産を図る等によりマスクの安定供給を図るよう要請を行っております。

記

1. マスクの安定的な供給の確保の観点から、製造販売業者や卸売販売業者に対して過剰な発注は行わないよう、また、薬局等において買い占めや備蓄目的での過剰な在庫を抱えることのないようお願いいたします。
2. 薬局等へ一度に大量にマスクが納入されると、市場に流通するマスクの在庫量に与える影響が大きいことから、製造販売業者や卸売販売業者の分割納入に協力してください。

担当者連絡先 厚生労働省医政局経済課 山本、牛坊

TEL 03(5253)1111 内線 2530、4111

03(3595)2421 (夜間直通)

FAX 03(3507)9041

Email : yamamoto-ryuuta@mhlw.go.jp

gobou-keita@mhlw.go.jp

【JACDS 事務連絡No.19152】
2020（令和2）年2月20日

会員各位

日本薬剤師会 会長 山本信夫
日本チェーンドラッグストア協会 会長 池野隆光
日本保険薬局協会 会長 南野利久

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策について（その2）

政府は2月17日、新型コロナウイルス感染症対策本部の下に設置された新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の議論（2月16日開催）を踏まえ、国民に向けた「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」をとりまとめ、公表しました【別添1】。

さらに同日、厚生労働省からは「新型コロナウイルスを防ぐには」として、新型コロナウイルス感染症の特徴や日常生活で気を付けること、そして、どのような場合に相談・受診するのかが示されました【別添2】。

また、今般のマスク不足の問題を受けて、全国マスク工業会や厚生労働省など関係省庁等の連名により、マスクに関する国民向けポスターが作成されたところです【別添3】。

各会員におかれましては、これらの内容についてご理解いただくとともに、薬局・ドラッグストアの窓口や店頭においては、別添1～3を活用した来局者・来店者の方々への情報提供に努めていただくようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る対策の見直しについては、日本医師会から2月17日付で都道府県医師会長および郡市区医師会長へ通知が発出されておりますので、参考にさせていただきますよう併せてお願いいたします【別添4】。

別添1. 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安（厚生労働省）

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 感染症情報 > 新型コロナウイルス感染症について 「国民の皆さまへのメッセージ」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596905.pdf>

別添 2. 新型コロナウイルスを防ぐには（厚生労働省）

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康
> 感染症情報 > 新型コロナウイルス感染症について 「大臣記者会見概要」（2月
17日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596861.pdf>

別添 3. マスクについてのお願い（啓発ポスター）

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康
> 感染症情報 > 新型コロナウイルス感染症について 「国民の皆さまへのメッセー
ジ」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000594878.pdf>

別添 4. 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対策の見直しについて（日
本医師会）

http://dl.med.or.jp/dl-med/kansen/novel_corona/2019ken2_271.pdf

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。

2. 帰国者・接触者相談センターに御相談いただく目安

- 以下のいずれかに該当する方は、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 - ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方（解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。）
 - ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方
- なお、以下のような方は重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合には、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 - ・ 高齢者
 - ・ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方や透析を受けている方
 - ・ 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

（妊婦の方へ）

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センターに御相談ください。

（お子様をお持ちの方へ）

小児については、現時点で重症化しやすいとの報告はなく、新型コロナウイルス感染症については、目安どおりの対応をお願いします。

- なお、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください。

3. 相談後、医療機関にかかるときのお願い

- 帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

新型コロナウイルスを防ぐには

新型コロナウイルス感染症とは

ウイルス性の風邪の一種です。発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴です。感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日（多くは5日から6日）といわれています。

新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染によりうつるといわれています。

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。特にご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。

日常生活で気を付けること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

こんな方はご注意ください

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。

マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。

詳しくは以下のURLまたはQRコードからご覧いただけます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html



一般的なお問い合わせなどはこちら

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。

厚生労働省相談窓口 電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00~21:00 (土日・祝日も実施)

聴覚に障害のある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方 FAX 03-3595-2756

<都道府県の連絡欄>

マスクについて のお願い

現在、予防用にマスクを買われている方が多いですが、
感染症の拡大の効果的な予防には、

風邪や感染症の疑いがある人たちに 使ってもらうことが何より重要です。

#マスクの使い方考えよう

#新型コロナウイルス対策

1

マスクは買い占め なくとも大丈夫

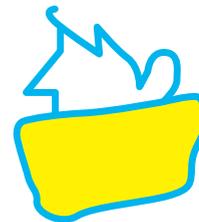
風邪や感染症の疑いのある人に
マスクを届けるために、
必要な分だけ買うようにしましょう。



2

使い捨てマスクが ないときは 代用品を使おう

ガーゼマスクや、タオルなど
口を塞げるものでも
飛沫(くしゃみなどの
飛び散り)を防ぐ
効果があります。



3

こまめな手洗い などの基本も大事

帰宅時や、料理・食事の前など、
口や鼻に触れる前に、
こまめに手洗いなどをしましょう。



マスク不足を解消するために官民連携して

毎週1億枚

以上のマスクを消費者のみなさまにお届けします。

都道府県医師会長 殿
郡市区医師会長 殿

日本医師会新型コロナウイルス感染症対策本部長
横 倉 義 武
日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菴 敏

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)への対策の見直しについて

昨日（2月16日）、首相官邸において、安倍総理大臣出席のもとに、新型コロナウイルス感染症専門家会議が開催され、感染経路を追えない複数の事例が確認されたことから、感染の段階が国内感染の早期に進んだとの認識で一致しました。

今後は、流行地の渡航者・接触者に対する警戒を継続しつつ、国内にウイルスが侵入することを水際でくい止める対策から、肺炎発症者のサーベイランスにより重症化や死亡例を出さない対策に重点を置くなど、国内各地に患者が発生することを前提とした対応に舵がきられました。

同会議で報告された現時点の患者像については以下であります。受診前に帰国者・接触者相談センターへの相談を案内する対応に変更はありませんが、いずれにしても各医療機関においても事前に察知できない感染者の来院を想定した対応が求められます。

- ・感染経路は飛沫感染・接触感染
- ・一部の患者に強い感染力を持つ可能性がある
- ・無症状病原体保有者がいる
- ・無症状～軽症の人が多い
- ・発熱や呼吸器症状が1週間前後持続することが多く、強いだるさ(倦怠感)を訴える人が多い
- ・高齢者・基礎疾患保有者は重篤になる可能性が高い
- ・対症療法が中心で、特別な治療法はない

また、国からは本日付けで別添のとおり同感染症についての相談・受診の目安が示されたところです。

したがって、本会として、現時点で医療機関が講じるべき対応について、下記のとおりとりまとめましたので、貴会におかれましても、本件についてご了知のうえ、貴会会員に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 日本医師会ホームページに掲載する「新型インフルエンザ等発生時の診療継続計画作りの手引き」（2013年8月31日）などを参照の上、可能な限りの院内感染対策を講じ、同感染症以外の患者はもちろん、医療機関スタッフへの感染防止に努めるとともに、国内における感染拡大を想定し、診療継続計画を再確認、見直すこと。
2. 今後、PCR検査の対象は、原因不明の肺炎で重症化が疑われる事例が主体となる。特に、①高齢者、②糖尿病・心不全・透析等基礎疾患がある、③免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている、④妊婦、等ハイリスクと考えられる者への対応には注意し、該当事例については、速やかに帰国者・接触者相談センターに相談すること。

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。

2. 帰国者・接触者相談センターに御相談いただく目安

- 以下のいずれかに該当する方は、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 - ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方
(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。)
 - ・ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方
- なお、以下のような方は重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合には、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 - ・ 高齢者
 - ・ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方
 - ・ 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

(妊婦の方へ)

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センターに御相談ください。

(お子様をお持ちの方へ)

小児については、現時点で重症化しやすいとの報告はなく、新型コロナウイルス感染症については、目安どおりの対応をお願いします。

- なお、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください。

3. 相談後、医療機関にかかる時のお願い

- 帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット(咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる)の徹底をお願いします。

日本赤十字社に対し、一般用医薬品（OTC）等を寄付

先般、日本赤十字社から当協会に対し、災害時などの際に海外に派遣される国際医療救援チームのメンバーが自身用に携行する一般用医薬品（OTC）や衛生用品に関する支援について打診がありました。協会では、会員企業に呼びかけたところ、8社から協賛いただき、25品目100人分100セットを寄付いたしました。

当協会ではこれまでも日本赤十字社の義捐金活動に協力してきましたが、日本赤十字社の活動自体に協力するのは初めてです。協会では今後とも、社会貢献活動に力を入れてまいります。



池野会長(左)と日本赤十字社大塚義治社長(右)



贈呈式で掲示された OTC 医薬品、衛生用品等の見本

1. 協賛いただいた会員企業

贈呈者 日本チェーンドラッグストア協会

賛助企業 ウェルシアホールディングス（株）、（株）マツモトキヨシホールディングス、（株）スギホールディングス、（株）ツルハホールディングス、（株）ココカラファイン、（株）トモズ、（株）龍生堂本店、（株）大木 順不同

2. 寄付物品

一般用医薬品（OTC）及び衛生用品。25品目100人分100セット（現物で寄付）。

具体例（日本赤十字社のリストアップに基づき取り揃えました）

整腸剤、胃酸分泌抑制剤、制吐剤、解熱鎮痛薬、解熱鎮痛消炎薬、総合感冒薬、抗アレルギー薬、抗生剤軟膏、抗炎症軟膏、抗生剤点眼薬、手指消毒薬、昆虫忌避薬、毒虫治療薬、救急絆創膏、綿棒、ビニール手袋、三角巾、ホッカイロ、冷ロン、エマージェンシーブランケット、電子体温計他

※派遣時に1人の要員が1~2月の間に必要とする医薬品等と必要量を1年間の派遣者数を勘案して100人分100セットを事前に準備

3. 贈呈式

本年2月4日、日赤本社にて、池野隆光協会会長から大塚義治社長に目録を贈呈しました。

「令和元年台風 19 号被災地支援」募金結果について

協会では会員企業の皆様に対し、災害支援の募金活動をお願いしておりました。今般、協会に寄せられた募金のとりまとめが完了しましたのでご報告いたします。

1. 募金総額 11,737,785 円

2. 募金協力企業(50音順 敬称略)

1) 正会員

(株)イチワタ、(株)オストジャパン、(株)クスリのマルエ、(株)クスリのマルエ、サツドラホールディングス(株)、
(株)下川薬局、(株)スギ薬局、(株)スマイルドラッグ、(株)太陽堂、(株)千葉薬品、(株)西日本セイムス、
(株)日本リテイル研究所、(株)富士薬品、(株)マツモトキヨシホールディングス、(株)ミズ、(株)モリキ、(株)よどや、
(株)龍生堂本店

2) 賛助会員

(株)エバースジャパン、(株)サカモト、ジェクス(株)、チェックポイントジャパン(株)、ニチバン(株)

2020年1月16日、日本赤十字社本社において、石田 岳彦 防犯・有事委員長より目録の贈呈が行われ、事業局 パートナーシップ推進部 調整監 野口 良樹様より感謝のお言葉をいただきました。

以下の各社からは、日本赤十字社、自治体等へ直接送金された報告をいただきました。ご協力ありがとうございます。

(株)近江兄弟社、塩野義製薬(株)、中部薬品(株)、(株)ホームセンターバロー、持田ヘルスケア(株)



日本赤十字社野口調整監(右)と石田防犯・有事委員長



被災地支援について意見交換を実施

JACDS 1月 月次活動報告

日付・場所	事業活動	活動・討論・検討内容	出席者
1月14日(火) JACDS東京事務所 16:00~18:00	第4回業界システム化推進委員会	1. 江黒委員長からの挨拶 2. 経済産業省 久保田課長補佐からのご挨拶 3. 第20回JAPANドラッグストアショーでのセミナーについて 1) 第20回JAPANドラッグストアショーセミナー概要(案) 2) プログラムの検討 3) 講師について 4. 次回の開催について	13名
1月17日(金) JACDS東京事務所 16:00~17:00	第20回JAPANドラッグストアショー 実行委員会記者会見	1. テーマ:『20回目の誓い 地域に寄りそうドラッグストア』 ～本気のセルフメディケーション、はじめましょう～ 2. 会期:2020年3月19日(木)、20日(金・祝)、21日(土)の3日間 午前10時～午後5時 ※一般公開は20日(金・祝)、21日(土) 3. 会場:幕張メッセ 4・5・6・7・8ホール 4. 規模:395社・1,235小間 ※概算(2019/12/27現在) 5. 入場料:無料 6. 見所 1) テーマブース2020 「尊敬される企業集団をめざして」 2) 新設の「食と健康ゾーン」と「健康管理・セルフケアコーナー」 3) 新商品コレクション2020 4) ヘルス&ビューティ情報ステーション2020 5) ニッポン&ワールドグルメフェスティバルドラッグストアショー 6) お楽しみ大抽選会 7) 全国駅弁コーナー 8) 主な同時開催イベント・企画セミナー実施予定 9) その他	約40名
1月17日(金) JACDS東京事務所 17:00~18:00	第143回定例合同記者会	1. 日本チェーンドラッグストア協会から 1) レジ袋有料化義務化について～JACDSの3方針～ 2) 日本赤十字社への被災地支援募金の寄付について 3) 国際医療救援隊員が海外に携帯するOTC医薬品並びに衛生用品などを寄付 4) 第20回JAPANドラッグストアショー同時開催告知 5) 第15回セルフメディケーションアワード 6) 第8回健康(セルメ)川柳コンクール 7) 今後の実施計画 8) 次回の開催案内 2. 日本ヘルスケア協会から 活動報告 3. 日本医薬品登録販売者協会 今後の主な活動内容について 4. 日本置き薬協会から 全配協 配置販売新戦略会議の発足 業界存立危機へ製販協調で三分科会設置	約60名
1月22日(水) JACDS東京事務所 11:30~14:00	第5回 登録販売者委員会	1. JAPANドラッグストアショーについて 2. 厚生労働省のヒアリングについて 3. 長野県からの問い合わせについて 4. 登録販売者の名札について(行政訪問の対応) 5. その他 次回の開催日程と内容 など	6名
1月23日(水) JACDS東京事務所 13:00~17:00	調剤事業推進委員会 (子どもやくざいし体験コーナー実行委員会)	子どもやくざいし体験コーナーの実施に向けて ・運営の方法、宣伝広告用パネルの設置、必要資材の数量、調達分担などの確認と検討	10名
1月23日(木) JACDS東京事務所 10:00~12:00	SDGs推進委員会 (ドラッグストアショーSDGs推進実行委員会)	1. 3月21日(土)開催、イベントステージでのSDGs推進イベントについて 2. セミナールームでのSDGs推進イベントについて 3. JACDSテーマブースでのSDGs推進委員会の活動発表について	6名

会議議事録

法制委員会・調剤推進委員会合同会議議事録

(特定機能薬局に関する厚生労働省との意見交換)

1. 日時:2019年10月28日(水)12:00~15:30

於:協会 東京事務所(虎ノ門)5F会議室

2. 厚生労働省 医薬・生活衛生局総務課

薬事企画官(医薬情報室長併任) 安川 孝志

薬局・販売制度企画室 主査 小澤 裕

薬局・販売制度企画室 厚生労働技官 三山 由美子

3. 協会出席者

○法制委員会

委員長 関 伸治 (株)セキ薬品 代表取締役社長

協会常務理事(東日本ブロック長)

副委員長 平野 健二 (株)サンキュードラッグ代表取締役社長

協会常務理事

委員 長基 健司 (株)コメヤ薬局 代表取締役

協会理事(中部ブロック長)

委員 宮本 幸俊 (株)宮本薬局 代表取締役

委員 藤代 庸一 (株)マツモトキヨシホールディングス
戦略事業推進本部 調剤推進部長

委員 田中 賢一 (株)カワチ薬品 店舗運営部
薬事行政担当サポートリーダー

委員 山口 義之 (株)トモズ 取締役

○調剤推進委員会

委員長 榊原 栄一(欠席) (株)スギ薬局 代表取締役会長
協会副会長(中部ブロック長)

委員 大竹 富治 (株)マツモトキヨシホールディングス
グループ出店企画部 調剤担当部長

委員 多田 昌央(欠席) (株)トモズ 薬剤部長

委員 久保 聡 (株)スギ薬局 医療事業部
関東営業第一部 部長

委員 本橋 勝 ウェルシア薬局(株) 総務本部
リスク管理部長

委員 山邊 正史 (株)コクミン 経営企画室

4. 議題

特定機能薬局の認定要件について 厚労省と意見交換

12:00～ 事前打合せ

会員に対するアンケート調査結果をまとめた意見・要望案を検討し、厚労省に提示する意見・要望を取りまとめた。

14:00～15:30 厚労省との意見交換

上記の意見・要望を厚労省に提示・説明し意見交換。委員全員の活発な発言があり、ドラッグストア各企業や業界の関心事、意見・要望は伝えることができた。厚労省によれば、今回の意見交換も参考にしながら要件を固めていきたいとのこと。関委員長からはこれからこのような意見交換を継続したいとの発言があり、厚労省も了承。

以上

2019年度 第4回 防犯・有事委員会 議事録

日時:2019年11月21日(木) 16:00～18:00

場所:JACDS東京事務所

出席者:

委員長 石田 岳彦(ウエルシア薬局(株) 取締役副社長)

委員 細谷 淳郎((株)ウエルパーク 総務部 部長)

事務局 植栗・山田

欠席者:

委員 篠田 一 (ユニバーサルドラッグ(株) 代表取締役社長)

委員 館野 純一((株)マツモトキヨシホールディングス

総務部 副部長)

内容:石田委員長からの挨拶の後、以下の検討を行った。

1. 大量窃盗情報の見直しについて

- ・事務局より資料を説明後、大量窃盗情報の発信の促進について検討を実施し、以下の意見が出された。
- ・速報としての報告が難しい企業に関しては、時間が経った情報であっても提供は行なって欲しいが、現在の速報分との情報の突き合わせは現実問題としては非常に困難である。
- ・発信対象の金額は5万で変更しない。
- ・首都圏エリアで見直しの対応を行なう。

- ①現在の窓口担当者へ再度、情報発信方法について案内を送付する。
 - ②情報発信を行っていない(アンケート未提出)企業に対して個別に状況を確認する。
 - ③新しい規約を参加企業に提示し、同意を得た上での運営を行なう。
- ・今回提示した規約案は改めて確認いただき、意見がある場合は事務局にメールで連絡をいただく。

2. 災害発生時における店舗のBCPIに関する注意事項の周知について

- ・今年発生した災害において、これまで想定されていたBCPIが計画通りに出来ない等の問題が意識されるようになった。ドラッグストア店舗向けに周知啓発することはできないか検討を実施。
- ・これまでのBCPIは地震対策が中心であった。浸水等の対策はこれからの問題である。
- ・大雪対策の場合は、店舗設備向けと販売用の両方が必要。
- ・BCPIの内容に限らず、3月と9月:地震、6月(梅雨前):大雨、12月に大雪といった内容で定期的に注意喚起を行ってはどうか。
- ・災害発生時の困った事例や、対策の成功例などを周知・啓発できると良い。

3. 災害時物資支援協定の締結状況に関する確認について

- ・委員による検討の結果、次のような意見が出された。
- ・前回調査は約2年前であり、その後の情報更新は行なわれていない。
- ・他の委員会でのアンケート実施状況を踏まえ、来年1月に実施する。
- ・会員企業の負担とならないように過去にいただいたリストを送付し、追記いただく方式で毎年実施する。
- ・協定に基づく支援を実施した際にはその旨を協会事務局に報告していただくようお願いする。

4. 報告事項

- 1)大量窃盗情報共有窓口担当者からの情報提供について
事務局より会員企業において警察出身で防犯担当として従事している方から寄せられた情報を紹介した。未然防止のための声掛けや情報共有が有効であることが確認され、また、犯人を捕まえようとして大けがを負った事例が委員より報告された。
- 2)第15回「東京万引き防止官民合同会議」参加報告について
事務局より配布資料の抜粋をもとに報告を実施。ドラッグストア、スーパーマーケット、コンビニ、ホームセンターの業態別の被害の特徴を確認した。
- 3)メルカリへの大量窃盗情報の転送終了について
当初の予定では、提供を行なった情報に対してフィードバックの報告がいただけるはずであったが、実際の報告は提供開始後に一度あったのみであった。これを受け、メルカリに打診を行ない、11月末での情報転送を終了することとなった。但し、これまでの総括として報告書の提出を依頼した。
- 4)赤十字における災害被災地支援募金の募集基準について
被災した自治体の対策本部が募集期間なども含めて設置を定めるため、赤十字としての募集基準はないとのことであった。
- 5)赤十字へのOTC医薬支援について
中澤専務より常任理事会での検討結果を踏まえての対応を報告いただいた。具体的には、物資支援の形では煩雑になるため、会員企業各社対し、個別に金銭での支援を募る対応となった。

5. その他

- 1)2年に1回の大量窃盗(不明ロス)実態調査について
・委員による検討の結果、次のような意見が出された。
- ・委員会としてロス率の削減について目標を設定してどうか意見が出された。数値目標を決める際には、ロスの定義が企業間で異なる点や、企業毎のロス対策に関する温度差等について注意が必要である。
- 2)来年度の大量窃盗抑止に関する活動の提案について
・委員による検討の結果、次のような意見が出された。
- ・人手に頼らない抑止のための技術については積極的な情報発信は有用ではないか。
- ・予算の問題もあるが、効果を数値化できる実証実験についても検討していきたい。

●次回開催

- ・日時:2020年2月5日(水) 2月6日(木) 2月7日(金) 16～18時
- ※上記3日間の候補から委員の都合を確認して決定する。
- ・場所:JACDS東京事務所

以上

2019年度 第5回 防犯・有事委員会 議事録

日時: 2020年2月7日(金) 16:00~17:30

場所: JACDS東京事務所

出席者:

委員長 石田 岳彦(ウエルシア薬局(株) 取締役副社長)

委員 篠田 一(ユニバーサルドラッグ(株) 代表取締役社長)

委員 館野 純一((株)マツモトキヨシホールディングス

総務部 副部長)

委員 細谷 淳郎((株)ウエルパーク 総務部 部長)

事務局 植栗・山田

内容: 石田委員長からの挨拶および中澤専務からの日本赤十字社へのOTC医薬品等の寄贈に関する報告の後、以下の検討を行った。

1. 大量窃盗情報共有システムの活用状況について

- ・事務局より資料をもとに状況を説明後、大量窃盗情報発信の促進について検討を実施し、以下の意見が出された。
- ・担当者への個別の声掛けは一定の効果があった。首都圏エリアでの見直しについては当面様子を見て対応を判断する。
- ・規約案について指摘された事項を修正し、委員に確認いただいた後に参加企業へ送付する。改めて規約に関する同意について書面などで確認を求めることは行なわない。

2. 災害時物資支援協定の締結状況の確認結果について

- ・事務局より締結状況について資料をもとに報告後、以下の検討を実施した。
- ・協定にもとづく物資支援の実績があった企業に対してヒアリングを行なう。ヒアリングシート案を事務局にて作成し、委員に確認をいただき、ヒアリング内容を確定した後に実施する。回答をとりまとめ、他の企業が協定に基づく支援を実施する際の参考にさせていただく。
- ・締結の有無に限定した形での企業と自治体との締結状況の協会HPへの公開については、2月後半に開催される支部長会において、行政訪問の際に支部長から行政に報告する内容として必要かどうか、各支部長の要望を確認した上で決定する。

3. 特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構からの依頼について

- ・協会は特定の商品やサービスの紹介は行なわない対応を原則としつつ、可能な範囲での協力を行なう事とする。

4. 有事対応備蓄啓発リーフレット多言語版の活用について

- ・事務局より資料をもとにリーフレットの掲載内容が多言語に翻訳して表示されるサイトについて報告を行ない、その後、以下の検討を実施した。
- ・協会HPのリーフレットデータがダウンロードできるページには多言語対応ページのリンクを掲載する。
- ・会員企業には参考情報として事務連絡で案内する。

5. 報告事項

1) 新型コロナウイルス対策に関する行政からの依頼について

- ・事務局より、行政からの依頼にもとづき会員企業へ周知している内容の報告を行なった。
- ・防犯・有事委員会として対応できることに関して検討を行い、現状では協会、委員会として正確な情報を会員に提供することに留意することとなった。
- ・店舗、本部におけるBCPのためのマスクや消毒薬の社内備蓄品の不足など、従来の災害対応とは異なる問題が発生している。次回以降への対策として整理してはどうかとの意見があった。

2) 都道府県警察からの防犯関連の情報提供について

愛知県、大阪府の警察からのパンフレットをもとに周知内容を報告し、併せて該当地域に出店している企業に案内済みであることを報告。

3) 茨城県警察によるテロ対策訓練について

爆発物の原料となる商品を大量購入しようとする不審者に対する店舗、従業員の対応についての訓練を行っている事について報告を受けた。

6. その他

●次回開催

・日時: 2020年4月14日(火) 16~18時

・場所: JACDS東京事務所

以上

2019年度 第3回SDGs推進委員会 議事録

日時: 2019年12月4日(水) 10:00~12:00

場所: JACDS東京事務所

出席者: 委員長 塚本厚志(株)ココカラファイン 代表取締役社長)

副委員長 徳廣英之(株)トモズ 代表取締役社長)

委員 小沼健一(ウエルシア薬局(株) 総務担当部長)

委員 細谷淳郎(株)ウエルパーク 総務部 部長)

委員 館野純一(株)マツモトキヨシホールディングス 管理本部 総務部 副部長)

委員 瀧 勉(株)あらた 商品本部 商品部 商品企画課統括マネージャー)

委員 関 光彦(株)PALTAC 執行役員営業本部 副本部長HC担当)

事務局 田中事務総長補佐 本吉事務局長 山田チーフ

オブザーバー 水野良則(株)ココカラファイン

財務部 財務・購買チーム)

欠席者: 委員 武隈健司(株)ココカラファイン 管理本部

企業品質部品管理担当 統括課長)

内容: 塚本委員長、徳廣副委員長の挨拶の後、以下の内容について意見交換が行われた。

1. プラスチック製買い物袋(レジ袋)有料化について

事務局より資料をもとに状況について報告後、協会としての方針および会員への周知について検討が行われ、以下の意見が出された。

1) 協会としての方針について

- ・プラスチック削減手段としてのレジ袋有料化の本質論から方針を定めていくことが重要である。
- ・実施時期については、改正法が施行される7月1日までは有料化の対応を行なうものとし、可能な限り4月からの前倒し実施をお願いする。
- ・「率先して行なう」イメージを強く出すためにも出来るだけ4月で足並みを揃えたい。
- ・「コンビニとの差別化」、「本来の制度の主旨」から有料化対象外の扱いに関しては原則としてすべて有料化の方向でお願いする。
- ・有料化にあたっての価格については各社に一任する。
- ・有料化によって得られた収益の用途については各社に一任するが、協会としては、有料販売による収益での環境保全・社会貢献活動への寄付や環境負荷の低い商品開発への投資などを推奨する。

・上記内容をまとめ、常任理事会に諮り、会員企業への周知を進めていく。

2) その他検討された意見

- ・「バイオマス25%以上は無料」という報道が独り歩きしているように見受けられ、この点については正しい報道がされるように行政へ依頼していくことが必要である。
- ・今回の流れの一環としてエコバッグ推奨キャンペーンを行なう事も検討してはどうか。
- ・4月の時点で主だった大手が対応していれば、対外的には業界として対応していると受け止めていただけるのではないかと。
- ・サッカー台が置けない等、実際のオペレーションでは対応が難しい店舗があるのは事実であるが、これを「やらない理由」にせず、企業毎の対応努力を期待する。

2. 返品率削減について

委員からの状況の報告後、協会としての方針および会員への周知について検討が行われ、以下の意見が出された。

1) 協会としての方針について

- ・公正取引委員会からの指摘により具体的な数値目標を提示することが難しいこと、各社の企業規模や経営方針等により返品率は大きく異なることを踏まえ、当初想定していたベンチマークとしての数値(最上位値、平均値、最下位値)を公表する事は取りやめることとする。
- ・1～6月、7～12月の半期ごとに業界全体としての返品率のデータを参考として会員企業へ周知し、前期比、前年比による改善を数値で明確化する。
- ・2020年1月中に、2018年分と2019年分のデータをいただき、将来的に実質返品ゼロを目指すためのロードマップの策定を検討する。
- ・トップランナー企業の事例や卸企業との連携による好事例などを広く周知し、製配販がWin-Win-Winになれる取り組みの推進を啓発する。
- ・上記内容をまとめ、常任理事会に諮り、会員企業への周知を進めていく。

2) その他検討された意見

- ・委員会としての活動の考え方としては、目標値による対策の実施ではなく、気付きを与えて自主的な取り組みを促すことを基本として考えてはどうか。
- ・返品率の数値(平均値、範囲)を具体的に外部に公開してしまう事はかえって製配販における取引上のリスクになるのではないかと。
- ・企業の規模が小さくなるほど気候変動の影響などによる数値のブレは大きくなることも考慮が必要である。
- ・前回話題に出していた、成功事例やリーディングカンパニーでの実績などについては、セミナー開催で説明を行なうのではなく、会員企業へ紹介することにとどめておき、手段、工夫、手法などを参考にさせていただく。
- ・経済的な合理性、インセンティブを事例として紹介できることが望ましいが、具体的な話は出しにくい面がある。
- ・資料としての返品率の報告する際には正確性を担保するため、定義を明確にした方がよい。

3. JAPANドラッグストアショーでのイベント内容について

委員からの状況の報告後、委員による検討が行われ、以下の意見が出された。

1) イベントステージでのイベントについて

・内容詳細に関しては今後詰めていく。環境省の3Rキャンペーン調印式の実施も検討する。

- ・3Rキャンペーンへの参加について、今年度は委員参画企業のみとし、将来的には会員企業全体に広げていく。その際には趣旨をしっかりと理解して活動を行なっていただく事に留意する。
- ・環境省よりJAPANドラッグストアショーの後援依頼申請を行なって欲しいとの要望があったため、ショーの実行委員会で対応する。

2) テーマブースでのSDGs推進委員会の活動紹介について

- ・レジ袋有料化紹介の一環として、会員企業が作成しているエコバッグ、メーカーの新しいエコバッグの展示、紹介を検討する。
- ・3Rキャンペーン紹介の一環として詰め替え商品の展示を行なってはどうか。
- ・エコの特徴をアピールする新商品を集めて展示する可能性がある事を出展社説明会で報告する。
- ・次回の開催前に具体的に進められる部分はメールベースで確認、進めていく

4. その他

●次回開催

- ・日時:2020年2月5日(水)10:00～12:00
- ・場所:JACDS東京事務所

●次々回開催

- ・2020年4月開催予定、1月に委員長、副委員長の予定を打診して候補日程を決定し、メールベースで開催調整を行なう。

以上

第4回SDGs推進委員会 議事録

日時:2020(令和2)年2月5日(水)10:00～12:00

会場:JACDS東京事務所

出席者:委員長 塚本厚志(株)ココカラファイン 代表取締役社長
副委員長 徳廣英之(株)トモズ 代表取締役社長 ※途中参加
委員 小沼健一(ウエルシア薬局(株) 総務担当部長)
委員 武隈健司(株)ココカラファイン 管理本部 総務部
コーポレートリレーションチーム 品質管理担当 統括課長)
委員 館野純一(株)マツモトキヨシホールディングス
管理本部 総務部 副部長)

委員 瀧 勉(株)あらた 商品本部 商品部
商品企画課 統括マネージャー)

委員 関 光彦(株)PALTAC 執行役員 店舗支援本部長
事務局 田中事務総長補佐 本吉事務局長

欠席者:委員 細谷淳郎(株)ウエルパーク 総務部 部長)

議事:

塚本委員長挨拶にご挨拶いただき、委員会がスタートした。

1. JAPANドラッグストアショーでのSDGs推進の啓発について

1)3月21日(土)イベントステージ「SDGs推進イベント」の実施について

①全体構成について

・資料をもとに確認を実施

②環境省から「レジ袋辞退率の目標数値があるといい」と言われていることについて

・いろいろ数値はあるが、環境省や他団体が行った数値であり、根拠は不明。

・環境省が求めるのはわかるが、協会で目標数値を設定しても、

- 会員企業のモチベーションにはつながらないのではないかと。
 ・大きな袋から小さな袋に変更したという一つのプラスチック削減である。辞退率よりも各社の使用削減率が本来の求める数値ではないか。自らのモノサシを持つことは大事なことを考える。
 ・ドラッグストア業界としては初めての試み。SMの場合、CVSの場合と辞退率の数値はあるが、業態の違いもあり、まずはやってみないとわからない部分がある。
 ・有料化とレジ袋削減は一度、切り離してはどうか。有料化以外の啓発を通じてレジ袋の削減は進んでいくと思われる。

【結論】環境省にはこう伝える。

- ・4月からレジ袋の有料化を始めた会員企業に使用削減率を教えてください、その上で、今後どこを目指していくかを決めていきたいと思えます。

③その他

徳廣副委員長よりSDGsをからめた個社としてのリリースが伝えられた。内容は前倒して4月からレジ袋を完全有料化すること、オリジナルエコバッグを販売すること、そして、紙の袋も有料化することをリリースした。個社でもこうした動きが広がるのではないかと。

会員企業並びにマスコミ関係にレジ袋有料化と返品率削減についてリリースしたことが報告された。

- 2)3月21日(土)セミナー「SDGs推進セミナー」の実施について
 小委員会の提案どおりで実施することになった。
 3)テーマブースでのSDGs推進に関する展示について

①全体構成

- ・小委員会の提案どおりで実施することになった。
 ・エコバッグ関係で協力いただく会社から説明に人が付いてくれる。JACDSのジャンパーを貸与するようにする。
 ・ゴンドラで3Rの商品を展示するので、あらた様も商品説明に人を付けられるかもしれない。
 ⇒3日間可能か、調整。同様の対応を考える。

②展示会場に関するSDGs推進のアピールについて

これまでのスチレンボードではなく環境に配慮した素材でできないか。

⇒環境配慮タイプのスチレンボードはあるが、コスト増、制作工程増、見た目が同じであるなどのデメリットがあり、見送る。

ただし、あらた様が実際に展示会場で使用しているポスター対応をSDGsコーナーでは採用し、きちんと他のコーナーとは違うことを告知するようにする。

貧相になるといわれても、実際に見てみないとわからないし、常任理事にも見てもらって、次回からどうするかを検討するようしたい。

こうした発想はSDGs推進委員会からしか出てこないと思うので、実施するよう、ショー責任者、運営会社、施工業者に伝えてほしい。

2. 返品率削減について

1) 会員企業への周知の方法について

日本医薬品卸売業連合会の協力によって、返品率の半期推移表が作成された。

事務局の作成した事務連絡案に対して、委員から意見をいただいた。

その意見をもとに、事務局で修正した内容を委員に再度、見てもらい、了承が得られれば、会員企業に案内する。2月10日を予

定。

3. その他

今後の開催スケジュールについて

2019年度第5回 3月19日(木)10時～10時30分

幕張メッセテマブース・SDGsコーナー

2020年度第1回 4月8日(水)12時～13時30分(昼食込み)

東京事務所

2020年度第2回 6月11日(木)10時～12時 東京事務所

以上

2019年度 登録販売者試験結果

一般社団法人 日本薬業研修センター調べ(2020年1月17日)

都道府県	試験日	合格発表日	合格者数	受験者数	合格率	
北海道	8月28日(水)	10月1日(火)	1,340名	2,085名	64.3%	
青森県	8月28日(水)	10月1日(火)	433名	710名	61.0%	
岩手県	8月28日(水)	10月1日(火)	343名	603名	56.9%	
宮城県	8月28日(水)	10月1日(火)	800名	1,292名	61.9%	
秋田県	8月28日(水)	10月1日(火)	309名	542名	57.0%	
山形県	8月28日(水)	10月1日(火)	326名	543名	60.0%	
福島県	8月28日(水)	10月1日(火)	1,473名	2,487名	59.2%	
茨城県	9月11日(水)	10月11日(金)	584名	1,644名	35.5%	
栃木県	9月11日(水)	10月11日(金)	368名	1,147名	32.1%	
群馬県	9月11日(水)	10月11日(金)	491名	1,421名	34.6%	
埼玉県	9月8日(日)	10月8日(火)	734名	3,138名	23.4%	
千葉県	9月8日(日)	10月8日(火)	683名	2,749名	24.8%	
東京都	9月8日(日)	10月8日(火)	1,334名	5,126名	26.0%	
神奈川県	9月8日(日)	10月8日(火)	956名	3,396名	28.2%	
新潟県	9月11日(水)	10月11日(金)	370名	1,034名	35.8%	
富山県	9月4日(水)	10月18日(金)	310名	710名	43.7%	
石川県	9月4日(水)	10月18日(金)	293名	790名	37.1%	
福井県	8月25日(日)	10月4日(金)	344名	846名	40.7%	
山梨県	9月11日(水)	10月11日(金)	180名	469名	38.4%	
長野県	9月11日(水)	10月11日(金)	318名	997名	31.9%	
岐阜県	9月4日(水)	10月18日(金)	571名	1,351名	42.3%	
静岡県	9月4日(水)	10月18日(金)	1,107名	2,081名	53.2%	
愛知県	9月4日(水)	10月18日(金)	1,392名	2,874名	48.4%	
三重県	9月4日(水)	10月18日(金)	484名	1,020名	47.5%	
連合★ 関西広域	滋賀県	8月25日(日)	10月4日(金)	5,711名	9,713名	58.8%
	京都府					
	大阪府					
	兵庫県					
	和歌山県					
徳島県						
奈良県	8月20日(火)	10月15日(火)	1,516名	2,637名	57.5%	
鳥取県	10月30日(水)	12月13日(金)	63名	213名	29.6%	
島根県	10月30日(水)	12月13日(金)	97名	245名	39.6%	
岡山県	10月30日(水)	12月13日(金)	420名	1,225名	34.3%	
広島県	10月30日(水)	12月13日(金)	429名	920名	46.6%	
山口県	10月30日(水)	12月13日(金)	280名	754名	37.1%	
香川県	10月24日(木)	12月3日(火)	191名	602名	31.7%	
愛媛県	10月24日(木)	12月3日(火)	161名	473名	34.0%	
高知県	10月24日(木)	12月3日(火)	78名	312名	25.0%	
福岡県	12月8日(日)	1月15日(水)	1,970名	4,459名	44.2%	
佐賀県	12月8日(日)	1月15日(水)	331名	786名	42.1%	
長崎県	12月8日(日)	1月15日(水)	250名	519名	48.2%	
熊本県	12月8日(日)	1月15日(水)	307名	751名	40.9%	
大分県	12月8日(日)	1月15日(水)	297名	643名	46.2%	
宮崎県	12月8日(日)	1月15日(水)	170名	433名	39.3%	
鹿児島県	12月8日(日)	1月15日(水)	282名	796名	35.4%	
沖縄県	12月8日(日)	1月15日(水)	232名	752名	30.9%	
計			28,328名	65,288名	43.4%	

★2019年度から関西広域連合にて実施 ※詳細は各都道府県に確認願います。

協会からのお知らせ

次々ページ以降に各項目の詳細資料を収載しています。

■ 「コンシェルジュマスター研修」ご案内

日本薬業研修センターでは、生活者の健康寿命延伸に貢献できる「コンシェルジュマスター」を養成する「コンシェルジュマスター研修」をスタートしました。生活者の健康寿命延伸のため、ドラッグストアで様々な健康と美容の相談や要望、悩みに対応していく重要な役割を担うため、「コンシェルジュマスター研修」をご活用下さい。【資料：後頁3ページ分】

■ 「健康サポート薬局研修」ご案内

日本チェーンドラッグストア協会と日本薬業研修センターが協力して実施する厚生労働省の「健康サポート薬局研修」についてご案内いたします。【資料：後頁6ページ分】

■ 薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修募集のご案内

薬剤師への継続研修の実施は「指針の策定」と同様に開設者に求められる義務です。本研修は、厚生労働省に提出し確認していただいた研修内容に沿って実施いたします。【資料 後頁2ページ分】

■ 一般財団法人 日本ヘルスケア協会 ご案内

「一般財団法人日本ヘルスケア協会」は超高齢社会における健康寿命延伸とヘルスケア産業育成の実現を目指すヘルスケアに関する有識者、産業、関係者が集まった民間唯一の団体です。

【資料 後頁5ページ分】

■ 「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援について

JACDSではそらぶちキッズキャンプ募金を支援しています。ご協力をお願いします。

【資料 後頁1ページ分】

■ 協会報1月号 社名広告のお詫び

2020年1月号にお申込みいただきましたが掲載できていませんでしたので、お詫びするとともに改めて掲載いたします

大正製薬株式会社

取締役会長 上原 明

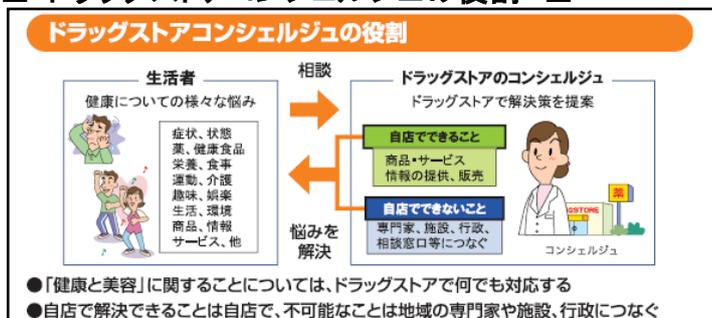
6月より、受講者の学習画面を見やすくリニューアル 「コンシェルジュマスター研修」実施中

日本チェーンドラッグストア協会の基本重点施策にも掲げられ、業界をあげて取り組む「街の健康ハブステーション」構想にかかせないのは、健康案内人「コンシェルジュマスター」の育成です。

日本薬業研修センターでは、生活者の健康寿命延伸に貢献できる「コンシェルジュマスター」を養成する「コンシェルジュマスター研修」を実施しております。生活者の健康寿命延伸のため、ドラッグストアで様々な健康と美容の相談や要望、悩みに対応していく重要な役割を担うため、「コンシェルジュマスター研修」をご活用下さい。

6月に、受講者の方が見やすく、学習できるように、サイドのリニューアルを行いました。今後、カテゴリーテーマを増やしていく予定ですので、まだ登録されていない方は、お早めに登録し、受講を開始して下さい(リニューアルサイトの主な特徴を後頁に紹介していますので、ご参照下さい)。

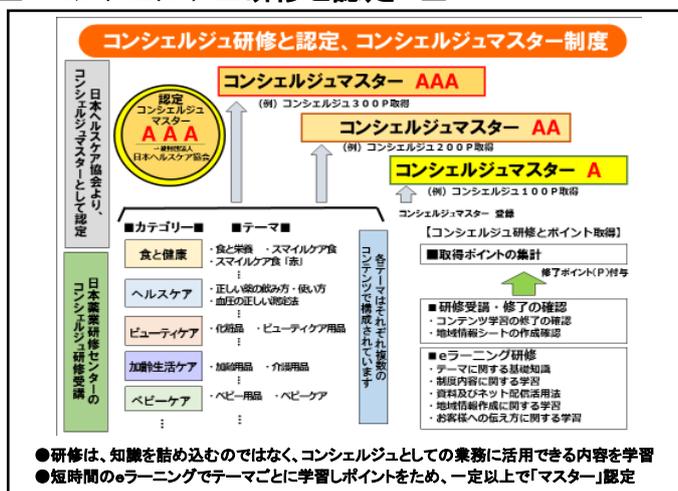
■ ドラッグストアコンシェルジュの役割 ■



健康維持や健康づくりにかかわる相談ごとは、幅広くあります。薬やサプリメント、食事、運動、介護、環境、趣味など、日常生活にかかわる数多くの相談に、ドラッグストアで対応しなければなりません。

生活者からの相談に、自店で取扱っている商品やサービスを提供して悩みを解決したり、自店では解決できない場合は、地域の専門家や相談窓口の紹介を行うことが重要です。

■ コンシェルジュ研修と認定 ■



日本薬業研修センターでは、コンシェルジュ研修として、1000以上の幅広い健康に関わる研修テーマを用意し提供していきます。

医薬品やスマイルケア、ペットなどの分野ごとに細かなテーマの研修を用意し、テーマを修了するごとに内容に応じて数ポイントが付与されます。

ポイント数により、「コンシェルジュマスターA」、「コンシェルジュマスターAA」、「コンシェルジュマスターAAA」の称号が、一般財団法人日本ヘルスケア協会(認定委員会)より与えられます。

■ 会員向けコンシェルジュ学習内容 ■

コンシェルジュマスター研修のコンテンツ内容	
コンテンツの範囲	健康と美容およびその周辺テーマに関するコンテンツに特化した内容
提供する3つの情報	「基本情報」と「コンシェルジュ研修情報」「商品・サービス情報」の3情報提供
・基本情報	基本用語、成分、疾病や症状対応、使用方法等に関する情報提供
・コンシェルジュ研修情報	各テーマごとに、コンシェルジュ機能を修得できる情報
・商品・サービス情報	メーカー協力による商品紹介(法律に抵触しない範囲・方法で)
地域情報の収集	店舗周辺の専門施設や機関、組織、サービス事業者、行政窓口などを調べて記録
添付情報	公的資料、協力者制作資料、動画、メーカーCM等をリンク、情報精度を高める情報

会員向けコンシェルジュ研修は、知識を詰め込むことを目的にしておらず、生活者の悩みを一緒に解決する方法を探せることを目的としています。そのため学習内容は、相談窓口としての一定の基礎知識や書籍、データなどの資料を活用し悩みを解決する方法の提案を行うための学習となっております。

また、自店で解決できない相談には、地域の専門家や施設などを紹介、案内できるような知識情報をまとめたフォームや資料の作成を行います。

「コンシェルジュ研修コース」テーマ(一例紹介、1000コンテンツを予定)

各テーマは、それぞれ複数のコンテンツで構成されています。

※現在、学習できるコンテンツは、テーマの前に★印がついています。

★オリエンテーション講座			
テーマ	■食と健康	コンテンツ	
	食と栄養	食と健康の分類/食品表示と景表法/プロテイン活用法/他	
	★スマイルケア食	そしやく・えん下・とろみ調整食品/水分補給と脱水症/口腔ケアと関連商品/その他	
	★スマイルケア食「赤」	摂食・えん下と誤えん・誤嚥性肺炎	
	★知っておきたい健康食品とサプリメント	健康食品の現状、健康食品に関する情報提供、健康食品と医薬品の相互作用、健康食品の販売に関する注意点(法的側面)	
テーマ	★エイコサペンタエン酸	脂質栄養の基礎、EPAの効果(中性脂肪低下効果)、EPA/AA比について、EPAの効果(スポーツパフォーマンス向上効果)	
	その他	疾病別・状態別おいしい食事ネットサービス/その他	
	■ヘルスケア	コンテンツ	
テーマ	★正しい薬の飲み方・使い方	服用の現状/薬の正しい服用方法/薬を飲み込むメカニズムと服薬補助ゼリー	
	★血圧の正しい測定法	血圧・高血圧について/血圧の正しい測定方法/オムロン自動血圧計の紹介	
	医薬品	成分と薬効/医薬品の提供制度/漢方医薬品の活用法/他	
	ヘルスケア用品	応急処置法、テーピング法、用品の正しい使用方法/他	
	サポート用品	オーラルケア法/スキンケア法/部位別管理法/その他	
テーマ	■ビューティケア	コンテンツ	
	化粧品	メイクの基本/TPOメイク法/フェイスマッサージ/法/その他	
	ビューティケア用品	スキンケア用品活用法/メイク用品使用方法/その他	
	サポート用品	美顔用品活用法/用途別サポート用品活用法/その他	
テーマ	■加齢生活ケア	コンテンツ	
	加齢用品	加齢の基本知識/尿漏れパット使用方法/TPO対処法/他	
	介護用品	介護の基本知識/紙おむつの正しい選び方と使い方/他	
	サポート用品	疾病・怪我予防用品使用方法/介護・介護用品使用方法/他	
テーマ	■ベビーケア	コンテンツ	
	ベビー用品	赤ちゃんの食事/赤ちゃんの入浴/赤ちゃんの睡眠/その他	
	ベビーケア	赤ちゃんの健康/赤ちゃんの快適生活/赤ちゃんの行事/その他	
	妊娠・出産	妊娠から出産までの基本知識/快適マタニティライフ/その他	
テーマ	■健康維持生活	コンテンツ	
	★高齢者の運動の必要性	高齢者の運動の必要性/ながら筋トレ体操/カーブスの紹介	
	ペット飼育	ペットフード知識/ペットの健康と飼育/ペットと社会/その他	
	救急救命	心肺停止状態蘇生法/AED機器使用法/予防法/その他	
テーマ	■健康関連制度	コンテンツ	
	薬機法	医薬品の分類/販売制度/薬局許可/店舗販売業/調剤業務/他	
	医療費控除制度	医療費控除/セルフメディケーション税制/その他	
	社会保障制度	国民医療費/健康保険制度/健康寿命延伸政策/その他	
テーマ	■その他	コンテンツ	
	部位別ケア	ネイルケア・ネイルアート法/ヘアメイク法/膝・腰元気法/他	
	部位別対処法	フットケア・管理法/毎日の肌管理法/受診勧奨法/その他	
	美と健康管理	検査数値の読み方/検査機器の正しい使い方と管理法/他	
	地域情報	分野別関係機関・施設・行政等の把握/地域健康情報/その他	
その他	疾病の診療所・病院・専門病院の治療/関係機関の仕事/その他		

■ コンシェルジュ研修受講方法 ■

学習方法 : eラーニング(セルメ・プラザから学習できます)

年会費 : しばらくの間は無料で受講可能(有料になった時、継続をご希望かご連絡します)

受講対象者 : 登録販売者、薬剤師、など主に店舗販売従事者向け(以下の方には特典有)。

申込方法 : 受講を希望される企業の方は、日本薬業研修センター事務局まで、お問合せ下さい。

申込フォームをお送りしますので、企業で取りまとめてお申込み下さい。

※日登協A会員の方でセルメ・プラザに登録されている方は、すでにコンシェルジュ研修はアップされています。

※日登協A会員の方でも、JACDS認定アドバイザーの方は、ポイント加算を行うため、申込フォームにお名前とアドバイザー認定番号を記入下さい。

	特典	コンシェルジュ会員申込
日登協A会員	無料で受講できます。	不要です。セルメ・プラザに登録後、自動的にセルメ・プラザの教育コースのページに「コンシェルジュマスター研修」をアップします。
JACDS認定アドバイザー	オリエンテーション講座受講後、マスターA認定が交付され、その後無料で受講できます。	日本薬業研修センターにご連絡下さい。ポイント加算を行います。

コンシェルジュ研修受講申込・問合せ先: 日本薬業研修センター

TEL: 045-478-5453 FAX: 045-478-5461 Mail: cme@yakken-ctr.jp

【コンシェルジュマスター研修 リニューアルサイトの主な特徴】

2019年6月から、受講者の学習画面がより見やすく、使いやすくなりました。
スマートフォン対応もしております。



◎学習メニューの表示

▼自分が学習しているコンテンツと、まだ学習していないコンテンツが一目で分かるようにしました。

スマイルケア食	テキスト	問題・解答	取得ポイント
■スマイルケア食-1 そしゃく・えん下・とろみ調整食品 (1点)	有	合格	1
■スマイルケア食-2 低栄養と改善のための商品選び (1点)	有	未提出	0
■スマイルケア食-3 水分補給と脱水症対策 (1点)	有	未提出	0
■スマイルケア食-4 口腔ケアと関連商品 (1点)	有	合格	1
■スマイルケア食-5 スマイルケア食とその選び方 (1点)	有	未提出	0
■スマイルケア食-6 UDFの基本と活用方法 (1点)	有	合格	1
テーマ修了 ボーナスポイント (2点)			0
テーマ合計ポイント			3

すべての問題回答が合格し、結果を事務局に提出をした方は、「合格」と表示されます。
まだ、回答していない方、または回答途中の方は、「未提出」と表示されます。

▼すべてのテーマを修了すると「合格」マークが表示されます。

ヘルスケア	テキスト	問題・解答	取得ポイント
正しい薬の飲み方・使い方			
正しい薬の飲み方・使い方-1 服用の現状-問題提起- (1点)	有	合格	1
正しい薬の飲み方・使い方-2 薬の正しい服用方法 (1点)	有	合格	1
【広帯】正しい薬の飲み方・使い方-3 薬を飲み込むメカニズムと服薬補助ゼリー (無糖角散) (1点)	有	合格	1
テーマ修了 ボーナスポイント (2点)			2
テーマ合計ポイント			5

▼学習メニューの下部に現在のポイントが表示されています。

コンテンツの問題をすべて合格し結果を事務局に提出すると、すぐにポイントが加算されます。
※地域情報収集シートのポイントは、今まで通り月末締め、翌月10日に加算とします。

現在の取得ポイント	37点
コンシェルジュマスター-Aまで	あと63点
コンシェルジュマスター-AAまで	あと163点
コンシェルジュマスター-AAAまで	あと263点

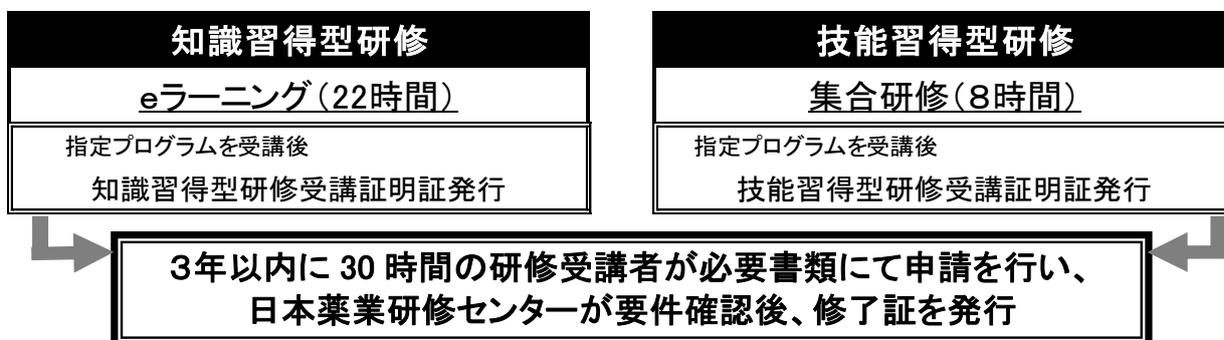
問題・回答のポイントは、
ここに加算されます

～厚生労働省基準に適合し、実践に活用できる～
「健康サポート薬局研修」ご案内

日本チェーンドラッグストア協会では日本薬業研修センターと協力し、昨年より健康サポート薬局研修を実施しています。健康サポート薬局研修の技能習得型研修は、一昨年3月からスタートし、全国各地で、研修を実施しています。受講者からのアンケートでは、「健康サポート薬局の基本的な機能・役割が良く理解できた」「地域包括ケアシステムや包括センターの具体的な取り組みについて学べる良い機会となった」「来局者への対応の様々なケースを想定しての講義とディスカッションは、とても勉強になった」との声が寄せられています。

地域の薬務課の方が来場し、講義を行う会場もありました。今後も、行政とも連携した健康サポート薬局研修を実施していくことを予定しています。

■研修概要



■研修内容と実施形式、学習方法

1) 知識習得型研修

eラーニングで実施します。

研修内容	時間数	実施形式と学習方法
知識習得型研修		eラーニング
①講座: 地域住民の健康維持・増進	2時間	[学習の流れ] ①講座から順番にテキストを学習する。 (PDFのテキスト) ↓ 各講座ごとにテキスト学習終了後、確認試験実施。 70%以上の合格ラインを目指す。* ↓ 合格したら、次の講座に進む。 ↓ ※順番通りの学習となり、確認試験を実施していないと次に進めない仕組みとなっている。 確認試験は、13回(各講座1回) *第1講座のみ、食事バランスシートの作成・提出有
②講座: 要指導医薬品等概説-1	8時間	
③講座: 要指導医薬品等概説-2		
④講座: 要指導医薬品等概説-3		
⑤講座: 健康食品、食品	2時間	
⑥講座: 禁煙支援	2時間	
⑦講座: 認知症対策	1時間	
⑧講座: 感染対策	2時間	
⑨講座: 衛生用品、介護用品等	1時間	
⑩講座: 薬物乱用防止	1時間	
⑪講座: 公衆衛生	1時間	
⑫講座: 地域包括ケアシステムにおける先進的な取組事例	1時間	
⑬講座: コミュニケーション力の向上	1時間	

2) 技能習得型研修

内容により3つの区分に分け、実施します。1日8時間のスケジュールを組み、3区分の研修を行いますので、1つだけでも複数でも受講できます。

研修内容		時間数	実施形式と学習方法
技能習得型研修			講義と演習(グループ討議形式)
I 研修:	健康サポート薬局の基本理念	1時間	ビデオ、グループ討議、総評
II 研修:	薬局利用者の状態把握と対応	4時間	ビデオ、グループ討議、全体発表、総評
III 研修:	地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応	3時間	ビデオ、グループ討議、全体発表、総評

※知識習得型研修と技能習得型研修は、どちらを先に受講してもかまいません。

ただし、最初に受講した研修から3年以内にすべての30時間の研修の受講を終了して下さい。

■研修形式と受講料、入金時期

1) 研修形式

本研修の研修形式は次の2通りです。

A研修	研修センターまたは、受講者が所属する企業・団体以外が日程・会場を設定し開催する研修
B研修	受講者が所属する企業・団体が日程・会場を設定し開催する研修※

※B研修は、団体、企業の状況、希望にあわせて、企業・団体に所属する薬剤師が受講しやすくすることを目的としています。B研修の会場費、講師料等は当該企業・団体で負担いただきます。

受講者が所属する企業・団体が実施する研修に企業・団体がとりまとめて、申込をした場合は以下の各項目のB研修の受講料が適用されます。

2) 受講料と入金時期

(税込)

受講料と入金時期		協力団体会員価格 (申込:企業・団体一括、個人)			一般価格 (申込:企業・団体一括、個人)		
		A研修	B研修	入金時期	A研修	B研修	入金時期
★技能習得型	I・III	2,250円	1,500円	A、Bともに、企業・団体は後日入金、個人は事前入金	3,750円	1,500円	A、Bともに、企業・団体は後日入金、個人は事前入金
	II	2,250円	1,500円		3,750円	1,500円	
知識習得型		1,500円	1,000円	事前入金	2,500円	1,000円	事前入金
計		6,000円	4,000円		10,000円	4,000円	

※JACDS会員企業に勤務の方、日本薬局協会の、日本女性薬局経営者の会に所属の方は、協力団体会員価格で受講いただけます。

★技能習得型研修受講料I・IIIは、2講座あわせた金額です。どちらかのみ受講の場合でも指定の金額が必要です。

①B研修を実施の企業・団体に所属している場合でも他企業・他団体が実施するB研修を受講する場合は、A研修の料金が適用されます。

②受講料の中に、修了証交付費用(各自がネットからダウンロード)が含まれています。別途、紙媒体の修了証の作成を希望の場合は、1枚500円で作成し、郵送します。

③入金確認後、会員番号とパスワードをご連絡します。

知識習得型研修の受講は、知識習得型研修の受講料が入金された翌月から受講できます。

技能習得型研修は、受講人数が30名以上参加いただける見込みがある会場から随時開催します。

B研修につきましては、人数に制限はありません(30名未満でも可)。

【振込先】 みずほ銀行 虎ノ門支店 普)2966970 一般社団法人 日本薬業研修センター
 シヤ)ニホンヤクギョウケンシユウセンター

■技能習得型研修開催予定

現在、以下の地区で受講者を募集しております。

この日程で申込を希望の方は、後頁の申込書①に必要事項を記入のうえ、お申込み下さい。

他地区での受講を希望の場合、または知識習得型研修を先に受講希望の場合は、後頁の申込書②に必要事項を記入のうえ、お申込み下さい。

〔技能習得型研修開催予定日程・地区〕

No.	開催日	地区	会場	研修時間
1	2020年9月27日(日) 【予定】	東京都渋谷区	協励会館	9時～17時40分 【予定】
2	開催日調整中	東京都文京区	MK御茶ノ水ビル	10時～19時

● 日程は、決定次第ホームページ(<http://www.yakken-ctr.jp/kensup/>)にアップします。
● 開催地区のご要望等ございましたら、ご連絡下さい。

※日程、会場、開催時間は変更になる場合があります。

■申込・受講の流れ

〔技能習得型研修〕

募集・申込
・研修センターHPで技能習得型研修の開催日程をご案内しますので、日程をお選びください。 ・希望地区の開催が決まっている場合は、日程と地区を選び、お申込み下さい。 開催が決まっていない場合は、希望の地区を記載の上、お申込み下さい。日程が決まり次第、ご連絡します。

参加希望者の多い地区から随時開催します。
研修の開催状況は研修センターのホームページ
(<http://www.yakken-ctr.jp/kensup/>)でご案内します。

HPに掲載している申込書などからお申込み下さい。企業で申込の場合は、できるだけ受講者の受講状況管理のため、企業で取りまとめてお申込み下さい。

受講開始
・技能習得型研修の開催が決まったら案内を送付します (案内は、すべてメールで送信します)。

技能習得型研修の開催地区が決まったら、事務局から連絡させていただきます。
※研修受講前に、できるだけ地域包括支援センターを訪ね、配布資料や実際の活動についての調査を行って下さい。

〔知識習得型研修〕

受講申込・受講開始
・知識習得型研修は、技能習得型研修とは別にお申込みができます。 ・申込書と入金確認後、受講用のIDとパスワードを送ります。

知識習得型研修は、研修用のホームページ(セルメ・プラザ)でeラーニングの受講を行います。
手続き完了後、知識習得型研修実施用のご案内を送付します。

■申込方法

1) 別紙の「健康サポート薬局研修申込書」に、必要事項を記入の上、メールまたは FAX にてお申込下さい。

●技能習得型研修開催予定地区をお申込みの方 … 後頁申込書①

●開催が決まっていない地区、または先に知識習得型研修の受講をお申込みの方 … 後頁申込書②

- ・最初に、受講人数と技能習得型研修の希望地区についてお知らせください。
希望地区が未定の方は、空白でも構いません。
- ・企業申込の場合は、後日、受講者の名前と薬剤師登録番号の一覧表をデータで送付してください。
- ・できるだけ、受講者の受講状況管理のため、企業取りまとめにて企業一括申込みをお願いします。

2) 企業一括申込の場合は技能習得型研修のB研修での実施を検討して下さい(A研修の受講も可能です)。

- ・希望の地区、日程での開催が可能となり、費用の軽減化が可能となるB研修での実施については、以下の「■B研修実施について」をご覧くださいか、事務局までお問合せ下さい。

3) 技能習得型研修の開催地区については、A研修の場合は、原則参加希望者が 30 名以上になった時に開催日程を決定します(B研修につきましては、人数に制限はありません)。

- ・申込時の希望地区で開催が決まっていない場合は、開催が決定次第、ご連絡させていただきます。
- ・研修センターの HP でも開催日程地区の一覧表を作成し、閲覧できるようにします。
- ・Ⅲ研修については、勤務先が同一都道府県の方々のグループ研修を行いますので、同一都道府県の参加者が少ない場合、参加を見合わせていただくことがあります。

■申込手続きの流れ

1) 企業申込の場合

- ① 申込書に、受講希望者数を記入し、FAX、またはメールにてお申し込みください。
- ② 事務局より、ご記入頂いた連絡先メールアドレスへ会場別受講申込者一覧のデータを送付します。
- ③ 開催日の2週間前までに受講案内を企業宛にメールにて送付します。
当日の受付時に必要となりますので、受講者へお渡しください。
- ④ 後日、参加した受講者数をもとに請求書を作成し、企業担当者様へ送付いたします。

2) 個人申込の場合

- ① 申込書に必要事項を記入し、FAX、またはメールにてお申し込みください。
- ② 事務局より、ご記入頂いた連絡先メールアドレスへ受付完了と振込先をご案内します。
開催の2週間前までに、お振込み願います。
- ③ 入金確認後、開催日の2週間前までに受講案内をメールにて送付します。

■B研修実施について (詳細は日本薬業研修センターHPをご参照下さい)

団体、企業の状況、希望にあわせて、日程、会場、講師、監査員の手配を当該団体・企業で行うことにより、費用の軽減化を図り、受講の機会を増やします。ぜひ、B研修実施をご検討下さい。

- ・講師は研修センターの認定が必要となり、薬局実務実習の認定指導薬剤師の方、企業内の薬剤師研修や事業研修等のカリキュラム作成や講師経験を有している方、行政の保健分野に従事した経験を有する方などが対象となります(研修センターに講師を有料で依頼することも可能です)。
- ・公募が原則ですので、開催会場の席数の10%以上は公募枠となり、B研修実施団体・企業に所属以外の受講者の受け入れをお願いします。公募は、研修センターが行います。
- ・実施団体・企業には、参加された当該団体・企業所属以外の人数分の還付金をお支払します。

申し込み・
問合せ先

一般社団法人 日本薬業研修センター <http://www.yakken-ctr.jp>

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4F

TEL:045-478-5453 FAX:045-478-5461 E-mail:support@yakken-ctr.jp

<http://www.yakken-ctr.jp/kensup>(健康サポート薬局研修サイト)

FAX送信先: 045-478-5461 (日本薬業研修センター行)

「健康サポート薬局研修」 申込書①

企業 申込	フリガナ 会社名			
	フリガナ 担当者名		部署名 役職	
	住 所	(〒 -)		
	連絡先TEL		連絡先FAX	
	連絡先 E-mail(PC)			
個人 申込	フリガナ 氏名		連絡先 E-mail(PC)	
	住 所	(〒 -)		
	連絡先FAX		薬剤師 登録番号	
	所属先名 (所在地)		都道 府県	区市 町村

※個人申込の方は、所属先の都道府県と区市町村をご記入下さい。企業申込の方は、後日お名前とともにご連絡願います。

■研修申込み(受講希望人数を記入して下さい。個人申込の方も受講する研修すべてに「1」と記入して下さい。)

※各会場、30名以下の場合は開催を見合わせる場合があります。

No.	開催日	地 区	会 場	受講人数			知識習得型研修	
				I 研修	II 研修	III 研修	人数	開始希望月
1				名	名	名	名	
2				名	名	名	名	

研修時間は、No1, 2, 4は、9時30分～19時、No3は、9時～17時40分を予定しております。

■申込手続きの流れにつきましては、前頁に記載の申込手続きの流れをご参照下さい。

会場設営、およびグループ分けの都合上、**開催2週間前までに**
申込み者のご連絡をお願いいたします。

受講者が確定できない場合は、参加枠の確保にも対応いたします。詳しくは事務局へご相談下さい。

問合せ先: 日本薬業研修センター <http://yakken-ctr.jp>
電話 045-478-5453 Email: support@yakken-ctr.jp

健康サポート薬局研修申込書② FAX 送信先:045-478-5461(日本薬業研修センター行)

企業 申込	フリガナ 会社名			
	フリガナ 担当者名		部署名 役職	
	住 所	(〒 -)		
	連絡先TEL		連絡先FAX	
	連絡先 E-mail(PC)			
個人 申込	フリガナ 氏名		連絡先 E-mail(PC)	
	住 所	(〒 -)		
	連絡先FAX		薬剤師 登録番号	
	所属先名 (所在地)		都道 府県	区市 町村

※個人申込の方は、所属先の都道府県と区市町村をご記入下さい。企業申込の方は、後日お名前とともにご連絡願います。

■申込手続きの流れ

- 1) 知識習得型研修と技能習得型研修と、どちらを先に受講してもかまいません。
- 2) 現在、開催が決定している地区については、日本薬業研修センターのホームページでご案内しております。それ以外の地区、日程をご希望の方は、申込書に希望地区と人数をお知らせください。申込み地区と人数により、技能習得型研修の開催地区、日程を決めます。
- 3) 参加希望を出していただいた地区が、開催候補地区となった場合、詳しい案内と申込確定のための案内書をメールにて、ご案内させていただきます。

■申込書記入について(受講希望地区と人数の記入をお願いします)

- 1) 企業申込の方は、A研修での受講か、B研修での受講か選択して下さい。地区ごとに、実施方法が異なっても構いません。個人申込の方は、すべてA研修での受講となります。
- 2) Ⅲ研修については、勤務先が同一都道府県の方々でのグループ研修を行いますので、同一都道府県の参加者が少ない場合、参加を見合わせていただくことがあります。
- 3) 技能習得型研修の参加希望者が 30 名以上集まり次第、開催地区として決定します。

※健康サポート薬局の研修を修了するためには、技能習得型研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲと知識習得型研修の受講が必要です。

		技能習得型研修							知識習得型研修			
		実施形式		研修名			地区名 (都道府県)	人数			人数	開始 希望月
		A研修	B研修	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ		Ⅰ研修	Ⅱ研修	Ⅲ研修		
〔記入例〕	企業		○	○	○	○	神奈川県	20~25	20~25	15~20	20~25	H29.4頃
		○				○	静岡県			3~5		
		○		○	○	○	大阪府	1	1	1	1	H29.3頃

※個人情報につきましては、日本薬業研修センターが厳重な管理体制の元で保管し、健康サポート薬局研修会実施の目的のみで使用します。企業申込の方は、登録の内容について企業担当者に連絡する場合がございます。
 ※Ⅲ研修では勤務先所在地毎にグループ分けを行いますので、店舗所在地の都道府県名をご記入下さい

薬剤師資質向上研修 通信研修・集合研修 募集のご案内

● 資質向上研修の実施は開設者の義務

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「薬機法」という。)に伴う体制省令により、薬剤師への継続研修の実施は「指針の策定」と同様に開設者に求められる義務になります。(体制省令 第2条第1項第7号、および第2条第2項)

薬機法では、薬局、店舗販売業の許可の基準に関して、体制省令で定める基準に適合しないときは改善命令等に該当する場合があります、研修の実施は許可要件となります。

(薬局:薬機法第5条第1項第2号 店舗販売業:薬機法第25条第2項第2号)

● 継続的な資質向上研修を実施中

本研修は、厚労省に提出し、確認していただいた研修内容に沿って実施いたします。

■ 薬剤師資質向上研修概要(通信研修と集合研修の2つから構成されています)

通信研修(1年間)	集合研修(前期・後期開催)
eラーニング ※1) パソコンを使用し、ネットを通じたテキスト学習 と自動採点の問題回答に取り組む	1日 ※2) (年1回以上参加下さい) 最新情報やネット形式では学習しにくい 内容をスクール形式で学習
年間プログラム 1. 症状・部位別医薬品通信研修 12回 2. ヘルスケア実践セミナー 12回	1. 薬事行政情報 2. 医薬品販売業に係る法規と制度 3. 専門家のための技術・知識 4. 確認試験
指定プログラムを修了 1) 通信研修受講証明証を発行	年1回以上の受講 2) 集合研修受講証明証を発行
※パソコンによるネット環境がなく、通信研修が受講できない場合は、郵送による通信教育も用意しています。 (テキスト代、送料等の実費を含み、3,670円)	※1地区50名以上の参加希望者がいた場合に、開催します。

資質向上研修受講証明証の発行

(3) 法律が求める資質向上研修受講証明証を発行

(1)と(2)両方をもとに、体制省令に対応する資質向上研修の受講証明証を発行します。

※必要に応じ、都道府県(保健所)へ資質向上研修を修了した薬剤師の名簿提出等の対応を実施

※通信研修受講中で、受講証明を発行出来ない方へは、求めに応じ、受講歴の証明を発送

■ 受講費用

1) 通信研修 2,620 円 (税込)

受講対象者: 日本チェーンドラッグストア協会に加入している
薬剤師の方

※郵便による通信研修の場合、テキスト、送料等含め 3,670 円(税込)

2) 集合研修 3,000 円 (税込)

受講対象者: 日本チェーンドラッグストア協会に加盟する団体・
企業に勤務している薬剤師の方

※テキスト代を含みます。 ※昼食は各自でご用意願います。

通信研修と集合研修は個別に
受講費用が必要となります。

通信研修 集合研修 合計
(2,620 円)+(3,000 円) = (5,620 円)

郵送通信 集合研修 合計
(3,670 円)+(3,000 円) = (6,670 円)

■カリキュラム

1) 通信研修

□症状・部位別 医薬品通信研修				※基礎講座1から順番に学習します。 基礎講座の7回以降は、1つのテーマを2回に分けて学習します。			
○基礎講座			○応用講座				
1	胃腸症状	19・20	咳	1・2	胃腸薬	25・26	皮膚疾患用薬
2	疲労・虚弱症状	21・22	禁煙	3・4	便秘薬	27・28	口腔内用薬・ うがい薬・ オーラルケア用品
3	目の症状	23・24	肩こり	5・6	止瀉薬・整腸薬	29・30	痔疾用薬
4	かぜ症候群	25・26	頭痛	7・8	滋養強壮薬	31・32	鎮咳去痰薬
5	一般用検査薬	27・28	腰痛・関節痛	9・10	目薬	33・34	禁煙補助剤
6	アレルギー 症状	29・30	口内炎	11・12	検査薬	35・36	外用消炎 鎮痛剤
7・8	動悸・ 更年期症状	31・32	乗物酔い	13・14	かぜ薬	37・38	乗り物酔い 防止薬
9・10	痛み (解熱鎮痛薬)	33・34	スキンケア	15・16	女性用薬・ ハーブ医薬品	39・40	スキンケア
11・12	精神神経症状	35・36	育毛・発毛	17・18	強心薬・高コレ ステロール改善薬・ 貧血用薬	41・42	育毛剤・発毛剤
13・14	虫さされ	37・38	水虫	19・20	抗アレルギー薬・ 鼻炎用薬・ 点鼻薬	43・44	水虫薬
15・16	オーラルケア	39・40	爪から見える 病気	21・22	解熱鎮痛薬・ 生理痛専用薬	45・46	泌尿器用薬
17・18	痔の症状	41・42	すり傷・切り傷・ やけど	23・24	睡眠改善薬・ 眠気防止薬・ 小児鎮静薬	47・48	傷薬・消毒薬

□ヘルスケア実践セミナー	
1月	オーラルケア対策
2月	水虫対策
3月	アイケア対策
4月	禁煙対策
5月	香り・ リラクゼーション対策
6月	セルフチェックと 生活習慣病対策
7月	アンチエイジング・ シルバー対策
8月	胃腸対策
9月	かぜ対策
10月	花粉症対策
11月	スキンケア対策
12月	ヘアケア対策

※学習月の内容を学びます

○症状・部位別医薬品通信研修は、テーマごとに病理・薬理・対処法や主な薬効を学習し、情報提供のために必要なポイントを学習します。
○ヘルスケア実践セミナーは、仕事で活かせる売場づくりや販売促進方法なども含めた内容を学習します。

2) 集合研修

スケジュール(予定)	
60分	薬事行政情報
60分	医薬品販売業に係る法規と制度 (昼食 30分)
60分	専門家のための技術・知識① (休憩 10分)
80分	専門家のための技術・知識② (休憩 10分)
80分	専門家のための技術・知識③
20分	確認試験

終了 ※昼食は各自でご対応願います。

研修内容

1. 薬事行政情報
リスク区分等の変更があった医薬品等、最新の情報について説明します。
2. 医薬品販売業に係る法規と制度
最新の法規と制度について説明します。
3. 専門家のための技術・知識①②③
専門家として実践力をつける知識を学習します。
4. 確認試験
筆記による確認試験を行います。

※内容、スケジュールについては変更になる場合があります。

■申込方法

1) 通信研修

※毎月20日を受付締切とし、翌日より開始できます。随時申込みを行っております。

・通信研修は研修用ホームページ(セルメブラザ: <http://www.selme.jp>)にて実施します。

2) 集合研修

1地区50名以上の参加希望者がいた場合に開催いたします。

・受講をご希望の方は、事務局までお問い合わせ下さい。

研修内容
問い合わせ先

日本チェーンドラッグストア協会

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4F

TEL:045-474-1311 FAX:045-474-2569

一般財団法人 日本ヘルスケア協会

活動の紹介と入会のご案内

一般財団法人日本ヘルスケア協会は、超高齢社会における健康寿命延伸とヘルスケア産業育成の実現を目指す、ヘルスケアに関する有識者、産業、関係者が集まった民間唯一の団体です。

当協会は、ヘルスケア産業育成のために次の事業を実践します。

1. ヘルスケアに寄与する制度、社会システム、事業等の研究と政策建議、提言を実践します
2. ヘルスケア産業育成および事業推進に向けた事業連携と、実現のための支援活動を実践します
3. 社会的価値を有する、ヘルスケアに寄与する業界および企業活動への支援を実践します
4. ヘルスケア推進に寄与する制度や事業、システム等を生活者に啓発並びに普及推進するための活動を実践します
5. その他、ヘルスケアの推進および産業育成に関する事業を実践します



一般財団法人 日本ヘルスケア協会
Japan Association of Health care Initiative

■ ごあいさつ



一般財団法人
日本ヘルスケア協会
会長 **今西 信幸**
(一財)東京薬科大学付属
ヘルスケア研究所 理事長)



一般財団法人
日本ヘルスケア協会
理事長 **松本 南海雄**
(株)マツモトキョシホールディ
ングス 代表取締役会長)

我が国の健康政策は、これまでの「生命寿命延伸医療政策」から「健康寿命延伸健康政策」への転換を図り、これを実現する「ヘルスケア産業」を育成する方針が出されました。

この政策を受け、各省庁および地方行政において様々な施策や検討が行われており、民間企業や団体においても多くのヘルスケアに寄与する事業が行われています。また、官民や産学が連携した、ヘルスケア推進団体も多く誕生しています。しかし、この政策に反発する反対勢力が強く、確実にヘルスケアに寄与する施策や事業、活動がほとんど実践できない状況にあります。

新しい政策や事業を実現するためには、そのための新しいロジックや枠組みなどの環境整備が不可欠ですが、それはまだ整っていない状況にあります。

そこで、健康寿命を延伸させるヘルスケア産業界の意見を政策に反映し、しかもその振興および推進を支援する第三者機関が熱望され、よりよい日本の社会づくりに貢献するために「一般財団法人日本ヘルスケア協会」を発足いたしました。

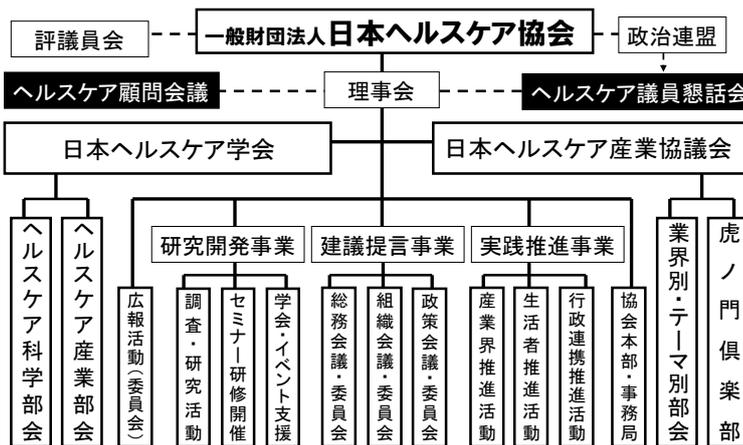
ヘルスケアに関する有識者、産業、関係者の多くの方々に、当協会活動にご参加いただきますようお願い申し上げます。

■ 日本ヘルスケア協会の目的——健康寿命延伸とヘルスケア産業の育成を図ります。

- 1) わが国のヘルスケアを実践する
新しいロジックや環境を整備します
- 2) ヘルスケア産業育成と効果的かつ効率的の実践を実現します
- 3) 健康寿命延伸を実現し、
現行の医療制度を維持させます
- 4) 社会制度に関する不安を解消し、
国民の幸福に寄与します

■ 日本ヘルスケア協会と構成する組織の概要——ヘルスケア推進の民間唯一の組織です。

「一般財団法人日本ヘルスケア協会」組織概要



○日本ヘルスケア学会 会長(2会長制)



(一財)日本ヘルスケア協会 副会長
ヘルスケア産業部会 部会長
上原 征彦
(昭和女子大学現代ビジネス研究所
特命教授)



(一財)日本ヘルスケア協会 会長
ヘルスケア科学部会 部会長
今西 信幸
(一財)東京薬科大学付属
ヘルスケア研究所 理事長)

○日本ヘルスケア産業協議会 会長



(一財)日本ヘルスケア協会 副会長
池野 隆光
(ウエルシアホールディングス(株)
代表取締役会長)

■ 日本ヘルスケア協会の構成組織

◎ 日本ヘルスケア学会

わが国のヘルスケア推進に関する科学分野と産業分野のあり方について、現実的かつ臨牀的な論理と技術の研究を行い、独立性を保ちかつ客観的に、わが国の国民や国政、産業界に提言します。

◎ その他

ヘルスケア顧問会議、ヘルスケア議員懇話会が提案、意見、指導、アドバイスを送ってくれます。

◎ 日本ヘルスケア産業協議会

ヘルスケア産業に関する各業界および研究機関が部会を構成し、各部会に関係団体や関係企業が所属し、それぞれの業界や企業が有するヘルスケア活動を行うための問題や課題を解決する活動を行います。

■ 日本ヘルスケア協会の主な活動——強力な推進力・実践力を発揮します。

◎研究、協議活動

部会、研究会が個々の課題解決に向け、検討会を行なっています。そして、年1回発表会を行います。

ヘルスケア推進に関する①政策および施策、社会環境に関する研究、②産業、企業活動、サービスに関する研究、③生活者への啓発、普及、推進に関する研究、④その他の研究を行い、その実現のための協議を行います。



活動方針発表会 1000人を超える関係者が集合

◎建議・提案活動

ヘルスケア推進に寄与し社会的価値のある政策や施策、事業について、関係行政や関係機関にその実現に向けた建議や提言、提案を力強く行ってゆきます。



ジャパンドラッグストアショーでヘルスケア事業推進内容を発表



ライフスタイルビジョン for シニアを開催

◎業界基準向上認定活動

優れた取組みについて認定する活動をしています(優良配置販売業者、コンシェルジュ、救急救命AED指導員など)。

◎ロビー活動

制度や規制、事業推進などに関するヘルスケア推進の環境整備について、関係者に力強く働きかけ、問題の解決や新しい施策の実現を図ります。

ヘルスケア議員懇話会(会長:林芳正参議院議員)では、われわれの提案に賛同し、直接、塩崎厚労大臣に、検体測定室の見直しを要望。今秋を目途に改正が実現!



要望書を手渡すヘルスケア議員懇話会の面々

◎業界、事業連携活動

優れた政策や施策および各業界や企業のヘルスケア推進活動やサービスを、より効果効率的に実現するために、関係する機関や業界、企業に連携を図ってまいります。



東京薬科大学で「医療コミュニケーション」講座を受託、実施



救急救命・AED指導員養成講習を実施



「ながら筋トレ体操」を開発。普及推進を目指す

◎啓発、普及推進活動

各業界や企業が提供する優れたヘルスケア推進活動やサービスについて、行政や業界、マスコミ等とも連携し、生活者への啓発と普及推進を行います。

◎各種ヘルスケアイベントへの協力活動

学術大会や健康イベントの開催など、ヘルスケア推進およびヘルスケア産業育成の活動にも協力。



ペット飼育のメリットを啓発するパンフレットを作成



機能的表示食品フォーラムに協力



日本医真菌学会総会・学術大会
区民公開シンポジウムに協力

■ 会員のメリット——貴業界・貴社の問題・課題を解決します。

1) 各業界および企業の商品、サービスの推進に関する支援

ヘルスケア推進に寄与する各業界および各社の商品、サービスの普及や推進に関する内容を相談し、実現に向けたアドバイスや支援を得ることができます。

また、必要に応じて連携すべき業界や企業、有識者等の紹介も行います。(但し、販売先の斡旋、紹介は行いません)

2) 日本ヘルスケア産業協議会の部会への参加

(無料、複数部会の参加可能)

各業界や企業が、推進したいテーマについて、部会を通じて実現することができます。また、各業界や企業で抱えている問題の解決に向けて部会で協議し、その実現に必要な政策提言や関係業界・機関との連携、普及推進策を図ってゆきます。各部長の了承のもと複数の部会に参加することができます。また、簡単な所定の手続きにより新しい部会、委員会、研究会等の立ち上げ、設置も可能です。

3) 日本ヘルスケア学会の部会への参加

(無料、複数部会の参加可能)

日本ヘルスケア産業協議会の部会だけでなく、学術的研究のテーマについては、日本ヘルスケア学会の部会活動にも参加することができます。制度や産業育成、マーケティング等に関する研究は、ヘルスケア産業部会に参加いただきま

す。また、予防や医療、介護、専門家等に関する研究は、ヘルスケア科学部会に参加していただきます。各部長の了承のもと複数の部会に参加することができます。また、簡単な所定の手続きにより新しい部会、委員会、研究会等の立ち上げ、設置も可能です。

4) 協会の主催するイベント等に会員価格で参加

日本ヘルスケア協会および日本ヘルスケア産業協議会、日本ヘルスケア学会が主催するイベントやセミナー、学術大会等に会員価格で参加することができます。最新情報をいち早く知ることができ、ヘルスケアの研究や産業に携わる方の活動や仕事に大いに役立ちます。

5) 日本ヘルスケア協会の会員限定HPにアクセスが可能

会員限定ホームページにアクセスし、新制度や運用の最新情報や各部会での活動(会員公表分)、会員サービス情報などを入手することができます。また、各会員の持つ疑問や相談、要望についてもご連絡いただけます。迅速に誠意をもって対応いたします。

6) その他

限定出版物の会員価格での購入など、多くの会員サービス事業を増やしてまいります。会員の皆様の要望があればぜひお寄せください。

■ 入会申し込み要領

会員の種別(「虎ノ門倶楽部」は別に定めます)

- 1) 法人会員：本会の目的に賛同し、入会した法人(企業)
- 2) 個人会員：本会の目的に賛同し、入会した個人
- 3) 特別会員：本会の目的に賛同し、特別に入会を招聘された法人、個人
- 4) 登録協力団体会員：本会の目的に賛同し、登録した協力団体

年会費(入会金はありません)

- 1) 法人会員：一口10万円/年一口以上
- 2) 個人会員：3千円(人/年)
- 3) 特別会員：会費なし
- 4) 登録協力団体会員：会費なし
但し、登録協力団体会員からの活動費用賛助、活動協力はお受けいたします。ご協力ください。

備考

- ※会計年度は4月1日より翌年3月31日までですが、当面の間、会費を納入した翌月から12カ月分(1年間)を年会費とします。
- ※会費は理事会の決定により、変更される場合があります。会員には事前に連絡を行います。
- ※個人会員、特別会員、登録協力団体会員は、協議会および学会の各部会への参加を希望される場合、部会長の特別推薦、または招へいが必要などの制限がありますのでご了承ください。

■ 入会申し込み手順

- 1) 同封の「入会申込書」(申込書はホームページからもダウンロード可能)に必要事項を記入して、団体、法人内容のわかるもの(ご案内やパンフレットなど)を添えて、協会事務局まで郵送する。FAXまたはメールでも申込みが可能。
- 2) 会費を指定口座に振り込む。なお、請求書が必要な場合は、「入会申込書」送付時にその旨を記入する。
- 3) お振込み確認後、受領書並びに協会ホームページのID、パスワードなどを送信する。

■お振込み先

- 振込み口座
みずほ銀行新横浜支店普通：1692873
- 振込み口座名
一般財団法人 日本ヘルスケア協会
※恐れ入りますが、振込み手数料はご負担願います。

一般財団法人 **日本ヘルスケア協会** Japan Association of Health care Initiative

(2015年11月設立)

(本部) 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目15-10 名和ビル3階
TEL03-5510-7274 FAX03-3504-8103 <http://www.jahi.jp> E-Mail: info@jahi.jp
(横浜事務所) 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階(NRKグループ内)
TEL045-474-2521 FAX045-474-2520

FAX:045-474-2520 または E-mail:info@jahi.jp

一般財団法人日本ヘルスケア協会(J A H I)入会申込書

私は、一般財団法人 日本ヘルスケア協会の趣旨に賛同し、入会を申し込みます。

①申込日と、該当する会員区分を、チェックしてください。

申込日 年 月 日

会員区分 法人会員 個人会員 (どちらか一方をしてください)

②法人会員にお申込みの方はA欄の太線枠内、個人会員にお申込みの方はB欄の太線枠内に、もれなくご記入ください。

【A欄】法人会員の申込み記入欄

法人情報	法人名	(フリガナ) 氏名		
	代表者	(フリガナ) 氏名	役職名	
	法人所在地 (連絡先)	〒		
		TEL:	FAX:	
業種				
連絡先情報	担当者	(フリガナ) 氏名	役職名	
	担当者所在地 (連絡先)	〒		
		TEL:	FAX:	
	E-mail:			
年会費 (一口10万円/年 一口以上) ※申込口数と合計金額を記入				請求書 (どちらかに○)
申込口数 → 口、合計金額(年会費) → 万円				必要 ・ 不要

【B欄】個人会員の申込み記入欄

本人情報	氏名	(フリガナ)	勤務先名 (学校名)	
	住所 (連絡先)	〒		
		TEL:	FAX:	
	E-mail:			
年会費	3千円(人/年)		請求書(どちらかに○)	必要 ・ 不要

(注) 1) 入会金はありません 2) 会計年度は4月1日より翌年3月31日まで

◆入会申し込み手順

(入会申込書はホームページからもダウンロードすることができます)

1. 入会申込書に必要事項を記入し、法人案内等を添えて協会事務局まで郵送 (FAXまたはメールでも可) する。
2. 会費を指定口座に振り込む。なお、請求書が必要な場合は、「入会申込書」送付時にその旨を記入する。
銀行口座：みずほ銀行 新横浜支店 (普通) 1692873 口座名義：一般財団法人日本ヘルスケア協会
※恐れ入りますが、振込手数料は御社でご負担願います。
3. お振込み確認後、受領書並びに協会ホームページのID、パスワードなどを送信する。

※事務局入力欄(何も記入しないでください)

・備考欄 会員 No.

--	--	--	--	--	--	--	--

受付	法人案内	入金			
/		/			

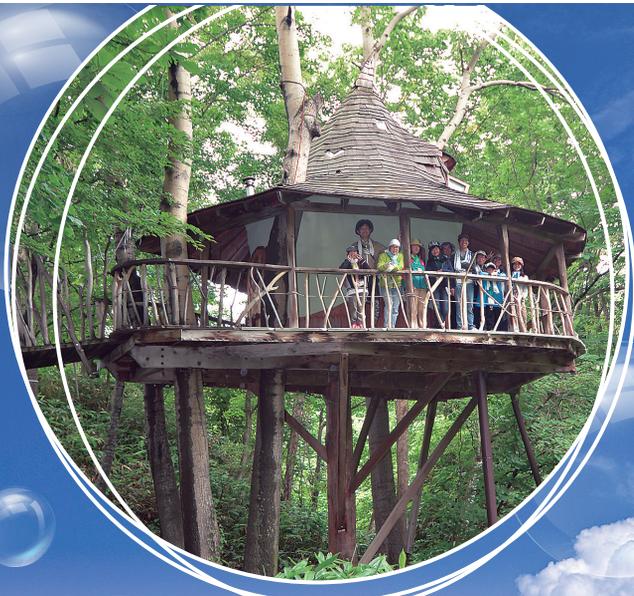
seriousfun camp

founded by paul newman



そらぷちキッズキャンプ
北海道滝川市丸加高原

そらぷちキッズキャンプは、
俳優の故ポールニューマンが設立した
難病の子どもの国際的キャンプ団体
シリアスファンチルドレンズネットワークの
アジア(中東除く)で唯一の正会員です。



難病とたたかう子どもたちの医療ケア付自然体験施設

そらぷちキッズキャンプ。

現在、日本では約20万人の
子どもたちが難病とたたかっています。

外で遊びたい！と願う子どもたちの夢の実現のため、
全国各地から子どもたちや家族を無料でキャンプ場に招待し、
北海道の豊かな自然の中で、仲間たちとのかけがえのない時間や
明日を生きるエネルギーをプレゼントしています。



加盟店舗に募金箱を
設置しました。

日本チェーンドラッグストア協会はそらぷちキッズキャンプを応援しています



日本チェーンドラッグストア協会
<http://www.jacds.gr.jp/>

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第二ビル 4階
TEL.045-474-1311 / FAX.045-474-2569 e-mail: sec@jacds.gr.jp



公益財団法人 そらぷちキッズキャンプ
<http://www.solaputi.jp/>

〒079-0461 北海道滝川市江部乙町丸加高原 4264-1
TEL.0125-75-3200 / FAX.0125-75-3211 e-mail: info@solaputi.jp

行政・団体からのお知らせ

次ページ以降に各項目の該当資料を収載しています。

中央官庁以外にも、JACDS 支部長が薬務課訪問を実施している複数の地方行政団体から周知のご案内をいただいています。ありがとうございます。掲載のタイミングでお名前が掲載出来ない際にはご容赦下さい。

【厚生労働省】

1. 一般用医薬品のリスク区分の変更について —医薬・生活衛生局安全対策課長(1月10日)

※宮城県、福島県、埼玉県、千葉県、東京都、岐阜県、三重県、京都市、徳島県、佐賀県、熊本県

トリメブチンが第1類から第2類へ変更になりました。後頁の資料に目を通していただき、店頭での適切な販売に協力をお願いします。【資料:後頁4ページ分あり】

2. 要指導医薬品から一般用医薬品に移行する医薬品について

—医薬・生活衛生局安全対策課長(1月16日)

※宮城県、福島県、埼玉県、東京都、岐阜県、三重県、京都市、佐賀県、熊本県

ロラタジンが要指導医薬品から第1類医薬品へ変更になりました。後頁の資料に目を通していただき、店頭での適切な販売に協力をお願いします。【資料:後頁4ページ分あり】

3. 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を踏まえた緊急避妊に係る診療の提供体制整備に関する薬剤師の研修について(依頼) —医薬・生活衛生局総務課長(1月17日)

「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を踏まえた緊急避妊薬を調剤する薬剤師に対する研修についての周知依頼です。JACDS 事務連絡 No19126 でもご案内した内容です。後頁の資料に目を通していただくよう、よろしくお願いします。【資料:後頁11ページ分あり】

4. 風水害発生時における毒物及び劇物の保管管理等について(依頼)

—医薬・生活衛生局総務課(1月10日) ※岐阜県

令和元年の台風15号及び台風19号の暴風、浸水等による被害を受けた毒物又は劇物が貯蔵タンク、貯蔵槽などから流出、漏洩する事故が複数発生したことを受けての保管管理に関する依頼です。後頁の資料に目を通していただき、適切な対応を実施いただくよう、よろしくお願いします。【資料:後頁3ページ分あり】

5. 公用文等における日本人の姓名のローマ字表記について(周知)

—医政局経済課企画係(1月28日)

各府省庁が作成する公用文等において、日本人の姓名をローマ字表記する際は、原則として「姓一名」の順で表記、また、地方公共団体、関係機関等、民間に対しては日本人の姓名のローマ字表記については差し支えない限り「姓一名」の順を用いるよう、配慮を要請することです。後頁の資料に目を通していただくよう、よろしくお願いします。【資料:後頁3ページ分あり】

6. 「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診目安」を踏まえた対応について

—医薬・生活衛生局総務課(2月18日) 埼玉県、石川県、静岡市、愛知県、岐阜県、三重県、京都府、京都市、徳島県、佐賀県、熊本市

事務連絡No.19152でも案内した内容です。後頁の資料に目を通していただき、従業員、来店されるお客様・患者様への周知と対応の徹底をお願いします。【資料:後頁3ページ分あり】

【経済産業省中小企業庁】**7. 新型コロナウイルス感染症により影響を受ける下請等中小企業との取引に関する配慮について** —経済産業大臣(2月14日)

過去の自然災害発生時と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響により中小企業にしわ寄せが行かないよう配慮をお願いします。後頁の資料に目を通していただき、適切な対応を実施いただくよう、よろしく申し上げます。【資料:後頁4ページ分あり】

8. ドラッグストア販売統計月報について —経済産業省(11月分)

ドラッグストア販売統計月報(確定版)の11月分がアップされていますのでお知らせします。対象となっている企業様には引き続き販売等のデータ提供をよろしくお願い申し上げます。【資料:後頁15ページ分あり】

【財務省】**9. たばこ小売販売業調査について(周知依頼)** —理財局総務課たばこ塩事業室長(1月27日)

1月下旬より無作為に抽出された4,500店舗を対象にたばこ小売販売業者の店舗経営及び営業形態に関する状況等の調査を行なうとのことです。後頁の資料をご確認いただき、調査票が届いた企業は回答にご協力をお願いします。【資料:後頁1ページ分あり】

【国税庁】**10. 医薬品の確認等の徹底について**—課税部 酒税課 団体企業係(2月7日)

昨年8月末に公表した平成30事務年度の酒類の取引状況等実態調査が国税庁のHPに公開されたとのことです。目を通していただき、適切な対応を実施いただくよう、よろしく申し上げます。

URL: <https://www.nta.go.jp/taxes/sake/koseitorihiki/190806/index.htm>

薬生安発 0110 第1号
令和2年1月10日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長
(公 印 省 略)

一般用医薬品のリスク区分の変更について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の7第1項第1号の規定に基づく第一類医薬品のうち、トリメブチン（過敏性腸症候群治療薬に限る。）については、令和2年1月10日より第二類医薬品に移行することとなりました。

これは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第159条の2の表第2号下欄に規定する期間が令和2年1月9日をもって満了することに加え、令和元年度第2回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会（令和元年11月18日開催）における審議の結果を踏まえたものです。

当該医薬品が第一類医薬品から第二類に移行することを踏まえ、適切な情報提供及び販売が行われるよう、販売の相手方に当該医薬品を販売しても差し支えないかを確認するために薬局開設者、店舗販売業者及び配置販売業者（以下「薬局開設者等」という。）が販売の際に用いることとしている資材の活用等につき、貴管下の関係団体、関係機関、薬局開設者等への指導方よろしくお願いします。

なお、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品」（平成19年3月30日厚生労働省告示第69号。以下「告示」という。）別表第3及び「一般用医薬品の区分リストについて」（平成19年3月30日付け薬食安発第0330007号厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知。以下「通知」という。）の別紙2において、第二類医薬品として「トリメブチン」が規定されているところ、令和2年1月10日以降は、告示中及び通知中の「トリメブチン」に過敏性腸症候群治療薬も含まれることを申し添えます。

薬生監麻発 0110 第 1 号
令和 2 年 1 月 10 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課長
(公 印 省 略)

医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件」（令和 2 年厚生労働省告示第 1 号。以下「経過措置告示」という。）が令和 2 年 1 月 10 日に告示され、同日より適用されます。これにより、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 50 条に基づき、直接の容器又は直接の被包に記載されていなければならない事項（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号。以下「省令」という。）第 209 条の 2、第 209 条の 3 及び第 210 条第 6 号に規定する事項に限る。以下「区分等表示」という。）を変更する必要性が生じた下記 1 に示す医薬品（変更前に製造販売されたものに限る。）については、一定期間変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこととします。

具体的には、下記 1 に示す適用日から 1 年間は、変更後の区分等表示を記載されていることを要しないこととします。

また、今般、区分等表示が変更となった医薬品の取扱いに係る留意事項について、下記 2 のとおりまとめましたので、貴管下関係業者、団体等に対する周知方よろしくお願いします。

記

1 区分等表示が変更となった医薬品

成分名	適用日
トリメブチン（過敏性腸症候群治療薬に限る。）	令和 2 年 1 月 10 日

詳細は、別添を参考とすること。

2 医薬品の区分等表示に係る留意事項

- ア 区分等表示の変更前に製造販売された医薬品（以下「旧表示医薬品」という。）については、経過措置告示により、それぞれの適用日から1年間は、変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこと。

- イ 旧表示医薬品については、シール等を貼付することにより変更後の区分等表示をすることも認められること。なお、シール等の貼付については、製造販売業者の責任の下、店舗等で行われることについても認められる。

- ウ 旧表示医薬品については、省令第216条の2第2項の規定により、その外部の容器又は外部の被包（以下「外部の容器等」という。）に変更後の区分等表示が記載されている場合、直接の容器又は直接の被包に変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこと。

- エ 区分等表示が変更となった医薬品については、それぞれの適用日以降は、直接の容器又は直接の被包及び外部の容器等の区分等表示にかかわらず、変更後の区分に従った陳列、販売及び情報提供等を行うこと。

<別添>

区分等表示が変更となった医薬品について

成分名	現区分	新区分	参照通知
トリメブチン（過敏性腸症候群治療薬に限る。）	第一類医薬品	第二類医薬品	「一般用医薬品の区分リストについて」の一部改正について（令和2年1月10日薬生安発0110第1号）

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長
(公 印 省 略)

要指導医薬品から一般用医薬品に移行する医薬品について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 4 条第 5 項第 3 号の規定に基づく要指導医薬品のうち、下記 1. の医薬品については、令和 2 年 1 月 15 日をもって医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）第 7 条の 2 第 1 項第 2 号に定める期間を満了し、同年 1 月 16 日より要指導医薬品から一般用医薬品（第一類医薬品）に移行することとなりました。

これに伴い、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件」（令和 2 年厚生労働省告示第 7 号。以下「改正告示」という。）が令和 2 年 1 月 16 日に告示されます。

当該医薬品が要指導医薬品から第一類医薬品に移行することを踏まえ、適切な情報提供及び販売が行われるよう、販売の相手方に当該医薬品を販売しても差し支えないかを確認するために薬局開設者、店舗販売業者及び配置販売業者（以下「薬局開設者等」という。）が販売の際に用いることとしている資材及び添付文書の活用等につき、貴管下の関係団体、関係機関、薬局開設者等への指導方よろしく願います。

記

1. 要指導医薬品から第一類医薬品に移行する医薬品

有効成分	第一類医薬品となる日
ロラタジン	令和 2 年 1 月 16 日

2. 改正告示の概要

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品」（平成 26 年厚生労働省告示第 255 号）第 1 号中からロラタジンを削除する。

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課長
(公 印 省 略)

医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件」（令和 2 年厚生労働省告示第 8 号。以下「経過措置告示」という。）が令和 2 年 1 月 16 日に告示され、同日より適用されます。これにより、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 50 条に基づき、直接の容器又は直接の被包に記載されていなければならない事項（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号。以下「省令」という。）第 209 条の 2、第 209 条の 3 及び第 210 条第 6 号に規定する事項に限る。以下「区分等表示」という。）を変更する必要性が生じた下記 1 に示す医薬品（変更前に製造販売されたものに限る。）については、一定期間変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこととします。

具体的には、下記 1 に示す適用日から 1 年間は、変更後の区分等表示を記載されていることを要しないこととします。

また、今般、区分等表示が変更となった医薬品の取扱いに係る留意事項について、下記 2 のとおりまとめましたので、貴管下関係業者、団体等に対する周知方よろしくお願いします。

記

1 区分等表示が変更となった医薬品

成分名	適用日
ロラタジン	令和 2 年 1 月 16 日

詳細は、別添を参考とすること。

2 医薬品の区分等表示に係る留意事項

- ア 区分等表示の変更前に製造販売された医薬品（以下「旧表示医薬品」という。）については、経過措置告示により、それぞれの適用日から1年間は、変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこと。

- イ 旧表示医薬品については、シール等を貼付することにより変更後の区分等表示をすることも認められること。なお、シール等の貼付については、製造販売業者の責任の下、店舗等で行われることについても認められる。

- ウ 旧表示医薬品については、省令第216条の2第2項の規定により、その外部の容器又は外部の被包（以下「外部の容器等」という。）に変更後の区分等表示が記載されている場合、直接の容器又は直接の被包に変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこと。

- エ 区分等表示が変更となった医薬品については、それぞれの適用日以降は、直接の容器又は直接の被包及び外部の容器等の区分等表示にかかわらず、変更後の区分に従った陳列、販売及び情報提供等を行うこと。

<別添>

区分等表示が変更となった医薬品について

成分名	現区分	新区分	参照通知
ロラタジン	要指導医薬品	第一類医薬品	要指導医薬品から一般用医薬品に移行した医薬品等について（令和2年1月16日薬生安発0116第1号）

薬生総発 0117 第 8 号
令和 2 年 1 月 17 日

日本チェーンドラッグストア協会 会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
(公 印 省 略)

「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を踏まえた緊急避妊に係る診療の提供体制整備に関する薬剤師の研修について（依頼）

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、緊急避妊に係る診療の提供体制の整備に関する取組については、「緊急避妊に係る診療の提供体制整備に関する取組について（依頼）」（令和元年 11 月 21 日付け医政地発 1121 第 1 号／医政医発 1121 第 3 号／健健発 1121 第 1 号／薬生総発 1121 第 1 号／子母発 1121 第 1 号）により各都道府県衛生主管部（局）長宛てに通知し、今後、緊急避妊薬を調剤する薬剤師に対する研修を関係団体と協力して実施することとしたところです。

については、別添のとおり各都道府県等衛生主管部（局）長宛てに通知しましたので、お知らせします。今後、公益社団法人日本薬剤師会及び各都道府県薬剤師会が実施する研修への参加について、貴会会員に周知をお願いします。



別添

薬生総発 0117 第 7 号
令和 2 年 1 月 17 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
(公 印 省 略)

「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を踏まえた緊急避妊に係る診療の提供体制整備に関する薬剤師の研修について（依頼）

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

緊急避妊に係る診療の提供体制の整備に関する取組については、「緊急避妊に係る診療の提供体制整備に関する取組について（依頼）」（令和元年 11 月 21 日付け医政地発 1121 第 1 号／医政医発 1121 第 3 号／健健発 1121 第 1 号／薬生総発 1121 第 1 号／子母発 1121 第 1 号）により各都道府県衛生主管部（局）長宛てに通知し、今後、緊急避妊薬を調剤する薬剤師に対する研修を関係団体と協力して実施することとしたところです。

ついでには、当該研修を下記に基づき実施することとし、別添のとおり公益社団法人日本薬剤師会、公益社団法人日本医師会及び公益社団法人日本産婦人科医会に通知しましたので、御了知願います。

記

- 1 緊急避妊薬を調剤する薬剤師に対する研修の内容については、令和元年度厚生労働行政推進調査事業費補助金「かかりつけ薬剤師・薬局の多機関・多職種との連携に関する調査研究」（研究代表者 安原真人（帝京大学薬学部 特任教授））（以下「調査研究」という。）において研修プログラムを作成中であるが、当該研修については、以下の内容を踏まえて実施すること。また、実施に当たっては、調査研究において作成された資材を活用すること。
 - (1) オンライン診療に基づき緊急避妊薬を調剤する薬局での対応、調剤等について
 - (2) 月経、月経異常、ホルモン調整機序その他女性の性に関する事項
 - (3) 避妊に関する事項、緊急避妊薬に関する事項

- 2 研修は、公益社団法人日本薬剤師会及び各都道府県薬剤師会において、都道府県ごとに実施することとし、実施に当たっては、実施地域の医師会及び産婦人科医会と連携して対応すること。なお、実施される都道府県の薬剤師の希望者が参加できるように最大限配慮すること。
- 3 研修を受講した薬剤師及び従事先の薬局に関しては、オンライン診療に基づき緊急避妊薬の調剤が対応可能な薬剤師及び薬局の一覧として厚生労働省のホームページに公表予定であり、研修実施の際に受講した薬剤師等の情報作成をお願いすることとしたいが、具体的な公表方法等の手続に関しては別途通知すること。



別添

薬生総発 0117 第 4 号
令和 2 年 1 月 17 日

公益社団法人日本薬剤師会 会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
(公 印 省 略)

「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を踏まえた緊急避妊に係る診療の提供体制整備に関する薬剤師の研修について（依頼）

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

緊急避妊に係る診療の提供体制の整備に関する取組については、「緊急避妊に係る診療の提供体制整備に関する取組について（依頼）」（令和元年 11 月 21 日付け医政地発 1121 第 1 号／医政医発 1121 第 3 号／健健発 1121 第 1 号／薬生総発 1121 第 1 号／子母発 1121 第 1 号）により各都道府県衛生主管部（局）長宛てに通知し、今後、緊急避妊薬を調剤する薬剤師に対する研修を関係団体と協力して実施することとしたところです。

ついては、当該研修を下記に基づき実施することとし、各都道府県において、円滑に研修が実施されるよう、御協力いただくとともに、当該研修について貴会会員に周知をお願いします。

記

- 1 緊急避妊薬を調剤する薬剤師に対する研修の内容については、令和元年度厚生労働行政推進調査事業費補助金「かかりつけ薬剤師・薬局の多機関・多職種との連携に関する調査研究」（研究代表者 安原真人（帝京大学薬学部 特任教授））（以下「調査研究」という。）において研修プログラムを作成中であるが、当該研修については、以下の内容を踏まえて実施すること。また、実施に当たっては、調査研究において作成された資材を活用すること。
 - (1) オンライン診療に基づき緊急避妊薬を調剤する薬局での対応、調剤等について
 - (2) 月経、月経異常、ホルモン調整機序その他女性の性に関する事項
 - (3) 避妊に関する事項、緊急避妊薬に関する事項

- 2 研修は、公益社団法人日本薬剤師会及び各都道府県薬剤師会において、都道府県ごとに実施することとし、実施に当たっては、実施地域の医師会及び産婦人科医会と連携して対応すること。なお、実施される都道府県の薬剤師の希望者が参加できるように最大限配慮すること。

- 3 研修を受講した薬剤師及び従事先の薬局に関しては、オンライン診療に基づき緊急避妊薬の調剤が対応可能な薬剤師及び薬局の一覧として厚生労働省のホームページに公表予定であり、研修実施の際に受講した薬剤師等の情報作成をお願いすることとしたいが、具体的な公表方法等の手続に関しては別途通知すること。



薬生総発 0117 第 5 号
令和 2 年 1 月 17 日

公益社団法人日本医師会 担当理事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
(公 印 省 略)

「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を踏まえた緊急避妊
に係る診療の提供体制整備に関する薬剤師の研修について（依頼）

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、緊急避妊に係る診療の提供体制の整備に関する取組については、「緊急避妊に係る診療の提供体制整備に関する取組について（依頼）」（令和元年 11 月 21 日付け医政地発 1121 第 1 号／医政医発 1121 第 3 号／健健発 1121 第 1 号／薬生総発 1121 第 1 号／子母発 1121 第 1 号）により各都道府県衛生主管部（局）長宛てに通知し、今後、緊急避妊薬を調剤する薬剤師に対する研修を関係団体と協力して実施することとしたところです。

については、当該研修を下記に基づき実施することとしましたので、各都道府県における研修の実施について御協力をお願いします。

記

- 1 緊急避妊薬を調剤する薬剤師に対する研修の内容については、令和元年度厚生労働行政推進調査事業費補助金「かかりつけ薬剤師・薬局の多機関・多職種との連携に関する調査研究」（研究代表者 安原真人（帝京大学薬学部 特任教授））（以下「調査研究」という。）において研修プログラムを作成中であるが、当該研修については、以下の内容を踏まえて実施すること。また、実施に当たっては、調査研究において作成された資材を活用すること。
 - (1) オンライン診療に基づき緊急避妊薬を調剤する薬局での対応、調剤等について
 - (2) 月経、月経異常、ホルモン調整機序その他女性の性に関する事項
 - (3) 避妊に関する事項、緊急避妊薬に関する事項

- 2 研修は、公益社団法人日本薬剤師会及び各都道府県薬剤師会において、都道府県ごとに実施することとし、実施に当たっては、実施地域の医師会及び産婦人科医会と連携して対応すること。なお、実施される都道府県の薬剤師の希望者が参加できるように最大限配慮すること。

- 3 研修を受講した薬剤師及び従事先の薬局に関しては、オンライン診療に基づき緊急避妊薬の調剤が対応可能な薬剤師及び薬局の一覧として厚生労働省のホームページに公表予定であり、研修実施の際に受講した薬剤師等の情報作成をお願いすることとしたいが、具体的な公表方法等の手続に関しては別途通知すること。



薬生総発 0117 第 6 号
令和 2 年 1 月 17 日

公益社団法人日本産婦人科医会 会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
(公 印 省 略)

「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を踏まえた緊急避妊に係る診療の提供体制整備に関する薬剤師の研修について（依頼）

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、緊急避妊に係る診療の提供体制の整備に関する取組については、「緊急避妊に係る診療の提供体制整備に関する取組について（依頼）」（令和元年 11 月 21 日付け医政地発 1121 第 1 号／医政医発 1121 第 3 号／健健発 1121 第 1 号／薬生総発 1121 第 1 号／子母発 1121 第 1 号）により各都道府県衛生主管部（局）長宛てに通知し、今後、緊急避妊薬を調剤する薬剤師に対する研修を関係団体と協力して実施することとしたところです。

については、当該研修を下記に基づき実施することとしましたので、各都道府県における研修の実施について御協力をお願いします。

記

- 1 緊急避妊薬を調剤する薬剤師に対する研修の内容については、令和元年度厚生労働行政推進調査事業費補助金「かかりつけ薬剤師・薬局の多機関・多職種との連携に関する調査研究」（研究代表者 安原真人（帝京大学薬学部 特任教授））（以下「調査研究」という。）において研修プログラムを作成中であるが、当該研修については、以下の内容を踏まえて実施すること。また、実施に当たっては、調査研究において作成された資材を活用すること。
 - (1) オンライン診療に基づき緊急避妊薬を調剤する薬局での対応、調剤等について
 - (2) 月経、月経異常、ホルモン調整機序その他女性の性に関する事項
 - (3) 避妊に関する事項、緊急避妊薬に関する事項

- 2 研修は、公益社団法人日本薬剤師会及び各都道府県薬剤師会において、都道府県ごとに実施することとし、実施に当たっては、実施地域の医師会及び産婦人科医会と連携して対応すること。なお、実施される都道府県の薬剤師の希望者が参加できるように最大限配慮すること。

- 3 研修を受講した薬剤師及び従事先の薬局に関しては、オンライン診療に基づき緊急避妊薬の調剤が対応可能な薬剤師及び薬局の一覧として厚生労働省のホームページに公表予定であり、研修実施の際に受講した薬剤師等の情報作成をお願いすることとしたいが、具体的な公表方法等の手続に関しては別途通知すること。



医政地発 1121 第 1 号
医政医発 1121 第 3 号
健 健 発 1121 第 1 号
薬生総発 1121 第 1 号
子 母 発 1121 第 1 号

令和元年 11 月 21 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
厚生労働省医政局医事課長
厚生労働省健康局健康課長
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
厚生労働省子ども家庭局母子保健課長
(公 印 省 略)

緊急避妊に係る診療の提供体制整備に関する取組について（依頼）

「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の改訂について」（令和元年 7 月 31 日付け医政発 0731 第 7 号厚生労働省医政局長通知）により、平成 31 年 1 月から開催した「オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会」（以下「検討会」という。）における結論を踏まえて改訂した「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（以下「指針」という。）の周知をお願いしたところである。

検討会においては、予期せぬ妊娠を防ぎたい女性において十分に緊急避妊薬が使用されていない現状について議論され、指針においては、例外的に、緊急避妊薬の処方について初診からオンライン診療で行うことを可能とした。ただし、対面診療の方がより迅速な内服が可能であること等から、適切に対面診療を受けやすい体制整備も行う必要がある。このため、オンライン診療を今後行う医師を対象とした緊急避妊に係る診療の研修を実施する予定である。

また、緊急避妊に係る対面診療が可能な産婦人科医療機関等の一覧の作成を別途依頼したところであり、ご協力をお願いしたい。

さらに、緊急避妊薬を調剤する薬剤師に対する研修を関係団体と協力して実施する予定であり、対応可能な薬剤師及び薬局についても一覧を作成することとしている。

性犯罪被害者等については、上記一覧を活用すること等により、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等を中心とし、警察等だけでなく、緊急避妊に係る診療が可能な医療機関との連携の向上が期待される場所である。

以上の取組により、緊急避妊薬の提供体制の充実が見込まれる。

これと並行して、様々な情報が溢れている現代においては、児童や生徒等が性に関する正しい知識を身につけることが不可欠である。母子保健分野の国民運動計画である「健やか親子21（第2次）」の中間評価報告書においても、性教育の重要性について指摘されており、産婦人科医や助産師等の専門家が深く関与することによって、より充実した内容になることが期待されるとされている。

貴職におかれてはこれらを踏まえた取組を進めるとともに、関係機関、関係団体等に対する周知徹底をお願いしたい。

各 { 都 道 府 県
保健所設置市 } 衛生主管部（局）長 殿
特 別 区 }

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長

（ 公 印 省 略 ）

風水害発生時における毒物及び劇物の保管管理等について（依頼）

毒物及び劇物による事故の未然防止等については、かねてより種々御配慮いただき、厚く御礼申し上げます。

令和元年の台風 15 号及び台風 19 号の暴風、浸水等による被害を受けた毒物又は劇物（以下「毒劇物」という。）を取り扱う事業所において、貯蔵タンク、貯蔵槽などから毒劇物が流出、漏洩する事故が複数発生しました。

このため、風水害発生時における毒劇物の流出、漏洩防止の観点から、貴職におかれましては、下記について、十分に御了知いただくとともに、風水害発生時に貴管下関係者が適切な対応を行えるよう周知願います。また、風水害発生時における毒劇物の漏洩等防止策として有効と考えられる対策の例を、別添のとおりまとめましたので、併せて、御了知願います。

なお、本通知については、警察庁生活安全局保安課長、消防庁危険物保安室長、文部科学省大臣官房総務課長、農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、経済産業省製造産業局総務課長、一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長、一般社団法人日本化学品輸出入協会会長並びに公益社団法人全日本トラック協会会長宛に併せて周知していることを申し添えます。

記

以下の事項について、平時より確認、整備等を行うとともに、管下の毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は業務上取扱者（以下「毒物劇物営業者等」という。）に対して、必要な措置を講ずるよう促すこと。

1 平時における事前の対応

- （1）管下の毒物劇物営業者等に対し、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 16 条の 2 の規定に基づき、毒劇物の流出又は漏洩等（以下、「漏洩等」という。）の場合において、保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに保健所、警察署又は消防機関（以下「関係行政機関」という。）に届け出るとともに必要な措置を講ずる必要があることを周知・徹底すること。また、毒劇物の貯蔵設備等が浸水するなど、漏洩等のおそれがある場合においても、関係行政機関への情報提供に努めるよう、依頼すること。

- (2) 管轄内のハザードマップ等を参照し、管下の毒物劇物営業者等が所有する毒劇物を保管する施設等が浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に存在するかを確認し、併せて降雨や高潮に伴う浸水高さ等についても確認すること。
- (3) 特に、上記(2)の確認の結果、浸水等の警戒区域内に存在する毒劇物を保管する施設等において、事業者の実態に応じ、可能な範囲で、以下の措置が講じられるよう管理する毒物劇物営業者等に促すこと。
 - ・ ハザードマップ等を参照し、毒劇物を保管する施設等が浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に存在するかを確認し、併せて降雨や高潮に伴う浸水高さ等についても確認すること。
 - ・ 長雨や台風の接近に伴い、浸水等の発生を想定した、被害発生の危険性を回避・低減するための必要な措置及び漏洩等の際の応急措置を検討し、計画策定や教育訓練等の準備を行うこと。
 - ・ 風水害の危険性が高まってきた場合の対応に必要なビニールシート、土のうなどを整備しておくこと。
 - ・ 日常点検、定期検査等を含めた自己点検を実施すること。
 - ・ 漏洩等の際に備え、関係行政機関との連絡体制を整備すること。

2 風水害の危険性が高まってきた場合の対応

別添「風水害発生時における毒劇物の漏洩等防止策として有効と考えられる対策の例」を参考に、特に、浸水等の警戒区域内に存在する毒劇物を保管する施設等において、事業者の実態に応じ、避難に差し支えない可能な範囲で、浸水・土砂流入対策などの適切な措置が講じられるよう管理する毒物劇物営業者等に促すこと。

3 漏洩時及び漏洩疑い時の対応

- (1) 管下の毒物劇物営業者等から漏洩等の報告を受けた場合は、当該事業者に対し、従業員等の避難安全を確保することを最優先としつつ、事業所周辺への漏洩等を防止するための措置を講ずるよう指示すること。また、速やかに厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室に情報提供をすること。
- (2) 管轄内において浸水・土砂災害等が発生している場合は、当該被害発生地域の毒物劇物営業者等と連絡をとる等の手段により、まずは、毒劇物の貯蔵設備等の浸水・土砂災害等を確認し、貯蔵設備等に浸水等が確認された場合は、漏洩等の有無にかかわらず、その旨速やかに同室に情報提供を行うこと。

また、当該設備等への調査が可能になった時点で、速やかに漏洩等の有無について可能な範囲で確認を行い、漏洩等が確認された場合、速やかに同室に情報提供を行うこと。
- (3) 必要に応じ、関係部局と連携して、施設周辺の近隣住民への避難勧告及び健康状況調査を行うこと。
- (4) 関係部局と連携して、漏洩等が発生した施設周辺における毒劇物のモニタリング調査を行うこと。

風水害発生時における毒劇物の漏洩等防止策として
有効と考えられる対策の例

1. 浸水・土砂流入対策

- 毒劇物を保管する施設等への浸水や土砂流入を防ぐ、土のうや止水板等を使用する。
- 毒劇物の流出を防止するとともに、タンクや配管への水や土砂の混入を防止するため、配管の弁等を閉鎖する。
- 容器に入った毒劇物は浸水等により漏れることがないように封をする。容器の破損を防止するため、可能であれば保管庫内で固定する。
- 敷地外への流出を防止するため、毒劇物を入れた容器のうち封が困難なものについては、内容物を封のできる容器に詰め、又は容器をふたやビニールシートで覆う。

など

2. 強風対策

- 飛来物により毒劇物の製造設備、貯蔵設備等が損傷を受けることを防止するため、屋外にある飛びやすいものは屋内に移動する。
- 飛来物により配管等が破損した場合における毒劇物の流出を最小限に抑えるために、配管の弁等を閉鎖する。

など

事 務 連 絡
令和2年1月28日

関係団体 各位

厚生労働省医政局経済課企画係

公用文等における日本人の姓名のローマ字表記について（周知）

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

標記については、令和元年10月25日に開催された公用文等における日本人の姓名のローマ字表記に関する関係府省庁連絡会議において、別添のとおり申合せを行いました。

日本人の姓名のローマ字表記については、国語審議会答申「国際社会に対応する日本語の在り方」（平成12年12月8日）により、「姓一名」の順とすることが望ましいとされているところですが、今般の申合せにより、各府省庁が作成する公用文等において、日本人の姓名をローマ字表記する際は、原則として「姓一名」の順で表記することとしたものです。

また、申合せでは、「地方公共団体、関係機関等、民間に対しては、日本人の姓名のローマ字表記については、差し支えのない限り「姓一名」の順を用いるよう、配慮を要請するものとする。」とされているところです。

貴団体におかれては、別添の内容について十分御了知いただくとともに、趣旨に沿ってご対応いただくよう御配慮をお願いします。

公用文等における日本人の姓名のローマ字表記について

〔 令和元年 10 月 25 日 〕
〔 関係府省庁申合せ 〕

グローバル社会の進展に伴い、人類の持つ言語や文化の多様性を人類全体が意識し、生かしていくことがますます重要となっており、このような観点から、日本人の姓名のローマ字表記については、「姓一名」という日本の伝統に即した表記としていくことが大切である。

したがって、今後、各府省庁が作成する公用文等において、日本人の姓名をローマ字表記する際は、原則として「姓一名」の順で表記することとし、下記のとおり取り扱うこととする。

なお、本件の対応に当たりシステムの改修を要するなど、特別の事情がある場合は、当分の間これによらなくてもよい。

記

- 1 各府省庁が作成する公用文等における日本人の姓名のローマ字表記については、差し支えのない限り「姓一名」の順を用いることとする。
- 2 各府省庁が作成する公用文等のうち、次のものを対象とする。なお、国際機関等により指定された様式があるなど、特段の慣行がある場合は、これによらなくてもよい。
 - (1) 各行政機関が保有する外国語（英語等）のウェブサイト、ソーシャルメディア
 - (2) 外国語（英語等）で発信する文書（二国間・多数国間の共同声明等、白書、基本計画、戦略、答申）
 - (3) 我が国及び各行政機関が主催する会議（公開）における名簿、ネームプレート等
 - (4) 外国語（英語等）の文書（書簡、国際機関・相手国などに対し我が方立場を説明する資料、その他の原議書による決裁を要する文書）
 - (5) 外国語（英語等）による行政資料等
 - (6) 我が方大使の信任状・解任状の英仏語訳
 - (7) 交換公文等の署名欄、国際約束の署名権限委任状の英仏語訳
- 3 各府省庁が作成する公用文等において日本人の姓名をローマ字表記する際に、姓と名を明確に区別させる必要がある場合には、姓を全て大文字とし（YAMADA Haruo）、
「姓一名」の構造を示すこととする。

- 4 地方公共団体，関係機関等，民間に対しては，日本人の姓名のローマ字表記については，差し支えのない限り「姓一名」の順を用いるよう，配慮を要請するものとする。
- 5 上記の内容は，令和2年1月1日から実施するものとする。ただし，各府省庁において対応可能なものについては，実施日前から実施することができる。

事 務 連 絡
令和2年2月18日

日本チェーンドラッグストア協会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた
対応について

標記について、別添写しのとおり、各都道府県等衛生主管部（局）薬務主管課宛てに事務連絡を発出しましたので、御了知いただくとともに、適切な対応がなされるよう、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

<参考>

・新型コロナウイルスを防ぐには

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596861.pdf>

・新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html



事務連絡
令和2年2月18日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた
対応について

政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の新型コロナウイルス感染症対策
専門家会議において、別添のとおり「新型コロナウイルス感染症についての相
談・受診の目安」が取りまとめられ、昨日公表されたところです。

各薬務主管課におかれては、医薬関係者が従事する施設等の職員が正しい知
識を持つとともに、職員も含め、来局者等に対し、適切な対応がなされるよう、
周知等の適切な対応をお願いします。

また、貴管下の薬局開設者、医薬品販売業者、関係機関及び関係団体等に対し、
御周知願います。

<参考>

・新型コロナウイルスを防ぐには

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596861.pdf>

・新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyassessyokusya.html

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。

2. 帰国者・接触者相談センターに御相談いただく目安

- 以下のいずれかに該当する方は、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 - ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方（解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。）
 - ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方
- なお、以下のような方は重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合には、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 - ・ 高齢者
 - ・ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方や透析を受けている方
 - ・ 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

（妊婦の方へ）

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センターに御相談ください。

（お子様をお持ちの方へ）

小児については、現時点で重症化しやすいとの報告はなく、新型コロナウイルス感染症については、目安どおりの対応をお願いします。

- なお、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください。

3. 相談後、医療機関にかかる時のお願い

- 帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

経済産業省

20200213 中第 7 号

令和 2 年 2 月 1 4 日

関係事業者団体代表者 殿

経済産業大臣

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける下請等中小企業との取引に関する配慮について

現在、中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症については、同国内の生産活動の停滞や機械部品等の輸入の遅延等による我が国製造業のサプライチェーンへの悪影響、我が国観光関連産業の売上減少等、我が国の生産活動への影響が懸念されているところです。

過去の自然災害発生によるサプライチェーンの毀損時には、下請事業者から、コストが大幅に増加する発注にもかかわらず、親事業者は、十分に協議することなく、一方的に通常発注と同一の単価に据え置く「買ったたき」などの行為を受けた旨の相談が寄せられています。

つきまして、貴団体におかれましては、経営基盤の弱い下請等中小企業に対するこれらの影響を最小限とするため、貴団体所属の親事業者に対して、下記の事項について周知徹底を図るなど適切な措置を講じていただくよう要請いたします。

記

1. 親事業者においては、今回の新型コロナウイルス感染症の発生に伴って、下請事業者に対し、①通常支払われる対価より低い対価による下請代金の設定、②適正なコスト負担を伴わない短納期発注や部品の調達業務の委託など、負担を押しつけることがないよう、十分に留意すること
2. 親事業者においては、今回の新型コロナウイルス感染症により影響を受けた下請事業者が、事業活動を維持し、又は今後再開させる場合に、できる限り従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うよう配慮すること

(参考)

災害発生時における、受領拒否や返品など取引上の問題に対する、独占禁止法^{注1}及び下請法^{注2}における考え方について、今次、新型コロナウイルス感染症に関連する事象も、その問題に対する基本的な考え方は同様となりますので参考として添付しております。

問 1

震災後、生活物資等の流通が滞っていることに伴い、商品等の販売価格が上昇しているようですが、独占禁止法上の問題はないですか。

答

今次の震災により、東北・関東地区における生産活動及び物流機能が大きな被害を受け、生活必需品を含め物資の供給に支障が生じています。今後、こうした事態に便乗して生活必需品等の物資に関して価格カルテル等の独占禁止法違反行為による不当な価格引上げが行われることがあれば問題となりますので、公正取引委員会としては、そのような行為がないかどうか監視してまいります。

問 2

今次の震災による物資の不足を受けて、事業者が共同して又は事業者団体が、顧客 1 人当たりの販売個数を調整したり決定したりすることは、独占禁止法上問題となりますか。

答

被災地に優先的に物資が供給されるようにする、顧客に物資が広く行き渡るようにするといった緊急の対応として専ら行われるものであって、物資の不足が深刻な期間及び地域において実施されるものであれば、独占禁止法上問題となるものではありません。一方、そのような調整を、著しい物資の不足が解消された後になっても続ける場合には、独占禁止法上の問題が生じますので、御注意ください。

問 3

大規模小売業者が、納入業者に対して、被災したスーパーの原状回復や再陳列作業への協力を要請することは、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となりますか。

答

被災者の生活の糧を供給する拠点となる大規模小売業者の営業が迅速に開始されることは、被災地の復興や被災者の生活支援にも資するものであり、大規模小売業者と納入業者との間で協議が行われた結果、被災した大規模小売業者の原状回復や再陳列作業への協力を行うことになったとしても、独占禁止法上問題となるものではありません。しかしながら、震災を口実として大規模小売業者が納入業者に対し、不当に不利益を与えることとなるような場合には、独占禁止法上の問題が生じ得ますので、御注意ください。

問 4

親事業者が被災し、工場等が滅失するなどして親事業者を受領能力がないことを理由に、受領拒否することは下請法上問題となりますか。

答

下請業者に責任がある場合を除き、受領拒否をすることは、下請法上問題となりますので、代替的な工場での受領の可能性も含め、親事業者は可能な限り受領する手段を講ずる必要があります。しかしながら、親事業者が被災し、工場等が滅失するなどして、客観的にみて当初定めた納期に受領することが不可能であると認められる場合に、例えば、両者間で十分協議の上、相当期間納期を延ばすこととなったときには、そのような事情を十分考慮して対応することとなります。

なお、親事業者は、このような特別な事情や経緯について、事後的にも分かるような記録を残しておくことが望まれます。

問5

仕事を失った被災者を地域でなるべく多く従業員として受け入れたい。その際、関係事業者が共同して、又は事業者団体が、賃金、労働時間等について調整したり決定することは、独占禁止法上問題となりますか。

答

被災者をどのような条件で雇用するかという雇用契約上の問題ですので、労働関係法令上の考慮の必要性は別として、独占禁止法上は問題となるものではありません。

問6

親事業者が、風評に基づき受領拒否や返品を行うことは、下請法上問題ないですか。

答

下請事業者に責任がある場合を除き、親事業者が、発注した商品の受領を拒むことや一旦受領した後にその商品を引き取らせることは、下請法上問題となります。

個別の事案については、具体的な事実を踏まえて判断することになりますが、例えば、震災の被害を受けた原子力発電所の所在する県と同一の県に下請事業者が所在することを専らの理由として、親事業者が下請事業者の納入した商品の受領を拒むことや一旦商品を受領した後にその商品を引き取らせることは、下請法違反となるおそれがありますので御注意ください。

問7

自社の工場が被災し、操業開始のめどが立っていない。また、製品の在庫も尽きつつある。顧客への供給を確保するため、当該製品を生産している競争事業者に自社に代わって顧客に供給してもらったり、生産を委託したりすることは、独占禁止法上問題となりますか。

答

被災によって自社の供給能力が喪失又は減少した場合に、自社の供給能力が復旧するまでの間、顧客への供給を確保するために必要な範囲で、競争事業者に代替供給を行ってもらうことや生産委託を行うことは、独占禁止法上問題となるものではありません。ただし、代替供給等を契機に、複数の事業者間で相互に価格や供給量等について制限することは問題となりますので、御注意ください。

問8

震災の影響により、下請事業者が親事業者から預かっていた物品が破損したことを理由として、親事業者が損害賠償請求として金銭を下請代金から差し引くことは、下請法上問題となりますか。

答

親事業者が、下請事業者に責任がないのに、下請代金の減額を行うことは、下請法上問題となります。したがって、震災の影響により親事業者から預かっていた物品が破損したとしても、通常、下請事業者に責任があるとはいえ、親事業者が震災による損害額を下請代金から減額することは、下請法上問題となるおそれがありますので御注意ください。

問9

親事業者は部品Aと部品Bによって商品Cを製造しており、部品Bについては下請事業者に製造を発注している場合、被災により部品Aが手に入らなくなったことを理由に、下請事業者が発注していた部品Bの受領を拒否することは、下請法上問題となりますか。

答

個別の事案については、具体的な事実を踏まえて判断することとなりますが、下請事業者に責任がある場合を除き、受領拒否をすることは、下請法上問題となりますので御注意ください。

問 10

親事業者の保管施設が被災したことにより、下請事業者が納品しようとした商品を下請事業者の保管させ、倉庫代等の追加費用が発生した場合、当該費用を下請事業者に負担をさせることは、下請法上問題となりますか。

答

下請事業者に対し、親事業者が支払うべき費用を負担させることは、不当な経済上の利益提供要請として下請法上問題となりますので、親事業者が追加費用を負担する必要があります。しかしながら、親事業者が被災し、客観的にみて震災の影響により発生した追加費用を直ちに負担することが不可能であると認められる場合に、例えば、両者間で十分協議の上、一時的に下請事業者が費用の一部を負担するときは、そのような事情を十分考慮して対応することとなります。

なお、親事業者は、このような特別な事情や経緯について、事後的にも分かるような記録を残しておくことが望まれます。

問 11

震災の影響により生産・調達コストが大幅に上昇したため、下請事業者が単価引上げを求めたにもかかわらず、親事業者が従来の単価を据え置くことは下請法上問題となりますか。

答

御指摘の生産・調達コストが大幅に上昇するなど震災の影響による単価の引上げについては、親事業者と下請事業者との間で十分協議を行って決定することが望まれます。個別の事案については、具体的な事実を踏まえて判断することとなりますが、例えば、震災の影響により下請事業者のコストが通常の発注に比べて大幅に増加するような発注にもかかわらず、下請事業者と十分に協議することなく、通常の発注をした場合の単価と同一の単価に一方的に据え置くことは、買ったたきとして下請法上問題となるおそれがありますので御注意ください。

【引用・東日本大震災に関連する Q&A (公正取引委員会ホームページ)】

<https://www.jftc.go.jp/soudan/shinsaikanren/23jishinqa.html>

注 1 独占禁止法：私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

注 2 下請法：下請代金支払遅延等防止法

商業動態統計月報

Monthly Report on the Current Survey of Commerce

2019年11月分

November, 2019

経済産業省 大臣官房 調査統計グループ

Research and Statistics Department
Minister's Secretariat
Ministry of Economy, Trade and Industry

商業動態統計調査 -利用上の注意-

本統計表は、商業動態統計調査（以下、「本調査」という。）の結果によるもので、その概要は次のとおりである。

1. 調査の目的

全国の商業を営む事業所及び企業の販売活動などの動向を明らかにすることを目的としている。

2. 根拠法規

本調査は、統計法に基づく基幹統計調査として、商業動態統計調査規則(昭和28年通商産業省令第17号)に基づいて実施している。

3. 調査の範囲

日本標準産業分類「大分類I-卸売業, 小売業」(平成25年[2013年]10月改定)のうち代理商, 仲立業を除く全国の事業所(企業)である。

4. 調査の方法及び経路

本調査は、経済産業省から委任を受けた都道府県が調査員を通じて対象事業所に調査票の記入を依頼し、回収する。ただし、百貨店・スーパー、コンビニエンスストア、家電大型専門店、ドラッグストア及びホームセンターの企業本部については、経済産業省が対象企業又は対象事業所に調査票の記入を依頼し、回収する。

5. 調査期日

調査期日は、毎月末日現在である。

なお、商品手持額は、四半期(3月、6月、9月及び12月)末日現在である。

6. 標本設計

本調査は、平成26年商業統計調査の対象事業所を母集団とし、標本理論に基づいて抽出された事業所を対象として2017年7月分から実施している。標本は、下記のとおり個別標本と地域標本の2種類から構成されている。なお、標本の抽出に当たっては、業種別に目標精度が5%以下(卸売業は8%以下)(標準誤差率表示)となるように設計されている。

(1) 個別標本

①個別標本は全ての卸売事業所、自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び従業者20人以上の小売事業所(百貨店・スーパーを含む)を対象としている。なお、企業調査の対象企業傘下の事業所については、標本設計の対象から除外している。

②業種別、従業者規模別に標本抽出枠(以下「セル」という)を設定し、セルごとに標本数を決定している。

(2) 地域標本

①地域標本は調査区(143調査区)を指定し、その調査区内の従業者19人以下の小売事業所(自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所を除く)を対象としている。

②調査区は平成26年商業統計調査の調査区をもとに商業動態統計調査用の調査区を作成し、層別(4層)に抽出を行っている。

7. 調査票の種類及び対象

調査票の種類は、甲票、乙票、丙票及び丁1～4票の7種類に区分される。

(1) 甲票の対象範囲

従業者100人以上の各種商品卸売事業所及び従業者200人以上の卸売事業所で、経済産業大臣が指定する事業所。

(2) 乙票の対象範囲

① 甲票の対象を除いた卸売事業所、自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び従業者20人以上の小売事業所のうち、丙票対象及び丁1～4票対象企業傘下事業所を除いた小売事業所で経済産業大臣が指定する事業所。

② 経済産業大臣が指定する調査区内に所在する従業者19人以下の小売事業所(自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び丁1～4票対象企業傘下事業所を除く)。

(3) 丙票の対象範囲

従業者50人以上の小売事業所のうち、百貨店及びスーパー(11.(3)参照)に該当する、経済産業大臣が指定する事業所。

(4) 丁1票の対象範囲

コンビニエンスストア(日本標準産業分類 細分類5891)を50店舗以上有するチェーン企業本部で、経済産業大臣が指定する企業。

(5) 丁2票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類5931-電気機械器具小売業(中古品を除く)又は細分類5932-電気事務機械器具小売業(中古品を除く)に属する事業所(売場面積500㎡以上の家電大型専門店)を10店舗以上有する企業で、経済産業大臣が指定する企業。

(6) 丁3票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6031-ドラッグストアに属する事業所を50店舗以上有する企業もしくはドラッグストアの年間販売額が100億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

(7) 丁4票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6091-ホームセンターに属する事業所を10店舗以上有する企業もしくはホームセンターの年間販売額が200億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商品分類等	内 容 例 示
AV家電	テレビ・プロジェクタ（CRT、液晶、PDP）、ビデオディスク、BD・DVD（再生専用、録画再生機）、BS・CS機器、ステレオ、スピーカ、AV編集機器、ラジオ・ポータブルオーディオ、GPSナビゲーション、ヘッドホン、マイクロホン、AV接続機器、電子楽器、VTR、携帯オーディオ機器、ホームオーディオ機器、メディアクリーナなど
情報家電	パソコン・パソコン周辺機器（デスクトップ型・ノート型パソコン、タブレット端末、モニタ、プリンタ等）、ゲーム関連機器、電子手帳・辞書、コピー・シュレッダーなど
通信家電	移動体通信機器（携帯電話機、パーソナル無線、データ通信カード・端末）、電話機・FAXなど
カメラ類	ビデオカメラ・デジキ、デジタルスチルカメラ（コンパクト型、一眼レフ）、カメラアクセサリ、交換レンズなど
生活家電	家事・調理家電（洗濯機・衣類乾燥機、ふとん乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、炊飯器、電子レンジ、オープンレンジ、食器洗い機・乾燥機、電磁調理器、クッキングヒーター、ホームベーカリー、トースター、電子炊飯ジャー、ジャーポット、電気ケトル、コンロ・ガステーブル、電気プレート・鍋、ジューサー・ミキサー類、コーヒーマーカー、もちつき機、精米機、家庭用ゴミ処理機、浄水器・カートリッジ、アイロン・ズボンプレスサ、クリーナ、スチーム・高圧洗浄クリーナ、掃除機等） 理美容・健康関連（シェーバー、ドライヤー・ヘアアイロン、フェイスケア器具、ボディケア器具、散髪器具、電動歯ブラシ、電気測定器具（電子血圧計、電子体温計、電子歩数計等）、フィットネス機器、電気マッサージ器具・治療器、吸入器等） 空調・季節家電（エアコン、冷風機・冷風扇、扇風機、換気扇、空気清浄機・除湿機・加湿器、石油暖房器具、温水ルームヒータ、電気温風機・電気ストーブ、家具調こたつ、電気カーペット、電気掛・敷毛布等）
その他	温水洗浄便座、24時間風呂、モニタ付ドアホン、火災警報器、照明器具、電池、管球、配線器具、自然冷媒ヒートポンプ給湯器など

(6) 第6部 ドラッグストア販売

本統計表は、丁3票（7. (6)参照）について集計した表である。

①本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商品分類等	内 容 例 示
調剤医薬品	医師の処方箋に基づき調剤する医療用医薬品・漢方薬・生薬
OTC医薬品	医薬品（医師の処方箋によるものを除く）、漢方薬（医師の処方箋によるものを除く）、生薬（医師の処方箋によるものを除く）など 風邪薬、胃腸薬、目薬、皮膚治療薬、湿布薬、滋養強壮剤（医薬品）など
ヘルスケア用品 （衛生用品）・介 護・ベビー	ヘルスケア用品（脱脂綿、ほう帯、ガーゼ類、サポータ、マスク、体温計、紙おむつ、殺虫剤（農業用、産業用は除く）、コンタクトレンズ洗浄剤・保存液、衛生用品等） 介護用品（大人用紙オムツ、尿取りパット、介護用品、ステッキ、介護食等） ベビー用品（育児用ミルク、ベビーフード、ベビー飲料、紙オムツ、授乳用品等）
健康食品	健康食品、サプリメント、ダイエット食品等
ビューティー ケア（化粧品・ 小物）	化粧品（口紅、ファンデーション、化粧水、フレグランス、男性化粧品、浴用化粧品等） ビューティーケア小物（化粧品雑貨、化粧用ブラシ、コットン・スポンジ、つけまつげ、つけ爪、あぶらとり、ヘアブラシ等）
トイレタリー	歯みがき、歯ブラシ、シャンプー、リンス、ボディシャンプー、ヘアカラー、入浴剤、ハンドソープ、石けん（化粧、洗顔、浴用、薬用のもの）など
家庭用品・日用 消耗品・ペット 用品	家庭用品（バス・トイレ・キッチン用品、ファブリック、なべ、かま、キッチン用刃物、食器、卓上用品、清掃用品、包装用品、保安防災、避難用具等） 日用消耗品（住まいの洗剤、防虫剤、トイレトーパー、芳香剤、食器洗剤、ティッシュペーパー等） ペット用品（ペットフード、ペット用装飾品、ペット用医薬品、ペット用シャンプー、ペット用シート等）
食品	菓子類、米、飲料、日配品、加工品、酒類、冷凍食品など
その他	上記以外の衣料品、履物、カバン・袋物、書籍、文具・玩具など

②リンク係数表については、付表参照のこと。

5. 家電大型専門店販売額の動向

2019年11月の家電大型専門店販売額は3185億円、前年同月比で見ると▲5.5%の減少となった。商品別にみると、通信家電が同▲27.0%の減少、カメラ類が同▲14.5%の減少、生活家電が同▲6.6%の減少、AV家電が同▲3.1%の減少、その他が同▲1.8%の減少となった。一方、情報家電が同3.1%の増加となった。

(単位:億円、店、%)

合計	AV 家電	情報 家電	通信 家電	カメラ類	生活 家電	その他	店舗数
3,185	460	783	218	109	1,258	358	2,540
▲5.5	▲3.1	3.1	▲27.0	▲14.5	▲6.6	▲1.8	1.8

6. ドラッグストア販売額の動向

2019年11月のドラッグストア販売額は5371億円、前年同月比で見ると3.3%の増加となった。商品別にみると、調剤医薬品が同10.7%の増加、食品が同7.3%の増加、その他が同5.2%の増加、ヘルスケア用品(衛生用品)・介護・ベビーが同2.4%の増加、OTC医薬品が同1.7%の増加、家庭用品・日用消耗品・ペット用品が同1.1%の増加となった。一方、ビューティケア(化粧品・小物)が同▲0.4%の減少、健康食品が同▲0.4%の減少、トイレタリーが同▲0.1%の減少となった。

(単位:億円、店、%)

合計	調剤 医薬品	OTC 医薬品	ヘルスケア 用品(衛生 用品)・介 護・ベビー	健康 食品	ビューティ ケア(化粧 品・小物)	トイレ タリー	家庭用品・ 日用消耗 品・ペット 用品	食品	その他	店舗数
5,371	369	733	355	174	768	496	802	1,577	98	16,367
3.3	10.7	1.7	2.4	▲0.4	▲0.4	▲0.1	1.1	7.3	5.2	5.0

7. ホームセンター販売額の動向

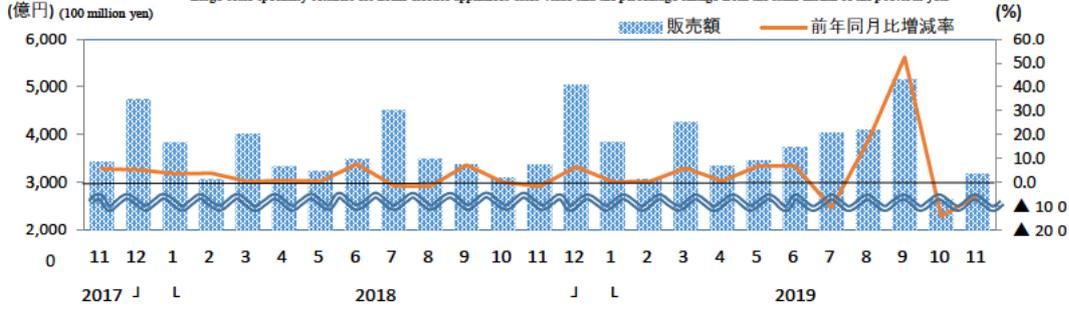
2019年11月のホームセンター販売額は2629億円、前年同月比で見ると▲2.1%の減少となった。商品別にみると、園芸・エクステリアが同▲4.0%の減少、家庭用品・日用品が同▲3.7%の減少、その他が同▲3.2%の減少、オフィス・カルチャーが同▲2.3%の減少、インテリアが同▲2.2%の減少、DIY用具・素材が同▲1.1%の減少、カー用品・アウトドアが同▲0.9%の減少となった。一方、電気が同0.8%の増加、ペット・ペット用品が同0.2%の増加となった。

(単位:億円、店、%)

合計	DIY用 具・素材	電気	インテリア	家庭用 品・ 日用品	園芸・ エクステ リア	ペット・ ペット用 品	カー用 品・アウ トドア	オフィス ・カル チャー	その他	店舗数
2,629	628	225	190	530	325	206	116	138	271	4,358
▲2.1	▲1.1	0.8	▲2.2	▲3.7	▲4.0	0.2	▲0.9	▲2.3	▲3.2	0.5

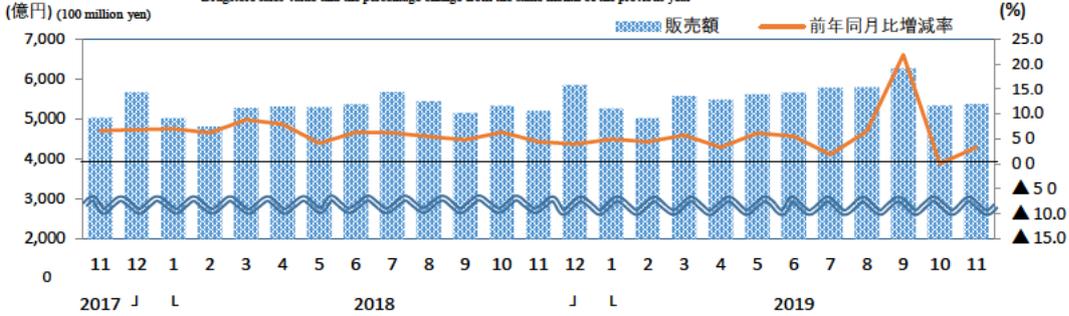
家電大型専門店販売額・前年同月比増減率の推移

Large-scale speciality retailers for home electric appliances sales value and the percentage change from the same month of the p revious year



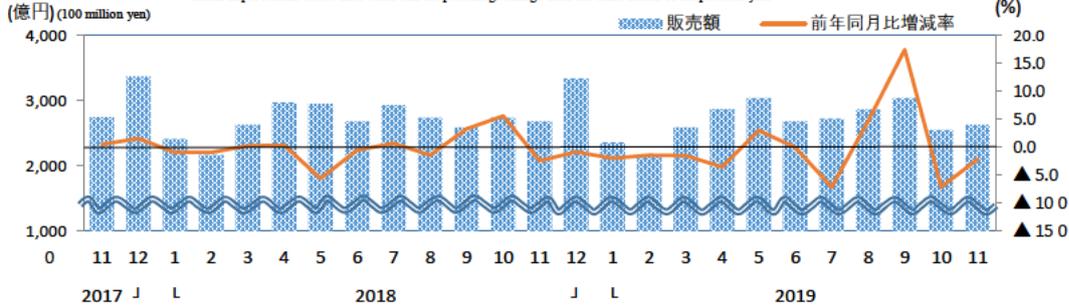
ドラッグストア販売額・前年同月比増減率の推移

Drugstore sales value and the percentage change from the same month of the previous year



ホームセンター販売額・前年同月比増減率の推移

Home improvement stores sales value and the percentage change from the same month of the previous year



家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンター販売額、前年(度、同期、同月)比増減率及び店舗数

Large-scale speciality retailers for home electric appliances, Drugstore and Home improvement stores sales value and the percentage change from the same month/term of the previous year and number of establishments

(単位:億円、店、%) (100 million yen)

年月	家電大型専門店 Large-scale speciality retailers for home electric appliances			ドラッグストア Drugstore			ホームセンター Home improvement stores			Year and month
	販売額 Sales value	前年比 (%)	店舗数 (店) establishments	販売額 Sales value	前年比 (%)	店舗数 (店) establishments	販売額 Sales value	前年比 (%)	店舗数 (店) establishments	
2016 年	41,830	▲1.5	2,472	57,258	6.8	14,190	33,090	0.2	4,273	C Y 2016
2017	43,115	3.1	2,529	60,580	5.4	15,049	32,942	▲0.4	4,304	2017
2018	43,912	2.1	2,498	63,644	5.9	15,660	32,853	▲0.3	4,346	2018
2016 年度	41,984	▲0.7	2,478	57,729	5.3	14,509	33,040	▲0.4	4,271	F Y 2016
2017	43,348	3.3	2,467	61,503	6.4	15,076	32,908	▲0.4	4,298	2017
2018	44,164	2.1	2,496	64,401	5.3	15,878	32,734	▲0.5	4,338	2018
2018 年 7～9月	11,397	0.9	2,483	16,249	5.5	15,454	8,259	0.8	4,322	Q3 2018
10～12	11,514	2.2	2,498	16,359	4.8	15,660	8,773	0.6	4,346	Q4 2018
2019 年 1～3月	11,184	2.3	2,496	15,840	5.0	15,878	7,092	▲1.7	4,338	Q1 2019
4～6	10,559	4.9	2,510	16,748	5.0	16,059	8,595	▲0.2	4,352	Q2 2019
7～9	13,299	16.7	2,514	17,825	9.7	16,194	8,636	4.6	4,353	Q3 2019
2018 年 9月	3,381	7.3	2,483	5,143	4.8	15,454	2,590	3.3	4,322	Sep 2018
10	3,099	0.0	2,484	5,321	6.3	15,481	2,744	5.6	4,324	Oct 2018
11	3,371	▲1.7	2,496	5,199	4.4	15,581	2,685	▲2.4	4,337	Nov 2018
12	5,044	6.5	2,498	5,839	3.9	15,660	3,345	▲0.8	4,346	Dec 2018
2019 年 1月	3,849	0.2	2,486	5,258	4.9	15,688	2,363	▲2.0	4,336	Jan 2019
2	3,074	0.3	2,490	5,010	4.4	15,748	2,139	▲1.4	4,333	Feb 2019
3	4,261	5.9	2,496	5,571	5.7	15,878	2,590	▲1.5	4,338	Mar 2019
4	3,354	0.6	2,502	5,478	3.3	15,958	2,870	▲3.5	4,345	Apr 2019
5	3,466	7.0	2,500	5,617	6.1	16,035	3,040	3.0	4,346	May 2019
6	3,738	6.9	2,510	5,654	5.5	16,059	2,685	▲0.0	4,352	Jun 2019
7	4,037	▲10.6	2,510	5,773	1.8	16,117	2,724	▲7.1	4,353	Jul 2019
8	4,108	17.4	2,515	5,787	6.5	16,167	2,866	4.7	4,351	Aug 2019
9	5,154	52.4	2,514	6,265	21.8	16,194	3,045	17.5	4,353	Sep 2019
10	2,659	▲14.2	2,519	5,323	0.0	16,263	2,550	▲7.1	4,356	Oct 2019
11	3,185	▲5.5	2,540	5,371	3.3	16,367	2,629	▲2.1	4,358	Nov 2019

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第6部 ドラッグストア販売

Part6 Drugstore sales value

第1表 商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table1 Sales value by goods and the percentage change from the same month/term of the previous year

年月	商品販売額 Sales of goods	調剤医薬品 Dispensing pharmaceutical products	OTC医薬品 Over the counter medical products	ヘルスケア用品(衛生用品)・介護・ベビー Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	健康食品 Health foods	ビューティケア(化粧品・小物) Beauty care (cosmetic products and goods)	トイレットリー Toiletry goods	家庭用品・日用消耗品・ペット用品 Household utensils, daily necessities, pet products	食品 Food	その他 Others	店舗数(店) Number of establishments	Year and Month
2016年	5,725,801	375,156	829,612	401,195	197,031	852,185	562,640	881,506	1,491,466	135,010	14,190	C Y 2016
2017	6,057,971	387,005	865,848	419,021	206,730	910,175	582,151	926,210	1,620,640	140,191	15,049	2017
2018	6,364,419	389,421	880,698	424,010	217,745	963,666	603,589	967,365	1,806,148	111,777	15,660	2018
2016年度	5,772,937	367,209	836,223	401,793	198,639	860,281	566,208	890,454	1,516,667	135,463	14,509	F Y 2016
2017	6,150,343	391,941	874,158	425,313	207,948	926,657	586,106	935,870	1,668,920	133,430	15,076	2017
2018	6,440,133	395,121	888,789	427,642	220,656	972,780	608,576	978,655	1,834,055	113,859	15,878	2018
2018年7~9月	1,624,911	94,938	218,087	102,671	58,152	246,814	155,745	250,691	468,726	29,087	15,454	Q3 2018
10~12	1,635,856	102,553	225,982	107,806	54,323	247,105	154,293	253,566	460,422	29,806	15,660	Q4
2019年1~3月	1,583,958	103,048	226,846	113,954	53,254	232,281	144,758	230,695	451,452	27,670	15,878	Q1 2019
4~6	1,674,815	106,467	223,911	104,742	56,030	255,042	156,560	256,152	485,959	29,952	16,059	Q2
7~9	1,782,503	109,692	235,291	108,757	60,849	272,453	171,158	283,371	509,805	31,127	16,194	Q3
2018年9月	514,278	31,117	68,608	32,417	18,008	75,836	48,778	80,130	149,380	10,004	15,454	Sep 2018
10	532,109	33,188	73,883	34,213	18,188	80,112	50,352	82,261	150,725	9,187	15,481	Oct
11	519,883	33,308	72,087	34,641	17,417	77,163	49,646	79,301	147,033	9,287	15,581	Nov
12	583,864	36,057	80,012	38,952	18,718	89,830	54,295	92,004	162,664	11,332	15,660	Dec
2019年1月	525,833	32,556	76,118	39,899	17,971	76,204	47,859	78,139	147,564	9,523	15,688	Jan 2019
2	501,034	33,814	68,915	36,708	16,901	71,357	45,713	72,514	146,441	8,671	15,748	Feb
3	557,091	36,678	81,813	37,347	18,382	84,720	51,186	80,042	157,447	9,476	15,878	Mar
4	547,770	36,695	74,132	34,890	18,016	83,934	50,650	80,987	158,790	9,676	15,958	Apr
5	561,661	34,413	75,789	34,995	18,802	85,266	52,490	86,856	162,798	10,252	16,035	May
6	565,384	35,359	73,990	34,857	19,212	85,842	53,420	88,309	164,371	10,024	16,059	Jun
7	577,264	36,425	77,005	35,202	19,777	86,833	54,571	90,774	166,556	10,121	16,117	Jul
8	578,713	36,208	76,219	35,221	19,987	86,184	54,371	90,120	170,122	10,281	16,167	Aug
9	626,526	37,059	82,067	38,334	21,085	99,436	62,216	102,477	173,127	10,725	16,194	Sep
10	532,280	36,280	70,547	33,300	17,356	75,092	47,394	80,682	161,853	9,776	16,263	Oct
11	537,095	36,886	73,315	35,463	17,351	76,837	49,607	80,152	157,716	9,768	16,367	Nov
2016年	6.8	3.0	4.9	3.2	3.4	5.1	5.0	8.3	11.4	7.2	4.7	C Y 2016
2017	5.4	2.0	3.8	4.2	4.6	6.4	3.1	4.5	8.4	3.8	5.0	2017
2018	5.9	4.4	3.1	1.9	6.6	6.6	4.4	4.7	9.5	6.5	4.8	2018
2016年度	5.3	▲2.8	3.8	1.2	2.2	4.1	3.9	7.2	10.1	5.5	5.2	F Y 2016
2017	6.4	6.8	4.5	5.9	4.7	7.6	3.4	4.7	9.4	4.8	4.7	2017
2018	5.3	3.6	2.7	1.1	7.1	5.5	4.4	4.7	8.4	7.1	5.3	2018
2018年7~9月	5.5	1.3	1.5	0.4	9.3	5.6	4.8	4.2	9.7	10.2	4.9	Q3 2018
10~12	4.8	4.4	2.2	▲0.4	6.9	4.8	3.5	4.8	8.0	5.0	4.8	Q4
2019年1~3月	5.0	5.9	3.7	3.3	5.8	4.1	3.6	5.1	6.6	8.1	5.3	Q1 2019
4~6	5.0	12.6	2.8	1.5	2.0	3.4	1.8	5.1	7.2	9.7	5.1	Q2
7~9	9.7	15.5	7.9	5.9	4.6	10.4	9.9	13.0	8.8	7.0	4.8	Q3
2018年9月	4.8	▲1.6	0.7	▲1.0	6.9	3.6	4.2	5.3	9.1	19.1	4.9	Sep 2018
10	6.3	5.2	3.4	1.9	7.8	7.4	5.7	6.1	8.9	3.6	4.8	Oct
11	4.4	4.0	1.7	▲0.7	8.2	4.2	2.7	3.8	8.0	3.8	4.8	Nov
12	3.9	4.1	1.6	▲2.0	4.8	3.1	2.2	4.6	7.3	7.1	4.8	Dec
2019年1月	4.9	5.8	4.5	5.3	8.9	3.7	2.6	4.2	5.9	7.6	4.9	Jan 2019
2	4.4	8.5	2.8	1.1	4.1	4.6	2.6	3.9	5.6	8.0	5.0	Feb
3	5.7	3.6	3.8	3.4	4.4	4.0	5.4	7.2	8.1	8.9	5.3	Mar
4	3.3	14.5	0.7	0.1	1.2	0.6	▲0.1	2.2	6.2	8.3	5.3	Apr
5	6.1	11.8	4.5	2.4	2.6	4.8	2.8	7.2	7.9	12.6	5.3	May
6	5.5	11.3	3.1	2.0	2.2	5.0	2.7	5.8	7.4	8.3	5.1	Jun
7	1.8	13.3	1.3	▲2.8	▲4.0	▲2.0	▲1.0	4.1	3.2	5.1	5.1	Jul
8	6.5	14.3	3.8	3.5	2.3	4.7	4.9	8.1	7.7	8.8	5.2	Aug
9	21.8	19.1	19.6	18.3	17.1	31.1	27.5	27.9	15.9	7.2	4.8	Sep
10	0.0	9.3	▲4.5	▲2.7	▲4.6	▲6.3	▲5.9	▲1.9	7.4	6.4	5.1	Oct
11	3.3	10.7	1.7	2.4	▲0.4	▲0.4	▲0.1	1.1	7.3	5.2	5.0	Nov

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第6部 ドラッグストア販売

Part6 Drugstore sales value

第2表 経済産業局別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table2 Sales value by regional bureaus of METI and the percentage change from the same month/term of the previous year

年 月	北海道		東北		関東		中部		近畿		中国		四国		九州		沖縄		Year and month
	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額	
2016年	240,175	654	377,546	961	2,486,311	6,035	688,483	1,720	847,049	2,150	292,675	740	172,065	450	598,600	1,425	22,897	55	CY 2016
2017	252,551	679	401,373	1,022	2,611,790	6,449	727,790	1,843	912,073	2,261	312,617	777	182,383	481	632,609	1,475	24,785	62	2017
2018	262,421	692	424,391	1,093	2,724,376	6,705	776,216	1,939	961,747	2,322	332,238	813	194,766	512	659,041	1,513	29,223	71	2018
2016年度	242,714	659	382,940	972	2,500,682	6,247	693,407	1,750	853,345	2,182	297,133	750	173,582	457	606,507	1,434	22,627	58	FY 2016
2017	255,331	675	407,649	1,037	2,644,751	6,464	742,578	1,851	930,218	2,253	317,523	781	185,982	492	640,075	1,461	26,236	62	2017
2018	265,867	693	430,648	1,138	2,755,992	6,816	787,599	1,956	969,248	2,350	337,607	816	197,662	510	665,589	1,522	29,921	77	2018
2018年 7~9月	67,711	683	111,134	1,071	691,184	6,603	198,045	1,901	243,789	2,322	86,132	807	50,067	503	169,314	1,498	7,535	66	Q3 2018
10~12	65,937	692	106,856	1,093	701,617	6,705	201,812	1,939	246,151	2,322	86,855	813	50,487	512	168,668	1,513	7,473	71	Q4
2019年 1~3月	67,361	693	106,674	1,138	681,379	6,816	193,650	1,956	234,092	2,350	82,680	816	48,438	510	162,152	1,522	7,532	77	Q1 2019
4~6	68,395	696	113,078	1,153	715,689	6,885	206,353	1,989	253,072	2,384	86,281	829	51,847	513	172,201	1,531	7,899	79	Q2
7~9	72,351	699	122,053	1,177	765,942	6,936	220,318	2,010	263,080	2,405	96,785	839	55,550	521	178,457	1,528	7,967	79	Q3
2018年 9月	22,218	683	35,406	1,071	218,383	6,603	63,613	1,901	76,407	2,322	26,593	807	15,453	503	53,744	1,498	2,461	66	Sep 2018
10	21,624	684	35,066	1,083	227,185	6,624	64,870	1,917	79,835	2,296	28,890	803	16,538	506	55,656	1,502	2,445	66	Oct
11	21,699	686	34,943	1,089	224,378	6,658	64,232	1,932	77,657	2,314	26,244	809	15,744	510	52,519	1,512	2,467	71	Nov.
12	22,614	692	36,847	1,093	250,054	6,705	72,710	1,939	88,659	2,322	31,721	813	18,205	512	60,493	1,513	2,561	71	Dec
2019年 1月	24,056	692	36,970	1,093	226,658	6,722	63,689	1,941	75,524	2,323	26,814	813	16,007	512	53,605	1,520	2,510	72	Jan 2019
2	22,482	693	34,171	1,098	213,993	6,749	61,968	1,951	74,089	2,336	25,360	814	15,312	511	51,205	1,520	2,454	76	Feb
3	20,823	693	35,533	1,138	240,728	6,816	67,993	1,956	84,479	2,350	30,506	816	17,119	510	57,342	1,522	2,568	77	Mar
4	22,440	695	37,080	1,143	234,092	6,848	66,976	1,967	83,358	2,365	27,177	825	16,897	514	57,141	1,525	2,609	76	Apr
5	22,379	697	37,489	1,151	241,257	6,884	68,734	1,975	84,381	2,379	29,487	829	17,457	513	57,833	1,528	2,644	79	May
6	23,576	696	38,509	1,153	240,340	6,885	70,643	1,989	85,333	2,384	29,617	829	17,493	513	57,227	1,531	2,646	79	Jun
7	23,262	694	39,191	1,166	246,939	6,904	71,673	2,003	85,603	2,392	31,660	837	17,564	511	58,710	1,531	2,662	79	Jul
8	24,259	697	41,392	1,170	249,857	6,929	70,801	2,008	83,596	2,398	29,963	839	18,027	516	58,183	1,531	2,635	79	Aug.
9	24,830	699	41,470	1,177	269,146	6,936	77,844	2,010	93,881	2,405	35,162	839	19,959	521	61,564	1,528	2,670	79	Sep
10	24,956	696	38,720	1,186	227,378	6,973	66,990	2,022	76,316	2,410	26,429	839	15,527	525	53,479	1,532	2,485	80	Oct
11	21,606	700	36,211	1,190	231,641	7,009	67,861	2,049	79,961	2,427	27,092	841	16,179	528	54,024	1,542	2,520	81	Nov.
2016年	7.4	6.2	5.7	7.5	5.1	2.7	10.9	9.4	7.8	4.2	9.0	8.0	6.0	3.4	7.3	5.1	13.4	7.8	CY 2016
2017	5.2	3.8	6.3	6.3	4.1	4.3	5.7	7.2	7.7	5.2	6.8	5.0	6.0	6.9	5.7	3.5	8.2	12.7	2017
2018	4.1	2.5	5.7	6.9	5.2	4.7	6.7	5.2	8.0	4.2	6.3	4.8	6.8	6.4	4.8	4.7	17.9	14.5	2018
2016年度	5.6	6.1	6.7	7.3	3.2	3.7	8.9	9.6	6.2	4.4	8.6	7.4	5.0	5.3	6.4	4.5	5.2	9.4	FY 2016
2017	5.3	3.1	6.5	6.7	5.3	4.2	7.1	5.8	9.7	4.8	6.9	4.3	7.1	7.7	5.7	4.0	15.9	6.9	2017
2018	4.3	2.7	5.6	9.7	4.9	5.4	6.1	5.7	6.1	4.3	6.3	4.5	6.3	3.7	4.5	4.2	14.0	24.2	2018
2018年 7~9月	3.3	2.7	5.4	6.7	5.0	4.6	5.5	4.7	6.7	5.4	7.3	5.9	6.8	7.5	4.8	4.6	13.8	10.0	Q3 2018
10~12	3.3	2.5	4.8	6.9	4.5	4.7	5.9	5.2	5.1	4.2	5.6	4.8	6.1	6.4	4.1	4.7	10.2	14.5	Q4
2019年 1~3月	5.4	2.7	6.2	9.7	4.9	5.4	6.2	5.7	3.3	4.3	6.9	4.5	6.4	3.7	4.2	4.2	10.2	24.2	Q1 2019
4~6	5.5	3.0	6.7	9.3	5.0	5.1	6.3	6.1	3.2	4.3	5.3	3.4	6.5	3.0	4.1	3.7	7.0	21.5	Q2
7~9	6.9	2.3	9.8	9.9	10.8	5.0	11.2	5.7	7.9	3.6	12.4	4.0	11.0	3.6	5.4	2.0	5.7	19.7	Q3
2018年 9月	5.3	2.7	5.1	6.7	4.1	4.6	5.6	4.7	4.4	5.4	7.5	5.9	6.6	7.5	4.7	4.6	12.7	10.0	Sep 2018
10	2.7	2.7	5.1	7.4	6.5	4.5	6.2	4.7	7.2	4.2	7.0	4.8	8.6	7.7	5.2	5.0	10.0	8.2	Oct
11	3.5	2.1	5.1	6.9	3.7	4.6	6.4	5.2	4.5	4.5	5.5	4.5	4.7	6.5	3.8	5.1	9.8	14.5	Nov.
12	3.8	2.5	4.3	6.9	3.4	4.7	5.2	5.2	3.9	4.2	4.5	4.8	5.1	6.4	3.4	4.7	10.7	14.5	Dec
2019年 1月	6.2	2.4	4.7	6.7	5.2	4.8	6.3	5.6	2.0	4.2	7.0	4.1	5.8	6.4	4.1	5.0	11.6	16.1	Jan 2019
2	5.1	2.7	6.0	6.8	3.7	4.8	5.8	5.9	3.4	4.7	4.2	3.4	6.4	5.8	5.0	4.9	10.8	22.6	Feb
3	4.9	2.7	8.1	9.7	5.6	5.4	6.5	5.7	4.4	4.3	9.3	4.5	6.9	3.7	3.7	4.2	8.3	24.2	Mar
4	4.5	3.1	5.0	9.6	3.2	5.4	4.0	5.8	1.6	4.2	1.1	4.2	4.0	4.5	4.7	4.2	8.2	18.8	Apr
5	6.3	3.1	8.8	9.9	6.5	5.4	7.1	6.1	3.9	4.5	7.5	3.5	8.2	3.4	3.7	3.7	6.2	21.5	May
6	5.6	3.0	6.3	9.3	5.2	5.1	7.8	6.1	4.1	4.3	7.2	3.4	7.4	3.0	3.8	3.7	6.7	21.5	Jun
7	4.2	2.2	3.8	9.5	1.8	5.1	4.7	6.5	▲0.6	4.1	1.7	4.2	0.4	2.8	0.4	3.2	2.8	21.5	Jul
8	4.7	2.7	9.0	9.3	8.6	5.4	7.3	6.4	2.8	4.2	5.5	4.1	5.3	2.8	1.9	2.9	6.0	21.5	Aug.
9	11.8	2.3	17.1	9.9	23.2	5.0	22.4	5.7	22.9	3.6	32.2	4.0	29.2	3.6	14.6	2.0	8.5	19.7	Sep
10	15.4	1.8	10.4	9.5	0.1	5.3	3.3	5.5	▲4.4	5.0	▲8.5	4.5	▲6.1	3.8	▲3.9	2.0	1.6	21.2	Oct
11	▲0.4	2.0	3.6	9.3	3.2	5.3	5.6	6.1	3.0	4.9	3.2	4.0	2.8	3.5	2.9	2.0	2.1	14.1	Nov.

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	北海道 Hokkaido		青森 Aomori		岩手 Iwate		宮城 Miyagi		秋田 Akita		山形 Yamagata		Year and Month
	店舗数 Establishments												
2016年	240,175	654	47,970	141	65,693	173	106,785	254	34,686	107	43,526	115	C Y 2016
2017	252,551	679	51,086	150	68,861	179	113,002	268	37,646	115	47,260	126	2017
2018	262,421	692	54,561	162	72,372	190	118,832	287	40,229	124	50,843	137	2018
2016年度	242,714	659	48,819	142	66,296	172	108,010	259	35,450	109	44,448	117	F Y 2016
2017	255,331	675	51,930	152	69,680	179	114,741	274	38,394	116	48,240	128	2017
2018	265,867	693	55,440	162	73,530	191	120,427	304	40,768	127	51,753	155	2018
2018年7～9月	67,711	683	14,275	160	18,970	185	30,855	279	10,593	122	13,443	134	Q3 2018
10～12	65,937	692	13,981	162	18,469	190	29,751	287	10,214	124	12,660	137	Q4
2019年1～3月	67,361	693	13,582	162	18,035	191	30,054	304	10,014	127	12,898	155	Q1 2019
4～6	68,395	696	14,504	164	19,510	190	31,629	310	10,798	130	13,707	156	Q2
7～9	72,351	699	15,701	169	20,317	192	34,155	318	11,725	133	15,208	160	Q3
2018年9月	22,218	683	4,588	160	5,985	185	9,856	279	3,372	122	4,283	134	Sep 2018
10	21,624	684	4,606	161	6,095	189	9,737	283	3,336	123	4,168	136	Oct
11	21,699	686	4,450	162	5,938	189	9,766	285	3,356	123	4,213	138	Nov
12	22,614	692	4,925	162	6,436	190	10,248	287	3,522	124	4,279	137	Dec
2019年1月	24,056	692	4,753	162	6,183	190	10,403	287	3,502	124	4,451	137	Jan 2019
2	22,482	693	4,366	162	5,712	191	9,577	289	3,200	124	4,148	138	Feb
3	20,823	693	4,463	162	6,140	191	10,074	304	3,312	127	4,299	155	Mar
4	22,440	695	4,760	164	6,285	189	10,416	308	3,495	128	4,572	155	Apr
5	22,379	697	4,870	165	6,521	189	10,431	308	3,610	130	4,507	156	May
6	23,576	696	4,874	164	6,704	190	10,782	310	3,693	130	4,628	156	Jun
7	23,262	694	5,029	167	6,546	191	11,030	316	3,737	131	4,864	157	Jul
8	24,259	697	5,248	167	6,878	191	11,503	317	3,968	132	5,224	159	Aug
9	24,830	699	5,424	169	6,893	192	11,622	318	4,020	133	5,120	160	Sep
10	24,956	696	4,816	170	6,272	193	10,932	320	3,693	135	4,935	163	Oct
11	21,606	700	4,664	171	6,006	194	10,185	318	3,459	135	4,489	165	Nov
2016年	7.4	6.2	10.2	11.0	3.7	1.8	3.4	5.8	11.5	9.2	7.0	10.6	C Y 2016
2017	5.2	3.8	6.5	6.4	4.8	3.5	5.8	5.5	8.5	7.5	8.6	9.6	2017
2018	4.1	2.5	6.8	8.0	5.1	6.1	5.2	7.1	6.9	7.8	7.6	8.7	2018
2016年度	5.6	6.1	9.5	10.9	4.4	2.4	4.8	6.6	10.8	10.1	9.3	9.3	F Y 2016
2017	5.3	3.1	6.4	7.0	5.1	4.1	6.2	5.8	8.3	6.4	8.5	9.4	2017
2018	4.3	2.7	6.8	6.6	5.5	6.7	5.0	10.9	6.2	9.5	7.3	21.1	2018
2018年7～9月	3.3	2.7	7.4	8.8	5.1	4.5	4.9	5.3	6.0	7.0	7.0	10.7	Q3 2018
10～12	3.3	2.5	6.2	8.0	4.9	6.1	3.6	7.1	6.4	7.8	5.8	8.7	Q4
2019年1～3月	5.4	2.7	6.9	6.6	6.9	6.7	5.6	10.9	5.7	9.5	7.6	21.1	Q1 2019
4～6	5.5	3.0	6.6	5.8	8.1	3.3	6.3	11.9	8.6	11.1	7.5	18.2	Q2
7～9	6.9	2.3	10.0	5.6	7.1	3.8	10.7	14.0	10.7	9.0	13.1	19.4	Q3
2018年9月	5.3	2.7	9.5	8.8	5.1	4.5	4.0	5.3	5.4	7.0	5.9	10.7	Sep 2018
10	2.7	2.7	6.3	8.8	5.7	6.2	4.0	6.8	5.4	7.9	6.2	11.5	Oct
11	3.5	2.1	7.0	8.7	4.6	5.6	3.8	6.7	7.5	7.0	5.8	9.5	Nov
12	3.8	2.5	5.4	8.0	4.4	6.1	3.0	7.1	6.4	7.8	5.5	8.7	Dec
2019年1月	6.2	2.4	6.5	8.0	4.4	6.1	4.1	6.7	4.4	7.8	5.6	7.9	Jan 2019
2	5.1	2.7	7.7	8.0	6.7	6.7	5.2	6.6	5.7	6.9	6.2	8.7	Feb
3	4.9	2.7	6.6	6.6	9.7	6.7	7.6	10.9	7.0	9.5	11.2	21.1	Mar
4	4.5	3.1	5.0	6.5	4.6	5.0	4.5	12.4	5.9	9.4	8.0	19.2	Apr
5	6.3	3.1	9.0	7.1	10.2	4.4	8.3	12.4	11.2	11.1	9.4	18.2	May
6	5.6	3.0	5.9	5.8	9.3	3.3	6.1	11.9	8.6	11.1	5.3	18.2	Jun
7	4.2	2.2	4.7	5.0	0.8	3.2	4.4	14.1	4.3	9.2	6.6	17.2	Jul
8	4.7	2.7	7.5	4.4	6.0	2.7	10.2	13.6	9.0	10.0	13.6	18.7	Aug
9	11.8	2.3	18.2	5.6	15.2	3.8	17.9	14.0	19.2	9.0	19.5	19.4	Sep
10	15.4	1.8	4.6	5.6	2.9	2.1	12.3	13.1	10.7	9.8	18.4	19.9	Oct
11	▲0.4	2.0	4.8	5.6	1.1	2.6	4.3	11.6	3.1	9.8	6.6	19.6	Nov

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	福島 Fukushima		茨城 Ibaraki		栃木 Tochigi		群馬 Gunma		埼玉 Saitama		千葉 Chiba		東京 Tokyo	
	店舗数 Establishments													
2016年	78,886	171	153,921	332	109,717	214	108,220	275	352,599	959	284,809	710	614,519	1,536
2017	83,518	184	158,509	348	116,508	232	109,855	279	368,008	994	298,809	762	646,690	1,684
2018	87,554	193	165,558	379	122,669	263	115,586	289	382,721	1,032	311,774	795	676,610	1,715
2016年度	79,917	173	154,820	332	110,905	218	108,169	269	355,138	971	286,510	728	616,688	1,646
2017	84,664	188	159,941	354	118,113	235	111,309	284	371,362	997	302,728	766	656,847	1,672
2018	88,730	199	167,749	380	124,276	266	117,077	293	387,229	1,046	315,272	796	683,010	1,783
2018年7～9月	22,998	191	43,179	366	32,018	257	29,468	286	96,837	1,023	78,953	779	168,945	1,684
10～12	21,781	193	41,765	379	30,764	263	29,601	289	99,016	1,032	80,836	795	173,666	1,715
2019年1～3月	22,091	199	41,632	380	30,876	266	29,188	293	95,340	1,046	77,753	796	169,547	1,783
4～6	22,930	203	42,692	379	31,693	272	30,138	296	99,990	1,060	82,031	805	180,215	1,793
7～9	24,947	205	46,242	381	34,370	275	31,956	297	107,444	1,063	87,523	814	191,378	1,810
2018年9月	7,322	191	13,612	366	10,159	257	9,386	286	30,602	1,023	25,077	779	53,235	1,684
10	7,124	191	13,606	370	9,963	259	9,489	288	32,046	1,025	25,583	779	56,795	1,693
11	7,220	192	13,514	372	10,065	260	9,594	288	31,357	1,027	26,660	783	55,103	1,708
12	7,437	193	14,645	379	10,736	263	10,518	289	35,613	1,032	28,593	795	61,768	1,715
2019年1月	7,678	193	14,258	378	10,548	263	9,846	290	31,631	1,034	25,874	795	55,218	1,726
2	7,168	194	13,328	378	10,007	265	9,483	292	29,526	1,042	24,453	796	52,704	1,731
3	7,245	199	14,046	380	10,321	266	9,859	293	34,183	1,046	27,426	796	61,625	1,783
4	7,552	199	14,066	380	10,562	268	9,876	294	32,230	1,049	26,280	803	59,584	1,791
5	7,550	203	14,153	383	10,421	272	9,984	294	33,972	1,055	27,913	808	60,563	1,799
6	7,828	203	14,473	379	10,710	272	10,278	296	33,788	1,060	27,838	805	60,068	1,793
7	7,985	204	14,939	386	11,016	274	10,382	294	34,801	1,059	28,130	809	61,696	1,795
8	8,571	204	15,603	388	11,735	275	10,538	294	34,127	1,059	28,539	811	62,810	1,809
9	8,391	205	15,700	381	11,619	275	11,036	297	38,516	1,063	30,854	814	66,872	1,810
10	8,072	205	14,707	384	11,048	276	10,372	298	31,156	1,065	26,086	821	56,001	1,823
11	7,408	207	13,630	390	10,279	278	9,670	302	32,042	1,067	27,376	825	58,590	1,833
2016年	4.9	10.3	5.2	2.5	7.2	7.0	6.1	0.7	4.3	2.6	6.8	1.7	4.3	3.6
2017	5.9	7.6	3.0	4.8	6.2	8.4	1.5	1.5	4.4	3.4	4.6	6.1	2.9	3.4
2018	4.8	4.9	4.4	8.9	5.3	13.4	5.2	3.6	4.0	3.8	4.5	4.6	7.4	3.8
2016年度	6.4	7.5	3.5	1.8	4.8	7.9	3.6	0.4	3.2	3.4	4.4	2.8	1.6	4.5
2017	5.9	8.7	3.3	6.6	6.5	7.8	2.9	5.6	4.6	2.7	5.4	5.5	5.4	3.5
2018	4.8	5.9	4.9	7.3	5.2	13.2	5.2	3.2	4.3	4.9	4.3	3.9	6.0	6.6
2018年7～9月	4.2	6.1	5.0	9.6	4.5	13.2	4.5	4.4	4.3	4.5	4.4	4.6	6.4	2.2
10～12	4.1	4.9	4.4	8.9	5.0	13.4	5.7	3.6	4.0	3.8	3.5	4.6	6.2	3.8
2019年1～3月	5.6	5.9	5.6	7.3	5.5	13.2	5.4	3.2	5.0	4.9	4.7	3.9	3.9	6.6
4～6	4.9	6.8	3.7	5.6	3.5	8.8	4.6	3.9	4.1	4.0	5.5	3.6	5.5	6.9
7～9	8.5	7.3	7.1	4.1	7.3	7.0	8.4	3.8	11.0	3.9	10.9	4.5	13.3	7.5
2018年9月	3.3	6.1	5.2	9.6	4.1	13.2	3.9	4.4	3.0	4.5	3.4	4.6	5.3	2.2
10	4.5	5.5	5.7	10.1	6.7	14.1	6.8	3.6	5.5	3.9	5.3	4.4	9.2	2.9
11	4.5	4.9	4.2	8.8	4.7	12.6	5.1	3.2	2.7	3.6	2.9	4.7	5.0	3.5
12	3.4	4.9	3.5	8.9	3.8	13.4	5.4	3.6	3.9	3.8	2.5	4.6	4.8	3.8
2019年1月	4.3	4.9	4.5	8.0	5.3	15.4	5.0	2.8	5.7	3.7	4.9	4.1	4.3	4.1
2	5.5	4.9	5.3	8.0	5.3	12.3	6.3	3.9	1.8	4.3	3.4	3.6	3.2	4.3
3	7.2	5.9	6.9	7.3	5.8	13.2	4.8	3.2	7.2	4.9	5.7	3.9	4.2	6.6
4	4.0	5.9	4.1	6.7	4.1	12.1	3.3	3.2	1.6	4.3	2.7	4.4	3.2	7.2
5	6.7	7.4	4.7	7.3	3.9	11.0	5.2	2.4	5.6	4.0	7.7	4.5	7.0	7.6
6	4.0	6.8	2.3	5.6	2.5	8.8	5.1	3.9	5.2	4.0	6.1	3.6	6.3	6.9
7	3.0	7.4	0.4	6.9	1.5	9.6	2.8	3.2	1.5	3.7	1.7	3.7	2.5	7.0
8	8.2	6.8	6.2	6.9	6.6	9.1	5.6	2.8	6.8	3.7	8.8	4.6	13.2	7.7
9	14.6	7.3	15.3	4.1	14.4	7.0	17.6	3.8	25.9	3.9	23.0	4.5	25.6	7.5
10	13.3	7.3	8.1	3.8	10.9	6.6	9.3	3.5	▲2.8	3.9	2.0	5.4	▲1.4	7.7
11	2.6	7.8	0.9	4.8	2.1	6.9	0.8	4.9	2.2	3.9	2.7	5.4	6.3	7.3

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies Refer to the appendix table

神奈川 Kanagawa		新潟 Niigata		富山 Toyama		石川 Ishikawa		福井 Fukui		山梨 Yamanashi		長野 Nagano		Year and Month
店舗数 Establishments														
422,984	946	97,602	279	65,866	155	74,422	154	54,302	110	45,486	128	68,663	208	C Y 2016
447,255	1,031	103,308	294	69,350	156	77,075	163	58,990	116	47,822	137	74,654	222	2017
458,242	1,063	107,668	312	73,700	159	81,428	169	66,380	133	50,576	140	79,776	231	2018
424,953	1,008	98,745	285	66,237	156	74,291	158	53,787	111	45,713	130	69,470	211	F Y 2016
451,940	1,028	104,133	304	70,640	157	78,364	163	60,583	121	48,590	136	76,457	223	2017
462,745	1,074	109,398	315	74,535	157	82,772	170	68,468	134	51,028	140	80,945	233	2018
115,549	1,049	28,050	309	19,033	158	20,970	166	17,328	130	12,999	138	20,565	232	Q3 2018
118,740	1,063	27,702	312	18,947	159	21,099	169	17,636	133	13,025	140	20,434	231	Q4
113,969	1,074	26,822	315	18,190	157	20,464	170	17,035	134	12,350	140	20,351	233	Q1 2019
121,294	1,088	27,896	320	19,287	162	21,544	171	17,469	136	12,900	142	20,786	234	Q2
129,812	1,105	30,395	321	20,370	163	22,867	171	17,564	137	13,822	142	22,690	235	Q3
36,363	1,049	8,931	309	6,171	158	6,814	166	5,602	130	4,041	138	6,496	232	Sep 2018
38,664	1,052	8,810	308	6,022	159	6,687	166	5,620	131	4,294	139	6,515	230	Oct
37,906	1,058	8,842	309	6,136	159	6,857	168	5,730	132	4,149	139	6,552	231	Nov
42,170	1,063	10,050	312	6,789	159	7,555	169	6,286	133	4,582	140	7,367	231	Dec
37,853	1,065	9,225	313	6,215	159	6,875	169	5,621	133	4,243	140	6,852	231	Jan 2019
35,676	1,070	8,478	315	5,907	158	6,722	170	5,608	132	4,023	140	6,377	231	Feb
40,440	1,074	9,119	315	6,068	157	6,867	170	5,806	134	4,084	140	7,122	233	Mar
39,043	1,079	9,156	318	6,371	160	6,971	170	5,728	134	4,293	141	6,888	234	Apr
41,582	1,086	9,327	318	6,418	161	7,135	170	6,010	135	4,309	142	6,985	235	May
40,669	1,088	9,413	320	6,498	162	7,438	171	5,731	136	4,298	142	6,913	234	Jun
41,943	1,095	9,674	319	6,518	163	7,310	171	5,559	136	4,485	142	7,259	235	Jul
41,672	1,103	9,936	319	6,683	164	7,540	171	5,802	136	4,573	142	7,531	235	Aug
46,197	1,105	10,785	321	7,169	163	8,017	171	6,203	137	4,764	142	7,900	235	Sep
38,108	1,110	8,936	322	6,550	165	7,379	173	5,725	138	4,074	143	6,652	236	Oct
39,580	1,112	8,795	327	6,367	168	7,539	183	5,719	140	4,039	143	6,767	235	Nov
4.2	3.7	7.6	3.7	8.9	1.3	11.3	4.1	18.0	10.0	6.8	▲1.5	8.3	3.5	C Y 2016
3.8	4.0	5.8	5.4	5.3	0.6	3.6	5.8	8.6	5.5	5.1	7.0	8.7	6.7	2017
3.4	4.1	4.2	6.1	6.3	1.9	5.6	3.7	12.5	14.7	6.1	2.9	6.9	4.1	2018
2.3	4.6	5.9	5.9	6.4	2.6	8.2	4.6	13.8	8.8	4.7	▲1.5	6.8	7.7	F Y 2016
5.1	3.0	5.5	6.7	6.6	0.6	5.5	3.2	12.6	9.0	6.4	5.4	10.1	5.7	2017
3.1	4.5	5.1	3.6	5.5	0.0	5.6	4.3	13.0	10.7	5.3	2.9	5.9	4.5	2018
3.3	3.1	4.4	7.3	4.5	0.6	3.2	3.8	10.9	12.1	6.0	3.8	6.5	7.9	Q3 2018
2.3	4.1	3.7	6.1	4.6	1.9	7.2	3.7	15.5	14.7	5.4	2.9	4.1	4.1	Q4
4.1	4.5	6.9	3.6	4.8	0.0	7.0	4.3	14.0	10.7	3.8	2.9	6.1	4.5	Q1 2019
5.9	4.5	4.0	4.6	5.0	3.8	6.4	4.9	6.1	7.9	1.9	2.9	6.1	3.1	Q2
12.3	5.3	8.4	3.9	7.0	3.2	9.0	3.0	1.4	5.4	6.3	2.9	10.3	1.3	Q3
1.1	3.1	5.7	7.3	5.8	0.6	5.0	3.8	11.7	12.1	4.1	3.8	6.6	7.9	Sep 2018
4.9	3.4	3.3	6.9	3.6	▲0.6	4.8	1.8	15.3	13.9	8.2	3.7	4.2	4.5	Oct
1.7	4.1	4.1	6.6	4.7	0.6	8.5	2.4	16.9	14.8	5.3	2.2	4.2	5.0	Nov
0.5	4.1	3.7	6.1	5.4	1.9	8.3	3.7	14.4	14.7	3.0	2.9	4.0	4.1	Dec
4.7	4.3	9.7	6.5	6.9	1.9	7.8	3.0	13.7	11.8	6.9	2.9	6.3	3.6	Jan 2019
3.0	4.6	3.7	5.7	2.6	3.9	6.1	3.7	14.6	7.3	5.3	2.9	4.9	3.1	Feb
4.6	4.5	7.3	3.6	5.0	0.0	7.2	4.3	13.6	10.7	▲0.6	2.9	6.9	4.5	Mar
3.0	4.4	3.6	3.9	4.8	1.9	3.5	3.7	6.6	8.1	2.1	2.9	5.9	4.0	Apr
8.4	4.2	5.4	3.9	6.5	3.2	8.1	4.9	10.4	8.0	2.1	3.6	7.5	3.5	May
6.4	4.5	3.1	4.6	3.9	3.8	7.7	4.9	1.4	7.9	1.6	2.9	4.8	3.1	Jun
2.8	4.9	0.6	4.2	3.7	3.2	5.4	4.3	▲4.7	7.1	▲1.3	2.9	3.0	3.1	Jul
8.6	5.6	4.5	3.9	1.6	4.5	4.4	4.3	▲1.5	5.4	3.6	2.9	7.3	3.1	Aug
27.0	5.3	20.8	3.9	16.2	3.2	17.7	3.0	10.7	5.4	17.9	2.9	21.6	1.3	Sep
▲1.4	5.5	1.4	4.5	8.8	3.8	10.3	4.2	1.9	5.3	▲5.1	2.9	2.1	2.6	Oct
4.4	5.1	▲0.5	5.8	3.8	5.7	9.9	8.9	▲0.2	6.1	▲2.7	2.9	3.3	1.7	Nov

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	岐阜 Gifu		静岡 Shizuoka		愛知 Aichi		三重 Mie		滋賀 Shiga		京都 Kyoto		大阪 Osaka	
	店舗数 Establishments													
2016年	127,723	360	227,791	448	353,923	848	66,549	203	59,781	177	89,840	264	374,188	859
2017	138,903	388	240,372	466	369,034	911	73,428	225	63,668	182	98,675	281	402,896	906
2018	152,606	408	253,196	486	389,544	968	78,938	235	69,121	195	107,571	293	416,463	896
2016年度	129,042	361	229,571	449	356,410	864	67,427	211	60,298	175	91,360	269	376,653	883
2017	142,855	385	243,331	465	375,484	917	75,235	229	65,203	180	100,843	279	410,859	895
2018	155,687	412	257,263	490	394,584	978	80,021	239	70,622	195	109,701	300	414,748	903
2018年7～9月	39,421	403	64,621	480	98,625	942	19,996	232	17,523	191	27,176	286	104,464	920
10～12	40,033	408	66,068	486	101,253	968	20,480	235	18,316	195	28,336	293	103,315	896
2019年1～3月	38,214	412	63,551	490	96,968	978	19,814	239	17,647	195	26,824	300	98,307	903
4～6	40,815	422	66,054	496	103,753	994	20,954	240	18,801	201	29,319	303	108,084	920
7～9	43,718	420	70,310	493	111,034	1,012	22,329	244	19,994	201	30,889	308	109,666	937
2018年9月	12,776	403	20,481	480	31,555	942	6,297	232	5,559	191	8,428	286	32,430	920
10	12,942	405	21,420	481	32,626	954	6,593	233	5,874	193	9,192	289	33,771	885
11	12,759	406	20,636	483	32,061	964	6,419	235	5,772	196	8,973	292	32,710	893
12	14,332	408	24,012	486	36,566	968	7,468	235	6,670	195	10,171	293	36,834	896
2019年1月	12,355	408	21,110	487	31,761	970	6,483	235	5,843	196	8,683	293	31,003	895
2	12,304	411	19,938	489	30,750	973	6,285	239	5,574	196	8,453	293	31,155	903
3	13,555	412	22,503	490	34,457	978	7,046	239	6,230	195	9,688	300	36,149	903
4	13,093	415	22,114	491	33,693	985	6,848	237	6,120	198	9,664	301	35,987	913
5	13,770	418	22,048	492	34,467	989	6,944	237	6,253	200	9,780	303	35,899	920
6	13,952	422	21,892	496	35,593	994	7,162	240	6,428	201	9,875	303	36,198	920
7	14,001	422	22,614	496	36,526	1,005	7,318	242	6,477	201	10,032	304	36,119	928
8	14,304	422	22,793	494	35,133	1,008	7,141	243	6,355	201	9,841	307	34,651	928
9	15,413	420	24,903	493	39,375	1,012	7,870	244	7,162	201	11,016	308	38,896	937
10	13,400	424	20,238	495	33,140	1,015	6,521	245	5,849	201	8,851	310	32,134	940
11	13,572	427	20,873	497	33,706	1,025	6,677	246	6,053	203	9,508	314	33,432	946
2016年	19.1	24.6	4.9	▲0.2	8.5	8.0	10.3	3.0	8.0	9.3	8.3	5.2	8.7	4.0
2017	8.8	7.8	5.5	4.0	4.3	7.4	10.3	10.8	6.5	2.8	9.8	6.4	7.7	5.5
2018	9.9	5.2	5.5	4.5	5.6	6.3	7.5	4.4	8.6	7.1	10.1	6.2	7.6	1.0
2016年度	16.9	16.8	3.8	0.9	7.0	9.9	8.4	6.6	6.6	6.7	7.5	6.3	6.1	4.1
2017	10.7	6.6	6.0	3.8	5.4	6.1	11.6	8.5	8.1	2.9	10.7	5.7	10.2	3.5
2018	9.0	7.0	5.8	5.4	5.1	6.7	6.4	4.4	8.3	8.3	9.6	7.5	4.1	0.9
2018年7～9月	9.1	6.1	5.9	5.3	4.7	5.1	6.4	4.0	8.4	6.1	9.7	5.1	5.3	4.5
10～12	8.8	5.2	5.5	4.5	4.8	6.3	5.6	4.4	8.7	7.1	8.8	6.2	1.6	1.0
2019年1～3月	8.8	7.0	6.8	5.4	5.5	6.7	5.8	4.4	9.3	8.3	8.6	7.5	▲1.7	0.9
4～6	7.4	7.1	4.8	5.1	6.2	6.8	6.2	4.3	9.7	6.3	7.1	7.1	▲0.5	2.1
7～9	10.9	4.2	8.8	2.7	12.6	7.4	11.7	5.2	14.1	5.2	13.7	7.7	5.0	1.8
2018年9月	9.9	6.1	6.4	5.3	4.4	5.1	4.0	4.0	7.4	6.1	6.8	5.1	0.7	4.5
10	10.0	5.5	7.4	4.1	5.3	5.8	7.1	5.0	8.8	6.6	10.7	5.5	4.2	0.8
11	9.4	5.5	4.9	3.9	5.6	6.4	4.0	4.9	9.4	8.9	7.9	6.2	0.9	0.8
12	7.2	5.2	4.4	4.5	3.7	6.3	5.6	4.4	8.1	7.1	7.9	6.2	▲0.1	1.0
2019年1月	8.2	6.3	6.3	5.0	5.6	6.7	4.4	4.4	10.3	8.3	9.2	6.9	▲4.3	0.8
2	8.9	6.5	5.6	4.9	5.2	6.1	6.0	6.7	7.3	7.7	8.0	6.9	▲0.6	1.8
3	9.1	7.0	8.5	5.4	5.6	6.7	6.9	4.4	10.2	8.3	8.7	7.5	▲0.4	0.9
4	4.7	7.2	4.8	4.5	3.6	6.8	4.9	3.5	8.8	7.6	5.8	6.4	▲2.3	2.2
5	9.0	7.5	5.0	4.5	6.4	6.9	6.5	3.5	9.8	7.0	7.9	7.1	▲0.2	2.4
6	8.4	7.1	4.6	5.1	8.5	6.8	7.2	4.3	10.4	6.3	7.7	7.1	0.9	2.1
7	3.3	7.1	▲0.4	4.0	5.4	7.7	4.3	4.8	5.3	6.3	3.6	6.7	▲2.5	2.4
8	9.3	6.0	6.4	3.1	8.4	7.7	6.8	4.7	9.3	6.3	8.5	8.1	▲0.9	2.1
9	20.6	4.2	21.6	2.7	24.8	7.4	25.0	5.2	28.8	5.2	30.7	7.7	19.9	1.8
10	3.5	4.7	▲5.5	2.9	1.6	6.4	▲1.1	5.2	▲0.4	4.1	▲3.7	7.3	▲4.8	6.2
11	6.4	5.2	1.1	2.9	5.1	6.3	4.0	4.7	4.9	3.6	6.0	7.5	2.2	5.9

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies Refer to the appendix table

兵庫 Hyogo		奈良 Nara		和歌山 Wakayama		鳥取 Tottori		島根 Shimane		岡山 Okayama		広島 Hiroshima		Year and Month
店舗数 Establishments														
215,328	566	35,198	101	18,412	73	20,833	60	28,197	63	70,540	164	104,086	274	C Y 2016
222,555	586	41,278	111	24,011	79	22,572	63	29,810	67	75,735	176	112,805	287	2017
229,618	595	46,565	127	26,029	83	23,920	66	32,136	72	81,763	188	120,889	304	2018
215,631	565	36,150	104	19,466	75	21,301	62	28,620	65	71,623	166	105,787	276	F Y 2016
225,503	580	42,653	119	24,574	79	22,847	63	30,218	70	77,184	176	115,095	291	2017
231,215	606	47,869	128	26,625	84	24,352	66	32,897	73	83,286	189	122,904	303	2018
58,622	590	11,948	124	6,728	81	6,305	67	8,488	70	21,013	183	31,367	298	Q3 2018
59,308	595	12,427	127	6,813	83	6,180	66	8,391	72	21,490	188	31,865	304	Q4
55,919	606	11,779	128	6,581	84	5,881	66	8,120	73	20,409	189	30,297	303	Q1 2019
59,650	613	12,747	127	7,002	84	6,320	69	8,464	74	21,283	193	31,118	304	Q2
63,826	610	13,547	127	7,594	85	7,003	69	9,786	79	23,698	195	35,437	308	Q3
18,509	590	3,757	124	2,122	81	1,977	67	2,631	70	6,383	183	9,761	298	Sep 2018
19,182	588	4,007	128	2,189	82	2,120	67	2,880	71	7,108	184	10,631	299	Oct
18,475	591	3,886	128	2,111	82	1,816	66	2,456	72	6,606	186	9,566	302	Nov
21,651	595	4,534	127	2,513	83	2,244	66	3,055	72	7,776	188	11,668	304	Dec
18,370	596	3,840	127	2,164	83	1,921	66	2,584	72	6,827	189	9,667	302	Jan 2019
17,550	601	3,668	127	2,081	84	1,820	66	2,514	72	6,010	189	9,302	303	Feb
19,999	606	4,271	128	2,336	84	2,140	66	3,022	73	7,572	189	11,328	303	Mar
19,428	608	4,183	127	2,248	84	2,043	68	2,685	73	6,415	192	9,896	306	Apr
19,875	609	4,238	128	2,326	84	2,124	68	2,912	74	7,381	192	10,584	306	May
20,347	613	4,326	127	2,428	84	2,153	69	2,867	74	7,487	193	10,638	304	Jun
20,653	613	4,385	126	2,378	84	2,312	69	3,320	79	7,613	194	11,665	307	Jul
20,206	613	4,275	127	2,466	86	2,171	69	2,982	79	7,462	195	10,707	308	Aug
22,967	610	4,887	127	2,750	85	2,520	69	3,484	79	8,623	195	13,065	308	Sep
17,791	610	3,813	127	2,153	84	1,920	69	2,708	79	6,422	195	9,636	308	Oct
18,944	613	4,033	127	2,272	84	1,967	69	2,656	79	6,826	195	9,760	309	Nov
3.6	2.4	8.1	0.0	13.0	2.8	15.2	9.1	8.4	6.8	7.4	8.6	8.7	8.7	C Y 2016
3.4	3.5	17.3	9.9	30.4	8.2	8.3	5.0	5.7	6.3	7.4	7.3	8.4	4.7	2017
4.7	2.6	16.3	16.5	9.4	6.4	6.0	4.8	7.8	7.5	8.0	6.8	7.2	5.9	2018
2.7	2.0	9.6	4.0	16.2	7.1	13.5	10.7	8.0	8.3	7.8	7.1	8.6	7.8	F Y 2016
5.0	3.8	18.9	16.7	26.5	6.8	7.3	1.6	5.6	7.7	7.8	6.0	8.8	5.4	2017
3.7	4.5	14.8	7.6	9.1	6.3	6.6	4.8	8.9	4.3	7.9	7.4	6.8	4.1	2018
4.2	3.1	16.2	14.8	10.5	8.0	7.1	4.7	9.8	7.7	10.8	7.6	7.5	6.0	Q3 2018
3.2	2.6	16.9	16.5	10.8	6.4	5.9	4.8	10.2	7.5	6.9	6.8	5.6	5.9	Q4
2.9	4.5	12.4	7.6	10.0	6.3	7.9	4.8	10.3	4.3	8.1	7.4	7.1	4.1	Q1 2019
4.0	5.0	8.8	4.1	7.7	3.7	5.6	3.0	7.2	5.7	4.5	6.0	5.9	3.1	Q2
8.9	3.4	13.4	2.4	12.9	4.9	11.1	3.0	15.3	12.9	12.8	6.6	13.0	3.4	Q3
4.3	3.1	15.0	14.8	12.0	8.0	8.7	4.7	11.1	7.7	10.8	7.6	7.6	6.0	Sep 2018
5.1	2.6	20.9	19.6	14.4	9.3	8.2	6.3	11.7	9.2	7.9	6.4	7.0	5.7	Oct
2.0	3.0	15.2	17.4	8.9	7.9	4.4	4.8	10.9	9.1	6.3	5.7	6.1	5.6	Nov
2.5	2.6	14.9	16.5	9.3	6.4	5.1	4.8	8.3	7.5	6.5	6.8	4.1	5.9	Dec
1.5	2.8	14.6	16.5	8.6	6.4	10.0	4.8	10.9	5.9	8.1	7.4	7.0	4.5	Jan 2019
2.1	4.2	11.5	14.4	8.2	7.7	6.1	4.8	9.3	2.9	1.5	7.4	4.8	3.8	Feb
5.1	4.5	11.4	7.6	12.9	6.3	7.6	4.8	10.7	4.3	13.9	7.4	9.2	4.1	Mar
1.7	3.6	8.2	6.7	6.3	6.3	6.8	6.3	6.9	4.3	▲6.3	7.3	2.8	4.8	Apr
4.6	4.5	9.0	5.8	8.3	5.0	4.7	4.6	7.7	4.2	9.0	4.9	8.1	4.1	May
5.7	5.0	9.2	4.1	8.3	3.7	5.3	3.0	6.9	5.7	10.8	6.0	6.9	3.1	Jun
▲0.7	4.6	3.6	2.4	1.7	3.7	3.1	3.0	8.6	12.9	▲0.4	7.2	2.0	3.7	Jul
4.6	4.6	8.0	3.3	8.7	6.2	4.1	3.0	6.5	12.9	6.9	6.6	5.2	3.7	Aug
24.1	3.4	30.1	2.4	29.6	4.9	27.5	3.0	32.4	12.9	35.1	6.6	33.8	3.4	Sep
▲7.3	3.7	▲4.8	▲0.8	▲1.6	2.4	▲9.4	3.0	▲6.0	11.3	▲9.7	6.0	▲9.4	3.0	Oct
2.5	3.7	3.8	▲0.8	7.6	2.4	8.3	4.5	8.1	9.7	3.3	4.8	2.0	2.3	Nov

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

	年 月	山口 Yamaguchi		徳島 Tokushima		香川 Kagawa		愛媛 Ehime		高知 Kochi		福岡 Fukuoka		佐賀 Saga	
		店舗数 Establishments													
販売額 (百万円)	2016年	69,019	179	31,259	71	39,593	101	74,859	204	26,354	74	238,628	647	38,908	84
	2017	71,695	184	32,468	73	41,883	113	79,372	214	28,660	81	257,320	670	41,098	87
	2018	73,530	183	33,870	77	45,686	125	84,992	225	30,218	85	270,784	683	43,429	92
	2016年度	69,802	181	31,646	70	39,814	104	75,161	205	26,961	78	242,799	649	39,348	84
	2017	72,179	181	32,820	75	43,021	119	81,016	216	29,125	82	260,159	649	41,800	87
	2018	74,168	185	34,375	79	46,334	121	86,327	225	30,626	85	275,528	699	43,830	92
	2018年7～9月	18,959	189	8,671	75	11,706	122	21,947	222	7,743	84	69,649	673	11,269	91
	10～12	18,929	183	8,772	77	11,829	125	22,070	225	7,816	85	69,897	683	11,027	92
	2019年1～3月	17,973	185	8,459	79	11,326	121	21,114	225	7,539	85	68,170	699	10,608	92
	4～6	19,096	189	9,076	79	12,228	122	22,611	225	7,932	87	72,372	708	11,168	92
	7～9	20,861	188	9,743	79	13,176	127	24,120	228	8,511	87	73,874	705	11,657	92
	2018年9月	5,841	189	2,678	75	3,668	122	6,681	222	2,426	84	22,520	673	3,528	91
	10	6,151	182	2,847	75	3,874	124	7,243	222	2,574	85	23,116	677	3,621	91
	11	5,800	183	2,717	76	3,670	125	6,904	224	2,453	85	21,822	683	3,426	91
	12	6,978	183	3,208	77	4,285	125	7,923	225	2,789	85	24,959	683	3,980	92
	2019年1月	5,815	184	2,807	78	3,731	124	6,911	225	2,558	85	22,130	688	3,586	93
	2	5,714	184	2,657	78	3,541	123	6,703	225	2,411	85	21,443	696	3,358	93
	3	6,444	185	2,995	79	4,054	121	7,500	225	2,570	85	24,597	699	3,664	92
	4	6,138	186	2,969	80	3,869	122	7,451	226	2,608	86	24,356	700	3,649	92
	5	6,486	189	3,051	80	4,110	122	7,626	225	2,670	86	24,110	704	3,786	92
	6	6,472	189	3,056	79	4,249	122	7,534	225	2,654	87	23,906	708	3,733	92
	7	6,750	188	3,106	80	4,188	119	7,562	225	2,708	87	24,527	709	3,796	91
8	6,641	188	3,149	80	4,167	123	7,907	226	2,804	87	23,774	707	3,822	92	
9	7,470	188	3,488	79	4,821	127	8,651	228	2,999	87	25,573	705	4,039	92	
10	5,743	188	2,681	80	3,630	129	6,674	227	2,542	89	22,517	705	3,433	92	
11	5,883	189	2,815	80	3,826	127	6,986	232	2,552	89	22,687	705	3,455	92	
前年(度・同期・同月)比増減率 (%)	2016年	9.6	6.5	3.8	7.6	5.7	▲2.9	5.3	3.0	11.1	10.4	5.8	5.4	5.8	12.0
	2017	3.9	2.8	3.9	2.8	5.8	11.9	6.0	4.9	8.8	9.5	7.8	3.6	5.6	3.6
	2018	2.8	0.0	4.3	5.5	9.1	10.6	7.1	5.1	5.4	4.9	6.9	6.7	5.7	5.7
	2016年度	8.1	5.8	5.4	4.5	4.3	1.0	3.4	3.5	10.5	18.2	6.0	5.4	5.7	2.4
	2017	3.5	0.6	3.7	7.1	8.1	14.4	7.8	5.4	8.0	5.1	7.6	4.7	6.2	3.6
	2018	2.9	2.2	4.7	5.3	7.7	1.7	6.6	4.2	5.2	3.7	7.2	7.7	4.9	5.7
	2018年7～9月	2.8	3.8	4.3	2.7	9.1	13.0	7.6	6.2	4.2	7.7	7.7	7.0	5.6	4.6
	10～12	2.5	0.0	4.9	5.5	7.6	10.6	6.1	5.1	5.1	4.9	6.4	6.7	4.6	5.7
	2019年1～3月	3.7	2.2	6.3	5.3	6.1	1.7	6.7	4.2	5.7	3.7	7.5	7.7	3.9	5.7
	4～6	4.3	0.5	7.1	5.3	6.6	1.7	6.7	1.8	5.4	6.1	6.7	7.4	2.2	4.5
	7～9	10.0	▲0.5	12.4	5.3	12.6	4.1	9.9	2.7	9.9	3.6	6.1	4.8	3.4	1.1
	2018年9月	2.3	3.8	3.3	2.7	10.4	13.0	6.7	6.2	4.4	7.7	7.8	7.0	5.4	4.6
	10	3.9	0.0	5.6	4.2	11.3	13.8	8.8	5.2	7.4	9.0	7.5	7.3	5.4	4.6
	11	2.2	0.0	2.7	4.1	5.8	11.6	5.1	4.7	3.9	6.3	5.5	7.4	4.5	4.6
	12	1.5	0.0	6.1	5.5	6.0	10.6	4.6	5.1	4.1	4.9	6.1	6.7	4.1	5.7
	2019年1月	3.2	▲0.5	5.7	6.8	5.5	9.7	6.1	4.7	5.4	6.3	7.5	7.5	4.3	6.9
	2	3.5	▲1.1	5.8	6.8	5.9	7.9	7.2	4.2	5.9	6.3	9.4	8.4	4.4	5.7
	3	4.3	2.2	7.5	5.3	6.8	1.7	7.0	4.2	5.8	3.7	5.8	7.7	3.2	5.7
	4	2.6	▲0.5	6.0	8.1	0.0	2.5	5.7	3.7	3.4	6.2	8.9	7.9	1.5	4.5
	5	5.7	0.5	7.5	6.7	8.8	1.7	8.2	2.7	8.0	4.9	4.9	7.6	3.2	4.5
	6	4.6	0.5	7.8	5.3	11.0	1.7	6.1	1.8	4.8	6.1	6.4	7.4	2.0	4.5
	7	▲0.0	▲0.5	1.8	8.1	2.1	▲0.8	▲1.6	1.8	2.2	6.1	2.8	6.9	▲2.9	1.1
8	4.3	▲0.5	7.1	6.7	5.9	0.8	4.3	1.8	5.1	4.8	2.2	6.2	▲0.3	1.1	
9	27.9	▲0.5	30.2	5.3	31.4	4.1	29.5	2.7	23.6	3.6	13.6	4.8	14.5	1.1	
10	▲6.6	3.3	▲5.8	6.7	▲6.3	4.0	▲7.9	2.3	▲1.2	4.7	▲2.6	4.1	▲5.2	1.1	
11	1.4	3.3	3.6	5.3	4.3	1.6	1.2	3.6	4.0	4.7	4.0	3.2	0.8	1.1	

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies Refer to the appendix table

長崎 Nagasaki		熊本 Kumamoto		大分 Oita		宮崎 Miyazaki		鹿児島 Kagoshima		沖縄 Okinawa		Year and Month	
店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments			
53,309	116	80,632	162	56,013	111	58,065	121	73,045	184	22,897	55	C Y	2016
55,314	117	83,504	172	58,815	119	59,411	121	77,147	189	24,785	62		2017
57,227	119	85,431	178	61,028	124	60,608	122	80,534	195	29,223	71		2018
53,980	116	81,435	165	56,715	115	58,391	122	73,839	183	22,627	58	F Y	2016
55,848	117	84,310	174	59,407	120	59,944	121	78,607	193	26,236	62		2017
57,595	120	85,785	176	61,697	121	60,679	120	80,475	194	29,921	77		2018
14,868	120	21,913	177	15,567	121	15,454	121	20,594	195	7,535	66	Q3	2018
14,598	119	21,633	178	15,760	124	15,483	122	20,270	195	7,473	71	Q4	
13,863	120	20,649	176	15,047	121	14,606	120	19,209	194	7,532	77	Q1	2019
14,755	120	22,301	177	15,949	121	15,478	120	20,178	193	7,899	79	Q2	
15,511	119	23,275	177	16,619	121	16,325	120	21,196	194	7,967	79	Q3	
4,615	120	6,860	177	4,841	121	4,865	121	6,515	195	2,461	66	Sep	2018
4,784	119	7,146	178	5,124	121	5,112	121	6,753	195	2,445	66	Oct	
4,540	119	6,705	178	4,912	124	4,758	122	6,356	195	2,467	71	Nov	
5,274	119	7,782	178	5,724	124	5,613	122	7,161	195	2,561	71	Dec	
4,620	119	6,874	180	5,020	123	4,914	122	6,461	195	2,510	72	Jan	2019
4,386	120	6,544	176	4,782	121	4,609	121	6,083	193	2,454	76	Feb	
4,857	120	7,231	176	5,245	121	5,083	120	6,665	194	2,568	77	Mar	
4,812	120	7,317	177	5,264	121	5,107	122	6,636	193	2,609	76	Apr	
4,968	120	7,555	177	5,358	121	5,225	121	6,831	193	2,644	79	May	
4,975	120	7,429	177	5,327	121	5,146	120	6,711	193	2,646	79	Jun	
5,061	120	7,614	177	5,433	121	5,336	120	6,943	193	2,662	79	Jul	
5,086	120	7,629	177	5,488	121	5,407	120	6,977	194	2,635	79	Aug	
5,364	119	8,032	177	5,698	121	5,582	120	7,276	194	2,670	79	Sep	
4,454	119	6,858	179	5,006	121	4,790	120	6,421	196	2,485	80	Oct	
4,615	123	6,930	180	5,027	123	4,800	121	6,510	198	2,520	81	Nov	
12.2	4.5	9.8	3.8	8.7	5.7	6.2	0.0	7.3	5.7	13.4	7.8	C Y	2016
3.8	0.9	3.6	6.2	5.0	7.2	2.3	0.0	5.6	2.7	8.2	12.7		2017
3.5	1.7	2.3	3.5	3.8	4.2	2.0	0.8	4.4	3.2	17.9	14.5		2018
8.1	4.5	7.8	4.4	6.9	7.5	4.6	2.5	6.6	2.2	5.2	9.4	F Y	2016
3.5	0.9	3.5	5.5	4.7	4.3	2.7	▲0.8	6.5	5.5	15.9	6.9		2017
3.1	2.6	1.7	1.1	3.9	0.8	1.2	▲0.8	2.4	0.5	14.0	24.2		2018
3.7	3.4	1.9	3.5	3.0	0.8	0.9	▲0.8	3.0	3.7	13.8	10.0	Q3	2018
3.7	1.7	1.4	3.5	4.7	4.2	1.2	0.8	1.3	3.2	10.2	14.5	Q4	
2.7	2.6	1.7	1.1	4.7	0.8	0.5	▲0.8	▲0.3	0.5	10.2	24.2	Q1	2019
3.4	1.7	3.3	0.6	4.1	0.0	2.3	0.0	▲1.1	▲1.0	7.0	21.5	Q2	
4.3	▲0.8	6.2	0.0	6.8	0.0	5.6	▲0.8	2.9	▲0.5	5.7	19.7	Q3	
4.2	3.4	1.5	3.5	2.6	0.8	1.0	▲0.8	2.5	3.7	12.7	10.0	Sep	2018
4.4	2.6	2.6	4.1	4.3	0.8	3.7	1.7	2.6	3.7	10.0	8.2	Oct	
4.3	2.6	1.5	3.5	5.0	3.3	0.5	2.5	1.4	3.2	9.8	14.5	Nov	
2.6	1.7	0.3	3.5	4.8	4.2	▲0.3	0.8	0.0	3.2	10.7	14.5	Dec	
2.2	0.8	1.3	4.7	4.1	3.4	0.1	0.8	0.2	2.6	11.6	16.1	Jan	2019
2.4	1.7	1.9	2.3	5.2	1.7	0.4	0.8	▲0.7	1.6	10.8	22.6	Feb	
3.6	2.6	2.1	1.1	4.7	0.8	0.9	▲0.8	▲0.5	0.5	8.3	24.2	Mar	
2.3	1.7	2.7	1.1	3.6	0.8	1.9	0.8	▲0.9	0.0	8.2	18.8	Apr	
4.4	1.7	4.2	0.6	4.4	0.0	3.0	0.0	▲0.9	▲1.0	6.2	21.5	May	
3.6	1.7	3.0	0.6	4.2	0.0	1.9	0.0	▲1.5	▲1.0	6.7	21.5	Jun	
▲1.7	0.8	▲0.5	0.6	▲0.3	0.0	0.0	0.0	▲2.3	▲1.0	2.8	21.5	Jul	
▲0.4	0.8	3.1	0.6	4.0	0.0	2.9	0.0	0.1	▲0.5	6.0	21.5	Aug	
16.2	▲0.8	17.1	0.0	17.7	0.0	14.7	▲0.8	11.7	▲0.5	8.5	19.7	Sep	
▲6.9	0.0	▲4.0	0.6	▲2.3	0.0	▲6.3	▲0.8	▲4.9	0.5	1.6	21.2	Oct	
1.7	3.4	3.4	1.1	2.3	▲0.8	0.9	▲0.8	2.4	1.5	2.1	14.1	Nov	

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

第4表 商品別期末商品手持額、在庫率及び前年同期末比増減率

Table4 Commodity stocks and inventory ratio by goods and the percentage change from the same term of the previous year

	年期末	商品手持額										Year and Month		Value (million yen)	Commodity stocks
		Commodity Stocks	調剤医薬品 Dispensing pharmaceutical products	OTC医薬品 Over the counter medical products	ヘルスケア用品 (衛生用品)・ 介護・ベビー Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	健康食品 Health foods	ビューティケア (化粧品・ 小物) Beauty care (cosmetic products and goods)	トイレットリー Toiletry goods	家庭用品・日 用消耗品・ ペット用品 Household utensils, daily necessities, pet products	食品 Food	その他 others				
商品 手 持 額 (百 万 円)	2018年9月	873,522	35,634	137,225	57,643	37,211	240,088	85,938	120,133	143,234	16,416	Q3	2018		
	12	952,128	40,152	148,657	62,672	39,206	253,547	91,289	138,496	161,126	16,983	Q4			
	2019年3月	941,830	42,030	147,177	62,311	38,166	256,843	90,673	132,866	155,356	16,408	Q1	2019		
	6	938,950	39,979	144,620	60,763	39,588	254,904	91,163	132,890	158,338	16,705	Q2			
	9	976,924	41,311	151,857	62,677	40,711	266,370	92,971	139,876	163,606	17,545	Q3			
前 年 同 期 末 比 増 減 率 (%)	2018年9月	6.9	1.5	5.3	6.1	9.7	6.3	9.0	10.2	7.0	5.8	Q3	2018	Percentage change from the previous year (%)	
	12	6.9	3.7	6.4	3.6	9.9	6.7	8.5	8.9	7.5	2.1	Q4			
	2019年3月	10.2	20.7	10.3	5.3	8.3	8.7	13.3	12.9	8.8	6.2	Q1	2019		
	6	6.2	11.4	3.4	2.1	10.2	7.2	5.9	5.7	7.0	8.1	Q2			
	9	11.8	15.9	10.7	8.7	9.4	10.9	8.2	16.4	14.2	6.9	Q3			
商品 在 庫 率 (%)	2018年9月	169.9	114.5	200.0	177.8	206.6	316.6	176.2	149.9	95.9	164.1	Q3	2018	Inventory ratio (%)	
	12	163.1	111.4	185.8	160.9	209.5	282.3	168.1	150.5	99.1	149.9	Q4			
	2019年3月	169.1	114.6	179.9	166.8	207.6	303.2	177.1	166.0	98.7	173.2	Q1	2019		
	6	166.1	113.1	195.5	174.3	206.1	296.9	170.7	150.5	96.3	166.7	Q2			
	9	155.9	111.5	185.0	163.5	193.1	267.9	149.4	136.5	94.5	163.6	Q3			
前 年 同 期 末 比 増 減 率 (%)	2018年9月	2.0	3.2	4.7	7.2	2.6	2.7	4.6	4.8	▲1.9	▲11.2	Q3	2018	Percentage change from the previous year (%)	
	12	2.9	▲0.4	4.7	5.8	4.9	3.5	6.1	4.2	0.2	▲4.7	Q4			
	2019年3月	4.3	16.6	6.3	1.8	3.7	4.5	7.5	5.3	0.6	▲2.4	Q1	2019		
	6	0.7	0.1	0.3	0.1	7.8	2.1	3.1	▲0.1	▲0.4	▲0.2	Q2			
	9	▲8.2	▲2.6	▲7.5	▲8.0	▲6.5	▲15.4	▲15.2	▲8.9	▲1.5	▲0.3	Q3			

注1: 在庫率=期末商品手持額 / 月間商品販売額 × 100

注2: 前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note1: Inventory ratio = value of commodity stocks at the end of term / value of commodity monthly sales x 100

Note2: The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table

事務連絡
令和2年1月27日

日本チェーンドラッグストア協会
会長 池野 隆光 殿

財務省理財局総務課たばこ塩事業室長

たばこ小売販売業調査について（周知依頼）

平素より、たばこ行政に御理解と御協力を賜り、御礼申し上げます。

本調査は、たばこ小売販売業者の店舗経営及び営業形態に関する状況等を把握し、たばこ行政を適切に行っていくための基礎資料を得ることを目的として、財務省理財局が実施するもので、全国のたばこ小売販売業者の中から、標本理論に基づく無作為抽出により合計4,500店舗を対象としております。

調査対象に選ばれた方には、令和2年1月下旬に調査票を発送することとしております。

なお、調査票の発送・回収等、業務の一部を株式会社SHNet（エスエイチネット）に委託しております。

本調査によって把握された個別の事項については、統計法（平成19年法律第53号）第41条によりその秘密が保護されており、また本調査を作成するために集められた調査票は同法第40条により統計上の目的以外に使用されることはありません。

つきましては、貴台におかれましては、調査対象に選ばれた方々が本調査の趣旨を御理解いただき本調査へ御協力をいただきますよう、傘下会員等への周知方御協力をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

【担当】

財務省理財局総務課たばこ塩事業室

担当：岸

電話：（代）03-3581-4111（内線）5298

協会ホームページについて

- 第 20 回 JAPANN ドラッグストアショー開催中止の決定について(2020.02.25)
- 日本赤十字社に対し、国際医療救援チームメンバーが携行する一般用医薬品(OTC)等を寄付
(2020.2.4)
- 「令和元年台風 19 号被災地支援」募金結果とりまとめについて (2020.1.16)

事務局だより

- ・ マスク、うがい薬、アルコール消毒剤が品薄状態です。厚労省、経産省、消費者庁が流通在庫の状況を知りたいと連日、会員企業に連絡をとっています。ご協力いただいている会員企業様には、御礼申し上げます。メーカー様もフル操業で生産していると聞いており、17日の週からは、マスクが1億枚以上、市場に出てくるとの情報も流れています。必要な方が手に入れますよう、よろしくお願いします。
- ・ 内閣府と厚生労働省の作成した予防ポスターが目につくようになりました。手洗いとマスク・咳エチケットです。事務連絡で送らせていただいておりますので、店頭はお客様への啓発活動、バックルームは従業員用にご活用下さい。みんなで予防し、拡大を防ぎましょう。
- ・ SDGs推進委員会より返品率削減に活用いただきとうと、日本医薬品卸売業連合会様の御協力のもと、半期ごとの返品率をご提示いただきました(最小値、平均値、最大値)。2月12日に会員企業様には連絡させていただきましたので、どうぞ、ご活用下さい。また、返品削減には、製・配・販の3者で取組むことが重要です。まずはお取引のある卸様にお声掛けいただくのがいいと思います。よろしくお願いします。
- ・ 第36回ブロック総会は、2月18日(火)の東日本ブロックを皮切りに、21日(金)中部ブロック、25日(火)九州ブロック、27日(木)西日本ブロックというスケジュールです。正会員と賛助会員との交流の場でもあります。ぜひ、多くのご参加をお願いします。

発行日	2020年2月26日 発行	発行所住所	
発行人	池野 隆光	〒222-0033	
発行所	JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES	神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第 2 ビル 4 階	
	日本チェーンドラッグストア協会	TEL:045(474)1311 FAX:045(474)2569	
	HP: http://www.jacds.gr.jp	e-mail: sec@jacds.gr.jp	